

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月23日

【事業年度】 第114期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 春日井 博

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 長岡 正大

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 長岡 正大

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第110期	第111期	第112期	第113期	第114期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
営業収益 (百万円)	80,975	73,383	89,201	86,328	97,716
純営業収益 (百万円)	78,249	69,598	86,692	83,182	91,920
経常利益 (百万円)	12,979	6,346	18,397	15,120	20,492
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	13,150	1,953	10,189	11,048	16,569
包括利益 (百万円)	13,593	2,649	16,670	8,899	23,718
純資産額 (百万円)	185,568	181,348	192,935	194,828	209,529
総資産額 (百万円)	1,581,231	1,056,020	1,400,360	1,409,429	1,526,284
1株当たり純資産額 (円)	694.86	679.99	718.21	723.29	770.74
1株当たり当期純利益 (円)	52.94	7.85	40.86	44.08	65.82
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	52.79	7.84	40.69	43.92	65.50
自己資本比率 (%)	10.9	16.0	12.8	12.9	12.8
自己資本利益率 (%)	7.8	1.1	5.8	6.1	8.8
株価収益率 (倍)	7.6	46.6	14.9	11.0	10.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,672	107,307	12,814	20,779	4,737
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	23,011	18,620	42,571	24,361	20,734
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	32,355	57,593	4,530	17,662	2,737
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	98,442	130,423	96,651	111,345	92,623
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	2,847 [496]	2,747 [489]	2,655 [497]	2,658 [573]	2,528 [601]

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第110期	第111期	第112期	第113期	第114期
決算年月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2026年 3月
営業収益 (百万円)	15,395	12,138	13,782	18,014	20,341
経常利益 (百万円)	6,811	3,737	4,224	9,410	9,211
当期純利益 (百万円)	6,349	3,814	2,111	9,676	2,862
資本金 (百万円)	36,000	36,000	36,000	36,000	36,296
発行済株式総数 (株)	260,582,115	260,582,115	260,582,115	260,582,115	260,582,115
純資産額 (百万円)	109,451	107,870	107,188	109,331	106,250
総資産額 (百万円)	251,859	234,652	230,838	258,932	280,610
1株当たり純資産額 (円)	438.30	431.09	426.34	434.10	417.86
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	24.00 (10.00)	16.00 (8.00)	28.00 (12.00)	28.00 (12.00)	50.00 (22.00)
1株当たり当期純利益 (円)	25.56	15.34	8.47	38.60	11.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	25.49	15.31	8.43	38.47	11.32
自己資本比率 (%)	43.3	45.7	46.2	42.1	37.8
自己資本利益率 (%)	5.8	3.5	2.0	9.0	2.7
株価収益率 (倍)	15.8	23.9	71.9	12.5	62.6
配当性向 (%)	93.9	104.3	330.6	72.5	439.8
株主資本配当率 (%)	5.5	3.7	6.6	6.6	12.1
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	145 [65]	175 [54]	152 [50]	143 [70]	155 [72]
株主総利回り (比較指標：TOPIX(配当 込み)) (%)	105.4 (102.0)	100.2 (107.9)	167.2 (152.5)	143.2 (150.2)	211.9 (202.2)
最高株価 (円)	447	412	645	614	832
最低株価 (円)	368	336	349	441	395

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

3 第114期の1株当たり配当額50円(普通配当34円、記念配当16円)のうち、期末配当額28円(普通配当20円、記念配当8円)については、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

年月	沿革
1929年6月	株式会社高山商店設立。
1930年8月	東京株式取引所一般取引員の免許取得。
1944年4月	日本証券取引所取引員の免許取得。
1947年1月	商号を六鹿証券株式会社に変更。
1948年9月	証券取引法による証券業者登録。
1949年4月	東京・大阪両証券取引所正会員登録。
1961年4月	小山証券株式会社と合併。福岡証券取引所正会員登録。
1964年10月	株式会社六鹿商店と合併。
1968年4月	証券取引法の改正による証券会社の免許制移行に伴う証券業の免許取得。
1969年12月	商号を東京証券株式会社に変更。
1981年10月	遠山證券株式会社及び日興證券投資信託販売株式会社と合併。名古屋証券取引所正会員登録。
1984年10月	扶桑証券株式会社と合併。札幌証券取引所正会員登録。
1987年6月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第二部上場。
1989年3月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第一部指定。
1990年3月	名古屋証券取引所第一部上場。
1998年12月	証券取引法の改正による証券会社の登録制移行に伴う証券業の登録。
2000年10月	東海丸万証券株式会社と合併。商号を東海東京証券株式会社に変更。 東海丸万証券株式会社との合併に伴い、株式会社東海東京調査センター(現・株式会社東海東京インテリジェンス・ラボ 連結子会社)、Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited(現・連結子会社)、宇都宮証券株式会社(現・とちぎんTT証券株式会社 持分法適用関連会社)、東海東京サービス株式会社(現・連結子会社)、株式会社東海東京投資顧問が関係会社となる。
2005年7月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社(現・東海東京アセットマネジメント 持分法適用関連会社)設立。
2005年12月	金融先物取引法による金融先物取引業の登録。
2006年4月	東海東京インベストメント株式会社(現・連結子会社)設立。
2007年1月	Tokai Tokyo Securities Europe Limited(現・連結子会社)設立。
2007年6月	東海東京SWPコンサルティング株式会社(現・東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社 連結子会社)設立。
2007年7月	ワイエム証券株式会社(現・持分法適用関連会社)を株式会社山口フィナンシャルグループとの共同出資により設立。
2007年9月	金融商品取引法施行に伴う第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録。
2008年2月	Tokai Tokyo Securities (USA), Inc.(現・連結子会社)設立。
2008年5月	浜銀TT証券準備株式会社(現・浜銀TT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2008年7月	東海東京ビジネスサービス株式会社(現・連結子会社)設立。
2008年10月	東海東京証券分割準備株式会社(現・東海東京証券株式会社 連結子会社)設立。
2009年4月	金融商品取引業等を東海東京証券分割準備株式会社に会社分割の方法により分割し、持株会社体制に移行。商号を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社に変更。 東海東京証券分割準備株式会社が商号を東海東京証券株式会社に変更。
2009年9月	西日本シティTT証券準備株式会社(現・西日本シティTT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2010年4月	東海東京証券株式会社が本店を名古屋市に移転。 東海東京証券株式会社(存続会社)とトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社が合併。
2011年1月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社(存続会社)と株式会社東海東京投資顧問が合併し、商号を東海東京アセットマネジメント株式会社に変更。
2011年3月	Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.(現・連結子会社)設立。 東海東京アカデミー株式会社設立。

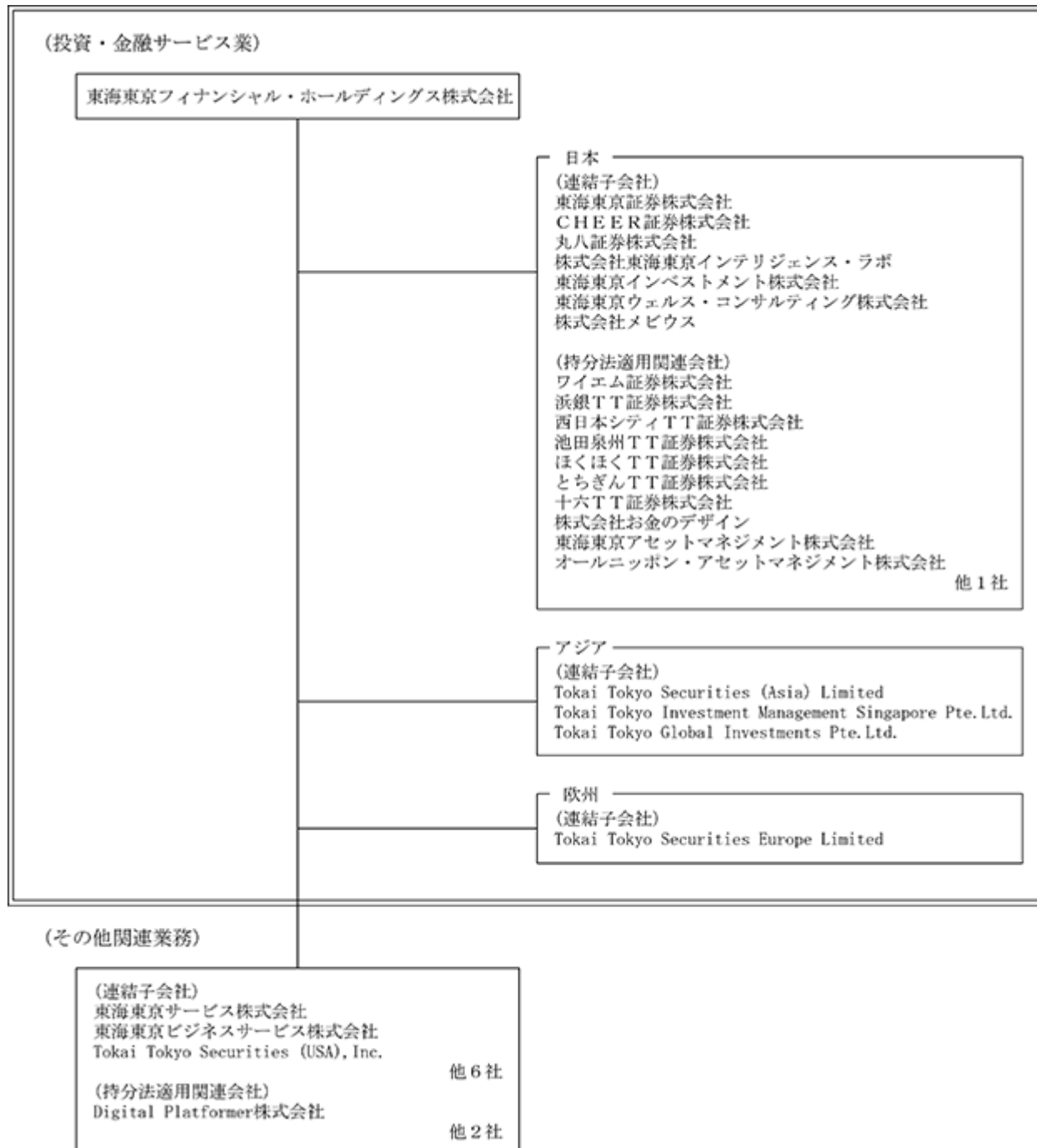
年月	沿革
2013年 1月	池田泉州ＴＴ証券準備株式会社(現・池田泉州ＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2015年 3月	Phillip Tokai Tokyo Investment Management Pte.Ltd.設立。
2015年 8月	オールニッポン・アセットマネジメント準備株式会社(現・オールニッポン・アセットマネジメント株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2016年 4月	ほくほくＴＴ証券準備株式会社(現・ほくほくＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2016年 5月	Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.(現・連結子会社)設立。
2017年 3月	株式会社ＥＴＥＲＮＡＬの株式取得。
2017年 9月	ピナクル株式会社の株式取得。
2018年 4月	十六ＴＴ証券設立準備株式会社(現・十六ＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)の設立。
2018年 6月	株式会社お金のデザイン(現・持分法適用関連会社)の株式取得。
2018年12月	ピナクルＴＴソリューション株式会社(2024年 4月ＴＴソリューション株式会社に商号変更)設立。
2019年 7月	資産管理プラットフォーム準備株式会社(2021年10月株式会社ＴＴデジタル・プラットフォームに商号変更)設立。
2019年 9月	東海東京証券株式会社(存続会社)と高木証券株式会社が合併。
2019年11月	３．０証券準備株式会社(現・ＣＨＥＥＲ証券株式会社 連結子会社)設立。
2020年 6月	Hash DasH Holdings株式会社の株式取得。
2021年 3月	Digital Platformer株式会社(現・持分法適用関連会社)の株式取得。
2021年 4月	エース証券株式会社の株式を公開買付けにより追加取得。同社及び同社子会社の丸八証券株式会社(現・連結子会社)を連結子会社化。
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行。 名古屋証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプレミアム市場へ移行。
2022年 5月	東海東京証券株式会社(存続会社)とエース証券株式会社が合併。
2023年12月	株式会社お金のデザインに東海東京アセットマネジメント株式会社の全株式を現物出資し同社を持分法適用関連会社化。
2024年 3月	株式会社東海東京調査センター(存続会社)と東海東京アカデミー株式会社が合併し、商号を株式会社東海東京インテリジェンス・ラボに変更。 ピナクル株式会社の全株式を譲渡。
2024年 6月	東海東京証券株式会社(存続会社)とＴＴソリューション株式会社が合併。
2025年 4月	ＣＨＥＥＲ証券株式会社(存続会社)と株式会社ＴＴデジタル・プラットフォームが合併。
2026年 1月	東海東京インベストメント株式会社がＳＤＦキャピタル株式会社(現・持分法適用関連会社)の株式を追加取得。ＳＤＦキャピタル株式会社を持分法適用関連会社化。
2026年 3月	株式会社ＥＴＥＲＮＡＬの全株式を譲渡。同社が保有する株式会社メビウス(現・連結子会社)の全株式を現物配当により取得。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社20社及び持分法適用関連会社14社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務のほか、その他の金融業等を営んでおります。当社グループは、日本をはじめ、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

当社グループの事業系統図



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
東海東京証券株式会社 (注) 3、4	名古屋市中村区	6,000	金融商品取引業	100		経営指導・管理 資金の貸付 店舗等の賃借 役員の兼任 3名
C H E E R証券株式会社 (注) 6	東京都中央区	100	金融商品取引業	100		経営指導・管理 役員の兼任 1名
丸八証券株式会社 (注) 1、3、5	名古屋市中区	3,751	金融商品取引業	44		役員の兼任 なし
株式会社東海東京インテリジェ ンス・ラボ	名古屋市東区	50	情報サービス業 金融商品取引業 教育・研修業	100		経営指導・管理 役員の兼任 なし
東海東京インベストメント 株式会社	東京都中央区	300	ベンチャーキャピ タル業務、有価証 券の運用	100		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 なし
東海東京ウェルス・コンサルティ ング株式会社	名古屋市中村区	100	コンサルティング 業、宅地建物取引 業	100		経営指導・管理 役員の兼任 なし
東海東京サービス株式会社	名古屋市東区	30	不動産の賃貸・管 理、事務代行業務	100		経営指導・管理 資金の貸付 事務委託 役員の兼任 なし
東海東京ビジネスサービス 株式会社	東京都中央区	50	証券会社のバック オフィス業務の受 託	80		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 なし
株式会社メビウス (注)10	大阪市中央区	110	生命保険・損害保 険代理店事業	100		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	中国 香港	千 香港ドル 155,000	証券業	100		債務保証 役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Securities Europe Limited	英国 ロンドン市	千 英ポンド 3,000	証券業	100		社債の被引受 役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Securities (USA), Inc.	米国 ニューヨーク市	千 米ドル 200	情報サービス業	100		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千 シンガポ ールドル 5,000	資産運用業	100		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	シンガポール	千 シンガポ ールドル 20,000	有価証券の運用	100		資金の貸付 役員の兼任 なし
東海東京インキュベーション 投資事業有限責任組合	東京都中央区	884	投資事業組合	100 (60)		役員の兼任 なし
東海東京インキュベーション 2号投資事業有限責任組合	東京都中央区	1,080	投資事業組合	100 (60)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited(注) 3	英国領 ケイマン諸島	5,130	会社型投資信託	53 (53)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited(注) 3	英国領 ケイマン諸島	4,240	会社型投資信託	53 (53)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Fund Limited(注) 3	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 60,045	会社型投資信託	76 (76)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Master Fund Limited(注) 3	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 23,305	会社型投資信託	76 (76)		役員の兼任 なし

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(持分法適用関連会社)						
ワイエム証券株式会社	山口県下関市	1,270	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
浜銀ＴＴ証券株式会社	横浜市西区	3,307	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
西日本シティＴＴ証券株式会社	福岡市中央区	3,000	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
池田泉州ＴＴ証券株式会社	大阪市北区	1,250	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
ほくほくＴＴ証券株式会社	富山県富山市	1,250	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
とちぎんＴＴ証券株式会社	栃木県宇都宮市	1,001	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
十六ＴＴ証券株式会社	岐阜県岐阜市	3,000	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
株式会社お金のデザイン	東京都中央区	100	金融商品取引業	33		役員の兼任 なし
東海東京アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	50	金融商品取引業	[100]		役員の兼任 なし
オールニッポン・アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	1,276	金融商品取引業	26		役員の兼任 1名
Digital Platformer株式会社	東京都千代田区	100	システム開発・提供	22 (22)		役員の兼任 なし
SDFキャピタル株式会社 (注) 8	東京都港区	68	スタートアップ・ デットファンドの 運営	33 (33)		役員の兼任 なし
フジタＴＴインパクト1号投資事業有限責任組合	愛知県豊明市	1,140	投資事業組合	26 (26)		役員の兼任 なし
Next Tokai Innovation Fund 1号投資事業有限責任組合(注) 7	名古屋市長和区	3,030	投資事業組合	50 (50)		役員の兼任 なし

(注) 1 有価証券報告書の提出会社であります。

2 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。なお、関係会社が投資信託等の場合については、出資比率を記載しております。

3 特定子会社に該当しております。

4 東海東京証券株式会社については、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	85,393百万円
(2) 純営業収益	78,857百万円
(3) 経常利益	16,451百万円
(4) 当期純利益	11,145百万円
(5) 純資産額	123,452百万円
(6) 総資産額	1,371,199百万円

5 所有割合は、100分の50以下であるものの実質的に支配しているため子会社としております。

6 2025年4月1日付でCHEER証券株式会社と株式会社TTデジタル・プラットフォームは、CHEER証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしております。

7 2026年1月26日付でNext Tokai Innovation Fund 1号投資事業有限責任組合は、東海東京証券株式会社及び東海東京インベストメント株式会社が新たに出資することにより、持分法適用関連会社としております。

8 2026年1月30日付でSDFキャピタル株式会社は、東海東京インベストメント株式会社の出資により持分法適用関連会社としております。

9 2026年3月31日付で株式会社ETERNALは、保有する全株式を譲渡したため、連結子会社から除外しております。

10 2026年5月12日付で株式会社メビウスは、事業継承した上で株式会社Milton清算会社に商号変更しております。

第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

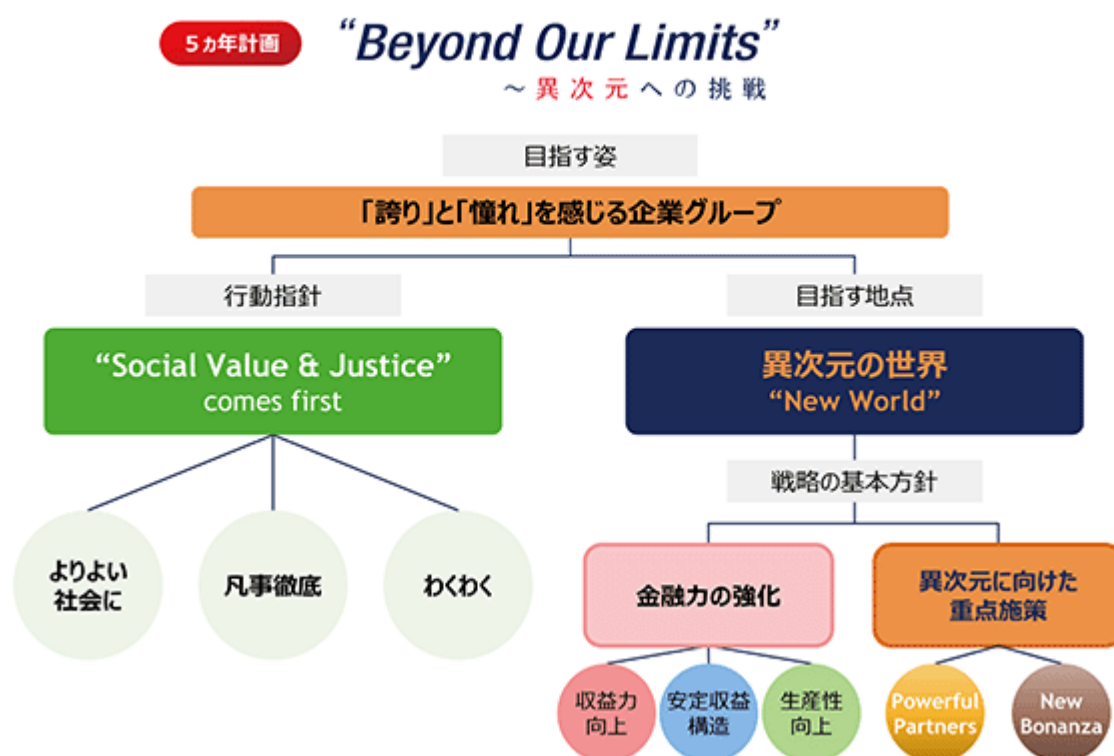
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(当社グループの中期経営計画の状況)

当社グループを取り巻く経営環境は、近年大きく変化してきております。AIをはじめとするテクノロジーの活用は事業展開に欠かすことができない存在となっており、加えて、環境への配慮や人権尊重を含む社会的責任の遂行など、サステナビリティ経営に対する要請も高まっております。対面証券ビジネスは、専門性及び人間性を備えた人材や高度なインフラを必要とする参入障壁が高いビジネスモデルであるものの、手数料体系の変化、賃金・システム・物価・金利の上昇、規制・制度改革並びにデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」)の加速等により、その在り方が大きく変容してきております。

このような環境下、当社グループでは、2022年4月より5ヵ年の中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」(以下「本計画」)を策定し、推進しております。本計画は、「『誇り』と『憧れ』を感じる企業グループ」となるために、「“Social Value & Justice” comes first」を行動指針として、「異次元の世界」への到達に挑戦するものです。その戦略の基本方針として、「金融力の強化」と「異次元に向けた重点施策」を掲げ、「金融力の強化」においては、収益力向上、安定収益構造確立、生産性向上に取組み、「異次元に向けた重点施策」では、Powerful Partners(1)との協業、New Bonanza(2)の創出等に一層注力しております。あわせて、デジタル分野においては、当社子会社であるCHEER証券株式会社等を通じ、先進的な金融サービスの提供を推進しております。

中期経営計画の構造



1 電力会社、通信会社、金融機関、商社、不動産、大学、地方銀行、地方公共団体といったパートナー

2 新しい金鉱脈となるビジネスや機能

本計画4年目にあたる当連結会計年度において、グループKGIである自己資本利益率(ROE)は8.8%、預り金融資産は13.4兆円、重要なKPIである経常利益は204億円となりました。

本計画における主な課題として認識している事項、及びそれに対する取組みは以下のとおりであります。

戦略の基本方針	課題・取組み
金融力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・富裕層向けのブランドとして、「Orque d'or(オルクドール)」を確立し、サロンの展開や証券担保ローン等の商品提供、営業員の育成等に取組み、お客さまの資産全体を活用した資産ポートフォリオモデルによるサービスを推進。また、金融面・非金融面において、マーケティングスキルの向上とサービスの利便性を高めるためのデジタル化等を通じて、もう一段高いサービス提供を行うオルクドール戦略2.0を推進。 ・準富裕層及びアッパーマス層との取引拡大を目的とした「クレールシエル戦略」を推進し、金融・非金融の両面から総合的なサービスを提供。 ・顧客ニーズに応えた新商品の開発による取引拡大、市場環境の変化に柔軟に対応可能なトレーディングキャパシティの強化及び専門性の向上を推進。 ・日本最大級のスタートアップ支援拠点であるSTATION Aiとの連携、SDFキャピタル株式会社との資本提携、並びに東海地域活性化ファンド設立等を通じ、スタートアップ支援体制の構築と強化。 ・地方銀行との提携合弁証券における媒介型ビジネスモデルの導入、富裕層及び法人向けサービスの展開等、金融・非金融サービスを融合したJVモデル2.0への深化。 ・株式会社トレードワークスとの資本業務提携等を通じデジタルツールやAIを活用した営業生産性向上・業務効率化の推進。
異次元に向けた重点施策	<p>Powerful Partnersとの各提携モデルを推進し、顧客基盤の拡大を図るとともに、証券機能にとどまらない総合金融サービスの獲得を目指す。あわせて、デジタル分野においては選択と集中を加速。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)当社グループを補完する機能を持つ企業との提携による、フルライン機能の提供 (2)当社グループのDXインフラを中心とした提携 (3)銀行と新たに提携し、銀行・証券代理店を展開

行動指針	課題・取組み
“Social Value & Justice” comes first	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動、人権尊重、人的資本やウェルビーイングを中心とした持続可能性への取組みを一層強化。情報開示の充実化を図ることにより、ESG指数「FTSE Blossom Japan Index」を含む各種指数への継続採用の実現。 ・東海東京証券株式会社では、お客さま本位の業務運営の実行に向け、NPS®()を用いた顧客満足度の測定を継続的に実施。 ・人的資本経営の推進として、ポジションチャレンジ制度や「Humanity Enhancement Program」等を通じた社員のチャレンジ支援や、働きやすい職場環境の整備。 ・ESG評価機関による当社グループの取組状況に関する評価の取得(FTSE評価「3.8」、MSCI評価「BBB」、CDP評価「B」)。 ・開示情報の充実とステークホルダー等との対話の拡充。 NPS®は、ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズ(現・NICE Systems, Inc.)の登録商標。「Net Promoter Score®(ネット・プロモーター・スコア)」の略で、正味推奨者比率と訳され、顧客ロイヤルティ(企業やブランドに対する愛着・信頼の度合い)を数値化する指標。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般

当社グループは、サステナビリティの重要性を認識し、持続可能な社会の実現に向け、金融・資本市場の担い手として事業活動を通じ環境・社会課題に積極的に取り組んでおります。持続可能な社会の実現に貢献することは、当社グループの中長期的な成長及び企業価値向上の前提であると考えています。

現中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」においては、「“Social Value & Justice” comes first」を行動指針として掲げ、社会的価値の創出と社会的正義の遂行を最優先に据えた経営を推進しています。すべての事業活動において、「社会的価値の創出につながるか」「社会に受け入れられる正しい行為か」という視点を重視し、持続可能な社会の実現に資する事業活動に努めています。

これまで当社グループは、サステナビリティを経営に統合する取組みを段階的に推進してきました。2020年9月に「SDGs宣言」及び「マテリアリティ(優先すべき重要課題)」を発表しました。その後、事業環境や社会課題の変化を踏まえ、マテリアリティを2023年9月に見直し、「豊かなライフマネジメントの実現」、「イノベーション」、「パートナーシップ」、「ウェルビーイング」、「グリーン」を当社グループの重要課題と特定しています。また、2024年3月には、従来から取り組んできた人権尊重の取組みを、グローバルな潮流を踏まえグループ全体で徹底するべく、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、「東海東京フィナンシャル・グループ人権方針」を策定し、人権尊重の考え方をグループ全体の事業活動へ反映する体制を整備しました。引き続き、サステナビリティに関する取組強化を通じて、環境・社会課題の解決に貢献しながら、企業価値の一層の向上を目指してまいります。

ガバナンス

当社グループにおけるサステナビリティに関する取組みは、SVJ協議会(当社代表取締役社長及び東海東京証券の代表取締役社長をはじめとした経営陣が参加)において、環境・社会・ガバナンスに関する課題について機会及びリスクの分析を行い、総合的な議論を経た上で、代表取締役会長が議長を務める経営会議(代表取締役会長及び代表取締役社長並びに指名された取締役及び執行役員から構成)においてサステナビリティに関する戦略等の協議・決定を行い、社外取締役が議長を務める取締役会が監督する体制のもとで推進しております。また、マテリアリティの特定や人権方針の策定など特に重要な事項については、経営会議での協議を経て取締役会に付議しております。

2025年度においては、ESG債引受実績、気候変動情報開示の見直し、ESG評価の結果及び対応方針、サステナビリティ関連イベントの実施状況等のトピックスを毎月の取締役会に報告しております。

推進にあたっては、サステナビリティに関する施策の企画・実施を担当する専門部署であるコーポレートコミュニケーション部ソーシャル・バリュー&ジャスティス推進室が事務局として、関係部門との連携の上取組みを推進しております。

なお、人的資本関連は、人事委員会で協議を行っているほか、従業員エンゲージメントや労務管理、採用など、人材確保の観点から重要性に応じて取締役会にて報告しております。

リスク管理

当社グループにおけるサステナビリティに関するリスク管理は、代表取締役社長が委員長を務める総合リスク管理委員会において、グループ全体のサステナビリティ関連リスクを識別、評価、管理し、その結果を取締役会へ報告し、取締役会の監督を受けております。今後も引き続きサステナビリティ関連リスクについての分析・評価の高度化に努め、リスクを回避・低減できるよう最適な管理体制の整備を一層進めてまいります。

なお、人権に関するリスクについては、内部通報制度や外部弁護士を活用した「グループ相談窓口」の運用を通じて、役社員やステークホルダーからの懸念を受け付ける体制としております。

(2) 気候変動

当社グループは、気候変動に起因する事業等のリスク及び機会を認識し、TCFDフレームワークに基づく取組みと情報開示の拡充に努めております。

ガバナンス

当社グループは、金融商品取引業者として、気候変動をはじめとする環境課題に取組む重要性を認識し、指針となる環境方針を定め、推進しています。

(取締役会による監督体制)

気候変動を含むサステナビリティに関する事項(ESG債引受実績、各種施策の進捗等)の取組状況について、毎月取締役会に報告しています。

<2025年度取締役会での主な報告事項>

- ・気候関連情報開示の見直しについて
- ・ESG評価の結果報告及び今後の対応について

(執行体制)

経営会議

当社の気候変動を含むサステナビリティに関する重要な案件は、代表取締役会長を議長とする経営会議にて報告又は協議されます。経営会議はSVJ協議会(下記)での協議を踏まえた判断を行います。

<2025年度経営会議での主な協議・報告事項>

- ・ESG評価の結果報告及び今後の対応について
- ・GHG排出量の算出結果及び今後の対応について

SVJ協議会

当社及び東海東京証券株式会社の代表取締役社長をはじめとした経営陣が参加するSVJ協議会では、気候変動を含むサステナビリティに関する取組みの検討の場として、課題の抽出、KPI進捗の確認、開示内容の検討等を行います。さらにSVJ協議会の内容は重要度に応じて経営会議に付議されます。

<2025年度SVJ協議会での主な協議事項>

- ・“Social Value & Justice” KPIの結果及びCO2排出量の削減方針
- ・マテリアリティについて
- ・2025年度気候変動情報開示の見直し
- ・2025年度ESG評価結果及び今後の対応

ソーシャル・バリュー&ジャスティス(SVJ)推進室

当社グループの気候変動を含むサステナビリティに関する取組みは、コーポレートコミュニケーション部ソーシャル・バリュー&ジャスティス推進室が中心となり、関係部門と連携して施策の企画・管理、KPI集計、開示対応及び各子会社への展開を行っています。

戦略

リスク及び機会の認識

当社グループはマテリアリティの一つに「グリーン」を設定し、気候変動が当社グループの事業活動及び中長期的な財務状態に影響を及ぼす可能性があることから、対応すべき喫緊の課題として取り組んでいます。

気候変動に関連するリスクには、低炭素経済への移行に伴う移行リスクと、気候変動の直接的影響による物理的リスクの2種類に大別されます。

移行リスクは、規制強化等に伴う政策・法的リスク、新技術の普及による技術リスク、市場の構造変化に伴う市場リスク、企業姿勢に対する社会的評価に起因する評判リスクが含まれます。物理的リスクは、異常気象の発生のような急性リスクと、気温上昇や海面上昇等中長期的に影響を及ぼす慢性リスクに分類されます。

一方で、気候変動は事業環境の変化を通じて当社グループに新たな機会をもたらす可能性があります。これら



の気候関連リスクや機会が顕在化した場合、当社グループの財務状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、5年未満を短期、5年以上10年未満を中期、10年以上を長期の区分で気候関連リスク・機会を評価しています。なお、当社グループの中期経営計画は5年単位で策定していることから、中期区分と整合した形で評価を実施しています。

こうした考え方にに基づき、当社グループは、2030年度にScope 1 及びScope 2 の温室効果ガス排出量のネットゼロ達成を目標としていることから、この目標に関するリスク及び機会が顕在化する重要な短期の評価時点として2030年を設定しています。また、カーボンニュートラル社会の到達点とされる2050年を長期の時間軸として設定し、これら2つの時間軸で気候変動が事業に与える影響についてシナリオ分析を行っています。

また、これらの分析結果を踏まえ、気候変動に関するリスクと機会を認識し、当社グループのレジリエンスを高めるための取組みを推進しています。

当社グループで想定される気候関連リスク

リスク		想定される影響	時間軸	カテゴリー
移行 リスク	政策/ 法規制	政府の排出量削減政策の厳格化や規制強化等により当社グループの事業コストが増加	中・長期	政策・法規制 リスク
	技術	脱炭素技術の発展による産業構造の変化や顧客ニーズの変化に適応した商品・サービスが十分提供できないこと等により当社グループの収益が減少	中・長期	オペレーショ ナル・リスク
	市場	脱炭素社会への移行に向けた政策変更や規制強化により市場が急激に変動し当社グループのトレーディング資産に損失が発生	短・中・長期	市場リスク
	評判	ステークホルダーが当社グループの気候変動問題への取組みや情報開示を不十分と評価し当社グループのレピュテーションが低下	短・中・長期	レピュテー ションリスク
物理的 リスク	急性/ 慢性	台風・豪雨等の異常気象による当社グループ資産の損壊、社員の被災に伴う業務の中断、対応コストの増加等により当社グループの業績が悪化	短・中・長期	オペレーショ ナル・リスク
		台風・豪雨等の異常気象により当社グループの取引先に人的被害や物的損害が生じ収益機会が減少	短・中・長期	信用リスク
		台風・豪雨等の異常気象により融資事業の担保価値が減少し、債権の回収可能性が低下	短・中・長期	市場リスク

当社グループで想定される気候関連機会

機会	時間軸
省エネルギーの取組みによるエネルギーコストの削減	短・中・長期
脱炭素社会への移行に取組むための資金調達などの引受けの増加	短・中・長期
脱炭素社会への移行に貢献する新産業・企業への投資機会の増大	短・中・長期
気候変動への取組みを通じたレピュテーション向上による事業機会の拡大	短・中・長期

シナリオ分析

当社グループは、「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(N G F S)」が公表するPhase 5のシナリオのうち、「秩序ある2050年脱炭素シナリオ(Net Zero2050)」、無秩序な移行を前提とする「無秩序な2050年脱炭素シナリオ(Delayed Transition)」、温暖化が進行する「現状政策シナリオ(Current Policies)」を用いて分析を行いました。2050年時点については各シナリオにおいて気候関連リスクが事業に与える影響を確認するとともに、2030年時点についてはリスクの発生可能性及び影響度から重要度を確認しました。

移行リスクは、規制強化や炭素価格の上昇による政策・法的リスク、新技術への対応遅れ等による技術リスク、市場の構造変化に対応できないことによる市場リスク、不十分な気候変動の取組みによる評判リスクが含まれます。物理的リスクは、巨大台風・集合豪雨等の異常気象の発生による業務の中断と施設の復旧費用等による急性リスクと、気温上昇や海面上昇等、中長期的に影響を及ぼす慢性リスクに分類されます。一方で、適切な気候変動への対応は、新商品の開発・販売やサステナブル金融の拡大等、当社グループに新たな機会をもたらす可能性があります。

シナリオ分析の結果、当社グループの事業全体への影響を総合的に考慮した結果、一定のリスクはあるものの財務に与える影響は限定的と考えております。

当社グループは再生可能エネルギーの利用拡大等の緩和策を継続的に講じることで、移行リスク発生の低減を図っています。一方、Current Policiesでは温暖化の進行と異常気象の増加を背景に、豪雨や水害リスクの高いエリアに所在する店舗の一部で影響が生じ得ることを確認しました。

今後も、シナリオのフェーズ更新等に応じて前提を見直しつつ、分析の高度化を図るとともに、物理的リスクへの適応策と移行リスクに対する緩和策の双方を継続的に推進してまいります。

シナリオ分析の概要

気候変動シナリオ (N G F S 第 5 版)	秩序ある2050年 脱炭素シナリオ (Net Zero 2050)	無秩序な2050年 脱炭素シナリオ (Delayed Transition)	現状政策シナリオ (Current Policies)
シナリオカテゴリ	秩序ある移行	無秩序な移行	温暖化が進行する世界
前提とする気温 上昇(2100年)	約1.5 未満	約1.7	約3.0
市場・政策環境	脱炭素政策が段階的に進展	政策対応が遅れ後半に急変	気候政策は限定的
シナリオ概要	<ul style="list-style-type: none"> 厳格な排出削減政策とイノベーションにより世界の気温上昇を1.5 に抑制。 2050年に日本を含む世界のCO2排出量をネットゼロにすることを旨とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 2030年まで排出量が減少せず、脱炭素社会への移行が遅れる。 温暖化を抑えるために強力な政策が必要となり移行リスクが高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施されている政策のみが保持される。 気温上昇が進み物理的リスクが最も高くなる。
分析期間	2050年時点		
分析方法	定量・定性分析		
分析結果	当社グループの財務に与える影響は限定的		

2030年時点については、自社事業に伴う温室効果ガス(Scope 1、Scope 2)の2030年度実質ゼロの目標を見据え、財務影響及びリスクの発生可能性と影響度から重要度を確認しました。

リスク管理

当社グループでは、気候変動によって発生し得るリスク及び機会は、サステナビリティ推進を担当するソーシャル・バリュー&ジャスティス推進室及び総合リスク・コンプライアンス部を中心に、事業特性を踏まえて識別・評価しています。

移行リスク、物理的リスク及び気候関連の機会に区分し、政策・規制動向、シナリオ分析の結果等をもとに、リスクの発生可能性及び影響度から重要度を確認しています。当社では年に一度の定期見直しに加え、重大な制度変更や災害が発生した場合には必要に応じて随時見直しを行います。

識別・評価したリスクと機会は、S V J協議会及び経営会議で協議又は報告し、取締役会へ報告することで全社的な管理を行っています。また、気候変動に関するリスクを当社グループの総合的リスク管理に組み込んでいます。

指標及び目標

当社グループは、パリ協定及び日本政府の「2050年カーボンニュートラル宣言」に賛同し、自社事業に伴う温室効果ガス(Scope 1、Scope 2)の2030年度実質ゼロを目標としています。中間目標として、2027年3月までに2021年度実績比で半減し、その進捗を中期経営計画KPIとして定期開示しています。排出量はGHGプロトコル等に基づき算定しており、2017年度以降継続的にモニタリングしています。達成に向け、再生可能エネルギーの利用拡大、省エネ・設備更新、運用改善等を優先し削減に努めています。

なお、Scope 3はカテゴリ6、7を算出し、詳細は当社ホームページの「サステナビリティ」の「グリーン」に掲載しています。また、Scope 3の開示範囲は随時拡大に努めています。

<https://www.tokaitokyo-fh.jp/sustainability/materiality-5/>

温室効果ガス排出量

(単位：t-CO2)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
Scope 1	401	454	450	424	412
Scope 2	2,590	2,493	2,090	1,817	1,292
Scope 1、2	2,991	2,947	2,539	2,242	1,704

集計範囲は、当社、東海東京証券株式会社、CHEER証券株式会社、株式会社東海東京インテリジェンス・ラボ、東海東京インベストメント株式会社、東海東京サービス株式会社(東海東京証券株式会社が入居する拠点)、東海東京ビジネスサービス株式会社です。2021年度より旧エース証券株式会社も追加しています。なお、当集計範囲は、当社グループの連結営業収益の約9割を占めており、排出量の大部分は東海東京証券株式会社からの排出です。

(3) 人的資本

経営戦略と人材戦略の連動を意識した取組み

当社は、ビジネスモデルの変化とともに人事制度も変化させてきました。また、社会の変化とともに、柔軟性のある働き方ができる職場環境を整備してまいりました。

成長の源泉である人材をいかに確保・育成・配置を行うかが重要な経営テーマであると認識しており、2019年からジョブ型人事制度へ転換を図りました。これにより、仕事の価値と給与の連動を実現し、各ポジションの業務内容を明らかにすることで、属性・勤続年数等に関わらず、より適した人材のポジション登用やよりスムーズなキャリア採用を可能といたしました。

加えて、導入から一定期間が経過したことから、2024年度は現状の確認と課題の洗い出しを行いました。具体的には、年功序列を廃止することにより管理職の早期登用が可能になったことや、キャリアパスを明確にすることにより社員の成長を促すなど、同制度の導入によりさまざまな利点が見られました。なお、2024年度明らかになった課題に対しては人事制度の見直しも含めた改善策の検討を進めております。

文化の醸成

当社は、社内公募や自己研鑽の取組みに対して手挙げ制度による仕組みを広げております。また、2年かけて65歳までの全社員を対象にキャリアデザインプログラムを実施いたしました。社員一人ひとりが自らキャリアを選択し、能動的に考えていくための環境を整えております。

2020年にHumanity Enhancement Programを創設し、プライベート支援、社内インターン、リスキング、社外への複業留学等の多様な学習機会を提供しており、結果として、専門性・人間性が向上し魅力的な人材になると考えております。現在はこれらのメニューを拡充しながら運用しており、当社独自の制度として社員へ広く浸透しております。

2024年度より、キャリア選択の機会を増やすため、従来は「社内公募」として実施していた制度を拡張した「ポジションチャレンジ」を新たに創設し、実施しました。これまでの「社内公募」では募集を希望する部署からの発信でしたが、「ポジションチャレンジ」では原則すべてのポジションを対象とし、社員本人が希望すればどこでも自由に応募することができるようになり、より一層、自律的なキャリア形成を促進できるような体勢を整えました。

「ポジションチャレンジ」の導入によって各部の業務内容、求める人材像が明確になったことに加え、社員の挑戦を後押しし、若手登用やキャリアパスの多様化に貢献しています。

また、社員のキャリア自律・自己成長に向けてキャリアプランシートとキャリア面談を導入しました。2021年度より全社員向けにキャリアデザイン研修を実施し、キャリアを主体的に描く意義の理解や自身の強み、仕事へのこだわり(自己理解)を整理する機会を設けました。その上で、今年度より具体的なキャリアビジョンや行動計画を考えて実行するための施策としております。今後も、人材育成や社内環境を整備することで企業価値向上につなげてまいります。

戦略

社内環境整備方針

当社では、経営戦略と人材戦略の連動について、2019年に全社員へ導入したジョブ型人事制度をベースとしております。

経営戦略でキーワードとしている「金融力の強化」、「異次元に向けた重点施策」、行動指針である「“Social Value & Justice” comes first」を実現するために、“攻め”の観点としての「事業強化」と、“持続性”の観点としての「企業の継続性・サステナビリティ」の2軸で人材戦略を定めております。それぞれの人材戦略について具体的な取組みを進め、従業員エンゲージメントの向上と、前年度の経常利益の3%を人材に投資し、育成に努めていくことをKPIとして設定しております。

なお、この2項目は中期経営計画のKPIとしても設定しております。

経営戦略	経営戦略	人材戦略	取組み	KPI 目標
金融力の強化		専門人材	<ul style="list-style-type: none"> 部門別採用 キャリア採用 ポジションチャレンジ 人材育成プログラム 若手育成プログラム 国内外MBA、選抜研修 キャリアデザインプログラム リスキリング ファイナンシャル・ウェルネス Humanity Enhancement Program 出産・育児・介護に関する両立支援制度 エンゲージメントサーベイ、ストレスチェック テレワーク、フレックスタイム制度 ハラスメント撲滅 ウェルビーイング 風紀委員会、規律の文化推進協議会 健康経営推進協議会 人事委員会 	従業員 エンゲージメント 教育 研修費
異次元に向けた重点施策		パートナーと協業できる人材 イノベティブな人材		
“Social Value & Justice” comes first (行動指針)		将来の経営リーダーとなる人材 キャリア自律できる人材 多様性・ダイバーシティ推進 働きやすい環境整備 コンプライアンス、顧客本位の業務運営にかかる意識醸成 SDGs、ESGの意識醸成		
ジョブ型人事制度		動的な人材ポートフォリオの実現 属性・勤続年数等に関わらないポジション(役職、職務)への登用		

また、主な取組みは以下のとおりです。

	取組み	取組みの主旨・内容
採用	部門別採用	・新卒採用時から専門性の高い部門において採用 (ウェルス部門、マーケット&プラットフォーム部門、法人営業部門、投資銀行部門、デジタル部門、IT部門、調査部門)
育成・研修 キャリア形成	ポジションチャレンジ()	・キャリア選択の機会を増やすため、関連会社を含め原則全部署のポジションを対象に公募を実施
	若手育成プログラム	・新卒入社後2年間を研修期間として位置づけ、Off-JTとOJTを交えたプログラムにより顧客対応・業務スキル・各分野の専門スキルの習得機会を提供
	管理職層に向けた育成支援	・マネジメントやコーチングをテーマに育成支援の研修機会を提供
	国内外MBA・選抜研修	・国内外MBAへの派遣、海外トレーニー、リーダー育成研修等を実施
	キャリアデザインプログラム	・全社員対象に自らの意思でキャリア形成を目指す研修を提供 ・個別相談に応じる窓口を設置
	リスキリング	・各部門・部署で求められるスキルの開示と、当社カフェテリア研修で受講できる学習コンテンツを一覧で紹介することによりリスキリング・アップスキリングを支援
	Humanity Enhancement Program	・会社が提供する機会以上に学びたいこと、業務以外のプライベートでも真剣に取り組みたいことへの会社支援(プライベート支援、複業留学、社内インターン、社内副業、メンター・メンティ、チームセッション)を実施
働き方 環境	出産・育児・介護に関する両立支援制度	・法定以上の休業期間及び短時間勤務期間を可能とする制度、柔軟な働き方を可能にするテレワーク、フレックスタイム制度、ワークデイセレクトを提供
	エンゲージメントサーベイ ストレスチェック	・社員の状況を把握することで、より効果的な環境整備の取組みを実現
組織体制	ハラスメント撲滅 風紀委員会・規律の文化推進協議会	・倫理観や規律に関する高い意識を持ち行動する企業風土の醸成を目指す組織体制を整備 ・規律を逸する行為について、情報を収集し、十分な調査の下、組織として適切な解決を図り、原因を検証し再発防止を企図
	健康経営推進協議会	・健康にかかる取組みや課題を協議

ポジションチャレンジの前身である社内公募制度は、募集されているポジションに対して自ら手を挙げキャリアを選択できる制度。2006年から開始し、これまでに累計900名の応募があり、350名程度の異動を実現。なお、2025年度のポジションチャレンジ制度の応募者数は旧制度である社内公募制度と比較し1.2倍程度。

人材育成方針

当社における人材育成方針は以下のとおりです。

- ・金融機能の担い手として、お客様の資産形成や資本の充実に貢献し、日本経済の成長に寄与する人材の育成
- ・常に自分のキャリアを模索し、自律的に学び続けることができる人材の育成
- ・変化を恐れず、変化をチャンスと捉え、新たなことにチャレンジできる人材の育成

2022年度からスタートした中期経営計画『“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦』期間中の人材育成方針として、“Social Value & Justice” comes firstを常に意識し、体現できる人材の育成を実行する

2026年度の重点育成施策については、以下のとおりです。

部門別採用者の専門性の強化

- ・ファイナンシャルウェルネスカンパニー：若手社員の早期育成を図る実践力強化を重点に置いた研修プログラムを構築
- ・ウェルネスマネジメントカンパニー：専門性・人間性強化に向けたオルクドールアカデミーの新設
- ・IT部門：若手～中堅層の階層別育成プログラムの導入
- ・グローバル・マーケットカンパニー：法人営業部門内研修の強化

多様化する社員のマネジメント能力、育成能力の向上

- ・全部店長を対象とした組織の活性化やチーム力の強化を図るための研修を2026年度～2027年度の2年間で実施予定
- ・全課長・GLを対象とした多様性を活かすパフォーマンスマネジメント研修を2026年度～2028年度の3年間で実施予定

キャリア自立支援の継続

- ・キャリアプランシートの本格運用
- ・管理職向けの研修にて、キャリアに対する施策の情宣活動を行っていく

全社員のデジタル・AIスキルの向上

- ・2026年度入社社員を対象に、デジタルの重要性の理解及び基本的なITリテラシーの習得を図る
- ・レベルに応じた体系的な研修プログラムを全社員に向けて実施する

当社の教育体系は以下のとおりです。

当社は就業している全期間において、教育プログラムを幅広く提供しております。

階層・役割	若手	中堅	課長・グループリーダー (GL)	部店長	役員
専門性フェーズ	探索 → 開発 → 専門性貢献				
階層別	若手育成プログラム	管理職研修 (課長/GL)		部店長マネジメント研修	
部門別	部門別の能力要件に応じた研修				
選抜・社内公募	リーダー育成研修 (ネクストリーダー → プロ → エグゼクティブ) 国内外MBA派遣 海外トレーニー研修 外部研修派遣 (女性管理職候補) 外部研修派遣 (女性管理職) 外部研修派遣 (女性部店長) 外部研修派遣				
キャリア開発	Humanity Enhancement Program / キャリアデザインプログラム・キャリアプランシート/リスキング支援				
カフェテリア	TTスクール/eラーニング、オンライン英会話 等				
資格取得支援	AFP・資産形成コンサルタント		リスキング、アプスキリング、リカレントを見据えた資格取得		
	CFP/証券アナリスト/プライベートバンカー等 業務・部門別資格取得				

指標及び目標

当社では、「第4 提出会社の状況 5 従業員の状況等 (2) 従業員の状況」及び上記において記載した社内環境整備方針及び人材育成方針に関する指標として、次の指標を用いております。当該指標における目標及び実績は次のとおりです。

将来のありたい姿として、管理職に占める女性労働者の割合においては男女の社員比率と管理職比率が同率となることや、男女で同等の育児への関与ができるように男性が育児休業を取得すること、また、性別によらない

公平な機会提供の実現によって労働者の男女の賃金の差異が縮小することを目指しております。

このありたい姿の実現に向けて中期経営計画の最終年度の目標達成に向けて取組みを進めてまいります。

指標	2025年度実績(1)	2026年度目標(2)
管理職に占める女性労働者の割合	18.9%	21.0%
男性労働者の育児休業取得率	89.4%	男性の育児休業又は 育児関連休暇取得100.0%
労働者の男女の賃金の差異 (正規雇用労働者)	75.1%	77.0%

1 当社の人事制度の運用効果を正確に把握・検証するため、当社の人事制度が適用される当社及び当社雇用による子会社への出向者の数値を集計しております。

2 当社の人事制度が適用される当社及び当社雇用者が出向している子会社で共通の目標を設定しております。

項目	今後の取組みの方向性
管理職に占める 女性労働者の割合の向上	<ul style="list-style-type: none"> 女性本人及び男性社員の意識改革 アンコンシャスバイアスの払しょく ライフイベントを考慮した女性の育成 女性の育児休業からの早期復帰 及び時短勤務労働者のフルタイムへの移行促進
男性労働者の育児休業取得率の向上	<ul style="list-style-type: none"> 育児関連休暇制度の拡充 育児休業取得の義務化 祝福する雰囲気醸成 長期休暇取得を可能とする環境整備
労働者の男女の賃金の差異の縮小	<ul style="list-style-type: none"> 上記の取組みが男女の賃金の差異の縮小にもつながることを期待

<サステナビリティに記載の社内環境整備方針・人材育成方針にかかる目標>

当社では、従業員エンゲージメントと教育研修費をサステナビリティに関する目標として掲げております。

指標	2022年度実績	2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	2026年度目標
従業員エンゲージメント	40.0%	41.0%	38.0%	40.7%	63.0%
前年度の経常利益に占める 教育研修費の割合	4.5%	8.4%	3.4%	3.9%	3.0%

当社の人事制度の運用効果を正確に把握・検証するため、当社の人事制度が適用される当社及び当社雇用による子会社への出向者の数値を集計しております。

当社の人事制度が適用される当社及び当社雇用者が出向している子会社で共通の目標を設定しております。

エンゲージメントサーベイにおける従業員エンゲージメントの設問に対する肯定的な回答率。(「仕事を通して個人として達成感を得ている」、「会社を素晴らしい職場として、知人に勧める」、「通常必要とされる以上の貢献をするようモチベーションを与えてくれる」の3項目から測定)

当社グループでは、中期経営計画において従業員エンゲージメントの数値目標を63.0%に設定し、定期的にサーベイを実施しております。このサーベイ結果は各組織長へ共有されており、各自組織の課題を把握した上で、対策を立案し実行しております。全社的には、課題解消に向けた施策の実施に加え、既存施策の強化・改善や新たな施策の策定を進めております。

具体的な取組みとしては、5年連続のベースアップや賞与制度の見直しを行い、経営層と社員を繋ぐ管理職層を「経営補佐段階」と位置付けて、マネジメント研修の充実を図りました。その結果、2024年度の調査ではエンゲージメントスコアが38.0%でしたが、2025年度の最新調査では2.7ポイント上昇し40.7%となりました。サーベイの詳細な結果を見ると、「会社を素晴らしい職場として知人に勧める」や「経営陣とのコミュニケーション」といった項目ではスコアが低い一方で、「直属の上司や同僚といった小さなコミュニティでの信頼感が高く協力的である」や「職場の安全性」といった項目では高いスコアが得られております。

当社グループは2019年よりジョブ型人事制度を導入しておりますが、近年では専門分野の細分化が進み、従来のジョブサイズだけでなく、社員の専門性や役割を考慮した人的資本に基づく人事運営が求められるようになっております。

これらの変化に対して、現行の報酬制度設計や昇給・昇格基準を基に、現行制度の範囲内で改善や見直しに取り組んでいるものの、必ずしも社員の期待に十分応えられておらず、結果としてモチベーションの低下に繋がる可

能性があると分析しています。

人材の流動化がますます加速する環境下、社員一人ひとりが「誇り」と「憧れ」を感じられる企業グループに相応しい抜本的な人事制度改革を経営の重要課題の一つとして認識し、取り組んでいく所存です。

また、引き続き社員の貢献に適切に報いるため、当面の報酬見直しに向けて可能な限り改善を進めてまいります。

< 取組み内容 >

他社の報酬水準やメリハリの付け方等に関する情報の収集

専門性と貢献度に応じた報酬制度体系の検討と具体像の策定(導入済みのプロフェッショナル制度やグループエキスパート制度の深化や特別貢献賞与の支給等を検討)

報酬の構成要素(固定：給与、短期：賞与、中長期：株式報酬(未導入))に応じたあり方・配分等の具体化検討

具体的には、評価・処遇体系を抜本的に見直し、専門性や業績貢献度が高い社員へ適切に還元していく方針を掲げ、社員一人ひとりが正当に報われることで成長を実感し、働き続けられる職場環境の実現を目指します。2026年度は中期経営計画最終年度として、引き続き取組みを加速してまいります。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、現時点では確認できていないリスクや現在は重要でないと考えられるリスクも当社グループの経営成績及び財政状態等に重要な影響を与える可能性があります。また、文中の将来に関する事項については、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済情勢及び市場変動に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、株価、金利及び為替市況等の変動並びに景気後退などの国内外の経済情勢の影響を受けやすく、投資需要の減少等による手数料収入の減少やトレーディング損益の変動等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、お客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、市場の混乱等による急激な市況変動や金利変動等により金融資産の価値が変動した場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、その業務の種類に応じて法令・諸規則の規制を受けております。国内の金融商品取引業者は、金融商品取引法及び関連する政省令等により登録規制、顧客勧誘規制、顧客取引規制及び自己売買規制その他の金融商品取引業者としての行為について規制されており、万が一、抵触した場合には業務停止等の行政処分を受ける可能性があります。

また、東海東京証券株式会社を含む第一種金融商品取引業者は、これらの法令により所定の自己資本規制比率を維持することが求められており、万が一、定められた自己資本規制比率を下回った場合には業務停止等を命じられるなどにより、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争状況に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、近年の大幅な規制の緩和等により、競争が激化する一方で、取扱商品の多様化が進んできております。このような状況のなかで、将来、より強力な競合先の出現等で従来と変わらぬ競争力を維持できない場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 取引先又は発行体の信用力悪化に伴うリスクについて

当社グループは、自己の計算において金融資産を保有しているほか、取引先との提携・友好関係の維持・構築を目的とした株式等の保有やお客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、取引先が決済を含む債務不履行に陥った場合、また、保有する有価証券の発行体が信用状況を著しく悪化させた場合には、元本の毀損による損失や利払いの遅延等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達環境の悪化に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、その業務の性質上、大量の有価証券を保有するために多額の資金を必要とすることから、適切な流動性を確保し、財務の安全性を維持することが必要となります。しかしながら、市場環境の激変、クレジット・クランチ、銀行の貸出余力の低下、格付会社による当社及び東海東京証券株式会社の信用格付の低下、当社グループの業績に対する不透明感等が生じた場合は、必要資金の確保に際し、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業にはコンピュータシステムは必要不可欠の設備であるため、業務上使用するコンピュータシステムや回線において、プログラム障害、外部からの不正アクセス、災害や停電等が原因となる障害が発生した場合、その規模によっては当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、社会的信用の低下による取引の減少等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) オペレーショナル・リスクについて

当社グループは、多様な業務を行うことに伴い、日々膨大な事務処理が発生しており、役職員が正確な事務処理を怠ること、及び事務管理上又は事務処理上のミス、事故又は不正等による損失の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、法令違反があった場合は、監督官庁から業務停止等の行政処分を課される可能性もあり、社会的信用が低下するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティに係るリスクについて

当社グループは、多くのお客様等の個人情報、取引先等の重要な営業情報及び当社グループ自身の重要情報を保有しており、不正な手段や過失等によりお客様等の個人情報及び当社グループの営業情報等が流出した場合は、当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、損害賠償の請求や社会的信用の低下により取引が減少するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等に関するリスクについて

当社グループの主たる子会社である東海東京証券株式会社の営業店舗網及び営業基盤は、東海地区及び関東地区を主力としており、これら地区の市民生活やインフラに重大な影響を及ぼす災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の各地の活動拠点には多くの役職員が業務に従事しており、地震・台風等の大規模な自然災害の発生、これらの事象に伴う停電その他の障害の発生、又は病原性感染症の感染拡大等の場合は、当社グループの事業の縮小を余儀なくされるなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟に関するリスクについて

当社グループでは、国内外で日々様々な取引が成立しており、法令、商慣習、契約及び約款等に基づく相互の認識の違い等が生じた場合、取引先との間に損害賠償請求訴訟等が生じる可能性があり、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材確保に係るリスクについて

当社グループは、金融商品取引業を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っており、有能な人材の確保に努めております。しかしながら、優秀な人材確保への競争は激しく、必要な人材の確保が困難な場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 海外事業に関するリスクについて

当社グループは、現地子会社の設置、海外の有力証券会社グループ等との提携等積極的に海外展開を図っております。展開にあたっては、弁護士等現地の専門家の助言を受けて進めておりますが、現地の法令、商慣習等に抵触した場合には、事業展開の中止、中断、縮小若しくは遅延又は社会的信用の低下等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 風評に関するリスクについて

当社グループは、お客様、取引先からの信用に大きく依存しております。そのため、憶測や必ずしも正確な事実に基づいていない風説・風評の流布に晒された場合は、その内容が正確でないにもかかわらず、当社グループの社会的信用が低下する風評被害の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) リスク管理方針や態勢に関するリスクについて

当社グループは、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統一的に管理しておりますが、想定外の市場の変動、リスク管理用データの過誤・陳腐化、事業内容の変貌又は法令の改正等により、当社グループのリスク管理態勢が有効に機能しない可能性があり、それにより損失・損害等が生じる場合は、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 事業の拡大に伴うリスクについて

当社グループは、グループ顧客基盤拡大やDXによる事業基盤拡充を図る観点から買収や資本提携等により業容の拡大を図ってまいりました。買収や資本提携等を成功に導くには、事業の効率的な統合等が必要となります。買収・資本提携等をした事業が、当社の予想通りの収益を計上できない可能性もあります。当社グループが当初期待した成果が得られない場合、又は、想定しなかった重大な問題点が買収や資本提携等の後に発見された場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) サステナビリティに関するリスクについて

当社グループは、サステナビリティに関する取組みが重要な経営課題であると認識しております。サステナビリティに関するリスクには、気候変動に起因するリスク、人権尊重への対応不足、並びに社会課題の解決に資する取組みの不足等が含まれます。これらのリスクは、法規制や政策の変更、社会的要請や顧客ニーズ、事業環境の変化等により顕在化する可能性があります。具体的には、気候変動や脱炭素社会への移行に伴う規制強化等の影響のほか、人権侵害や人権デューデリジェンスの不備等が想定されます。これらへの適切な対応が行われない場合、レピュテーションの低下や収益機会の喪失等を通じて、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー等の状況は、以下のとおりであります。

(1) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末の総資産は1,168億55百万円増加(前連結会計年度末比、以下(1)において同じ。)し1兆5,262億84百万円となりました。このうち流動資産は、約定見返勘定(資産)が733億49百万円、有価証券担保貸付金が231億50百万円減少した一方、信用取引資産が914億74百万円、預託金が490億99百万円増加したことなどから、1,124億8百万円増加し1兆4,345億85百万円となりました。また、固定資産は、投資有価証券が35億41百万円増加したことなどから、44億46百万円増加し916億99百万円となりました。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は1,021億54百万円増加し1兆3,167億55百万円となりました。このうち流動負債は、トレーディング商品が1,002億11百万円、短期借入金が43億61百万円減少した一方、約定見返勘定(負債)が1,069億36百万円、預り金が468億53百万円増加したことなどから、876億44百万円増加し1兆1,287億72百万円となりました。また、固定負債は、社債が78億円増加したことなどから、固定負債合計は144億3百万円増加し1,870億92百万円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末の利益剰余金は70億17百万円増加し1,273億22百万円となり、純資産合計は147億円増加し2,095億29百万円となりました。

(2) 経営成績

(受入手数料)

連結会計年度	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前連結会計年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	委託手数料	14,500	19	593	-	15,114
	引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	652	758	90	-	1,501
	募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	0	3	7,972	-	7,976
	その他の受入手数料	796	24	7,312	8,452	16,586
	合計	15,949	807	15,969	8,452	41,178
当連結会計年度 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	委託手数料	19,838	14	573	-	20,425
	引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	68	785	223	-	1,077
	募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	0	5	7,887	-	7,892
	その他の受入手数料	983	32	8,386	9,381	18,783
	合計	20,890	837	17,069	9,381	48,179

当連結会計年度の受入手数料の合計は17.0%増加(前連結会計年度増減率、以下(2)において同じ。)し481億79百万円を計上いたしました。

委託手数料

株式委託手数料は36.8%増加し198億38百万円となり、委託手数料全体では35.1%増加し204億25百万円を計上いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は89.4%減少し68百万円を計上いたしました。また、債券は3.6%増加し7億85百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では28.2%減少し10億77百万円を計上いたしました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は、1.1%減少し78億87百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では1.1%減少し78億92百万円を計上いたしました。

その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は14.7%増加し83億86百万円、保険手数料収入は3.6%増加し64億85百万円の計上となり、その他の受入手数料全体では13.2%増加し187億83百万円を計上いたしました。

(トレーディング損益)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	自	至	自	至
株券等トレーディング損益 (百万円)	2024年4月1日	2025年3月31日	2025年4月1日	2026年3月31日
株券等トレーディング損益 (百万円)		21,729		23,066
債券・為替等トレーディング損益 (百万円)		15,175		15,021
合計		36,905		38,087

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は6.2%増加し230億66百万円の利益の計上となり、債券・為替等トレーディング損益は1.0%減少し150億21百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は3.2%増加し380億87百万円の利益を計上いたしました。

(金融収支)

当連結会計年度の金融収益は38.9%増加し114億49百万円を計上いたしました。また、金融費用は84.2%増加し57億96百万円を計上し、差引の金融収支は10.9%増加し56億53百万円の利益を計上いたしました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の取引関係費は12.2%増加し162億37百万円となりました。また、人件費は8.7%増加し357億7百万円、不動産関係費は3.7%増加し80億18百万円、事務費は5.6%増加し92億2百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費の合計は7.9%増加し771億5百万円を計上いたしました。

(営業外損益)

当連結会計年度の営業外収益は、投資有価証券評価益18億27百万円、持分法による投資利益12億59百万円などを計上し、営業外収益の合計は63.9%増加し59億82百万円となりました。また、営業外費用は、投資事業組合運用損2億7百万円などを計上し、営業外費用の合計は13.9%増加し3億5百万円となりました。

(特別損益)

当連結会計年度の特別損益は、特別利益として45億66百万円を計上し、特別損失として23億40百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は13.2%増加し977億16百万円、純営業収益は10.5%増加し919億20百万円となり、営業利益は26.2%増加し148億15百万円、経常利益は35.5%増加し204億92百万円を計上し、法人税等を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は50.0%増加し165億69百万円を計上いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは47億37百万円の収入となりました。これは税金等調整前当期純利益が227億18百万円の黒字となり、約定見返勘定が1,802億86百万円減少し、預り金が468億77百万円増加し、それぞれ収入となる一方で、トレーディング商品(負債)が1,002億11百万円減少し、信用取引資産が914億74百万円増加し、それぞれ支出となったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは207億34百万円の支出となりました。これは、短期貸付けによる支出556億40百万円、投資有価証券の取得による支出57億77百万円、短期貸付金の回収による収入312億24百万円、投資有価証券の売却による収入122億80百万円などによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは27億37百万円の支出となりました。これは短期借入金の純増減額が177億59百万円、長期借入れによる収入308億円、長期借入金の返済による支出105億円、配当金の支払による支出95億39百万円などによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物は187億21百万円減少し、当連結会計年度末の残高は926億23百万円となりました。

(4) トレーディング業務の概要

トレーディング商品

トレーディング商品の残高は次のとおりです。

区分		前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	328,641	354,337
	株式・ワラント (百万円)	9,012	12,823
	債券 (百万円)	277,415	295,029
	受益証券等 (百万円)	42,213	46,484
	デリバティブ取引 (百万円)	14,317	14,758
合計 (百万円)		342,958	369,095
負債の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	370,718	270,706
	株式・ワラント (百万円)	25,938	13,150
	債券 (百万円)	344,659	257,527
	受益証券等 (百万円)	121	28
	デリバティブ取引 (百万円)	25,556	25,357
合計 (百万円)		396,275	296,064

トレーディング業務のリスク管理

トレーディング業務のリスク管理の状況については「第5 経理の状況」の「1 連結財務諸表等」の注記事項(金融商品関係)に記載しております。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)のわが国の経済は、食料品を中心とする物価上昇率の高止まりや米国の通商政策が景況感を下押ししたことにより消費抑制が懸念されたものの、企業による積極的な賃上げと政府の経済対策等に支えられ、概ね堅調に推移しました。一方、中東情勢の不安定化でエネルギー価格が急騰、今後の国内経済と物価に悪影響が出ることが懸念されています。

海外においては、米国の通商政策の影響が総じて限定的となる中、米国経済は個人消費や設備投資を中心に概ね堅調に推移しました。一方、ユーロ圏は、中核国である独仏経済の低迷によって低成長を余儀なくされました。またアジア圏においては、インド経済が引き続き高い成長を維持したものの、中国経済は内需の弱さから減速気味で推移しました。

日本の株式市場では、35,900円台で始まった日経平均株価が、米国の通商政策に対する懸念から一時30,700円台まで急落しました。その後は、米国の通商政策の一部変更が公表されたことや、AI関連市場の拡大期待、衆院選での自民党大勝といった好材料が重なり、59,332.43円まで力強く上昇しました。3月からは、中東情勢の不安定化を受けて相場は下落に転じ、51,063.72円で取引を終えました。なお、2025年4月～2026年3月の東証プライム市場の1日当たり平均売買代金は6兆7,015億円(前年同期の1日当たり平均売買代金は5兆631億円)となっています。

米国の株式市場では、41,000ドル台で始まったダウ平均株価が米国の通商政策を巡る不透明感から急落し、期中最安値となる36,611.78ドルを付けました。しかしその後は、良好な米国の景気や企業決算、「生成AI相場」の継続、非ハイテク株への資金流入の活発化などを背景に、上昇基調を継続しました。しかし、期中最高値となる50,512.79ドルを付けた後、中東情勢の不安定化を受けて急落し、46,341.51ドルで取引を終えました。

日本の長期金利は1.50%近辺で始まった後、予想を上回る米国の通商政策や日銀の追加利上げ観測の後退を受けて、期中最低金利となる1.05%まで低下しました。しかしその後は、財政悪化懸念や需給要因から金利上昇の流れが続きました。さらに、高市政権の発足による財政悪化懸念や中東情勢の不安定化が加わったことで、2.39%まで上昇した後、2.35%で取引を終えました。

米国の長期金利は4.20%で始まった後、期中最低金利となる3.85%まで低下しました。しかし、財政悪化懸念や

米国債の格下げなどを受けて米国債売りが優勢となり、期中最高金利となる4.62%まで上昇しました。その後は緩やかな低下基調が続き、一時4%を下回りましたが、中東情勢の不安定化でインフレ懸念が強まると4.48%まで上昇し、4.31%で取引を終えました。

為替市場(ドル円)は1ドル149円台で始まった後、予想を上回る米国の通商政策に対してドル安円高で反応、期中最安値となる139円台まで下落しました。その後はほぼ一貫して下値を切り上げ、1月には159円まで上昇しました。介入警戒から一旦152円台まで反落する局面はあったものの、再び反発に転じ、3月には期中最高値となる160円台まで急伸し、158円台で取引を終えました。

(2) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、その業務の性質上、自己の計算により株式及び債券等の有価証券を保有するのに多額の資金を必要とするため、十分かつ安定的な流動性を確保しております。

主な資金調達手段としては現先取引等の有担保調達、市中銀行等の金融機関借入、MTN及び短期社債の発行、コールマネー等の方法があり、資金繰り状況に応じた適切な組合せにより資金調達を行っております。

なお、東海東京証券株式会社においては、有事の際の資金調達手段として市中銀行と総額430億円のコミットメントライン契約を確保しております。また、リスク管理では関連規程に基づいて日次、週次、月次で資金繰り管理を行っている他、コンティンジェンシー・プランについても4段階の想定シナリオに基づいたリスク管理を実施しております。

(3) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する商品有価証券等及びデリバティブ取引については、時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。商品有価証券等及びデリバティブ取引については、取引所等の市場価格により時価を算定しております。ただし、市場価格がない商品有価証券等及びデリバティブ取引については、主に金利、配当利回り、原資産価格、ボラティリティ等を基に将来のキャッシュ・フローの現在価値を見積もることにより時価を算定しており、異なる前提条件等を採用した場合には当該時価が変動する可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合等、実質価額が著しく下落し回復可能性がないと判断した場合に減損処理を行います。

また、連結貸借対照表には、持分法適用関連会社に関するのれんが含まれております。当該のれんについても減損損失の計上の必要性を検討する必要があり、投資時に予想した収益性が低下した結果、投資額の回収が見込めないと判断した場合に減損損失の計上を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

固定資産の減損

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産については、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように、減損損失の計上を行っております。資産又は資産グループの回収可能価額は、時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか高い金額であることから、固定資産の減損損失の金額は合理的な仮定及び予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。従って、事業計画や経営環境等の前提条件が変化した場合、固定資産の使用方法を変更した場合、不動産取引相場等が変動した場合及びのれんが認識された取引において取得した事業の状況に変動が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。

退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づいております。退職給付債務の算定にあたっては、退職給付見込額の期間帰属方法を給付算定式基準とし、割引率の設定はイールドカーブ等価アプローチによる方法により算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務が変動する可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当額を計上しております。評価性引当額の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当額が増減し、繰延税金資産の調整額が発生する可能性があります。

5 【重要な契約等】

(1) 吸収分割契約

当社は、2026年3月11日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社メビウスが営む保険代理店事業その他の一切の事業を、吸収分割により株式会社メビウス準備会社へ承継させることを決議し、2026年4月5日付で吸収分割契約を締結のうえ、2026年5月12日を効力発生日として、同吸収分割を実行いたしました。なお、株式会社メビウスは、2026年5月12日付で株式会社Milton清算会社に商号変更しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(2) 金銭消費貸借契約

借入人	当社
契約締結日	2022年3月28日 ~ 2026年3月26日
相手方の属性	都市銀行、地方銀行等
期末残高	45,000百万円
弁済期限	2029年3月31日 ~ 2031年3月31日
担保の有無及び内容	無
特約の内容	東海東京証券株式会社の各年度の決算期及び中間期(以下、本項において、当該決算期及び中間期を「本・中間決算期」という。)の末日における東海東京証券株式会社の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該本・中間決算期の直前(6ヶ月前)の本・中間決算期の末日又は借入日の直前期末日における東海東京証券株式会社の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。 東海東京証券株式会社の各年度の本・中間決算期の末日における自己資本規制比率(金融商品取引法第46条の6で定義された意味を有する。)がそれぞれ200%以上であること。 株式会社格付投資情報センターによる発行体格付及び株式会社日本格付研究所による長期発行体格付を、それぞれBBB-以上に維持すること。 東海東京証券株式会社に対する出資比率を100%に維持すること。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、設備投資につきましては、生産性向上やセキュリティ対策強化を目的としたイントラネット基盤更改等を行い、ソフトウェア2,170百万円を新規取得しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(提出会社)

2026年3月31日現在

事業所名	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフト ウェア 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
本店	東京都 中央区	971			17	988	155	賃借
別館	名古屋市 中村区	86				86		賃借
オルクドール・サロン AOYAMA	東京都 港区	690				690		賃借

(国内子会社)

2026年3月31日現在

会社名(店舗名)	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフト ウェア 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
東海東京証券株式会社								
本店	名古屋市 中村区	62			2,756	2,818	144	賃借
本店別館	名古屋市 中村区	2				2	62	賃借 (注) 2
本店丸の内別館	名古屋市 中区	138				138	110	賃借
東京本部	東京都 中央区	0				0	393	賃借 (注) 2
東京本部別館	東京都 中央区	53				53	183	賃借
城東支社	東京都 江東区	68				68	75	賃借
渋谷支店	東京都 渋谷区	10				10	33	賃借
名古屋支店	名古屋市 中区	18				18	79	賃借
大阪支店	大阪市 中央区	12				12	47	賃借
全店計		965	3,296	6,359.35	2,756	7,019	1,860	保有・ 賃借

(注) 1 賃貸物件の場合、建設工事のみを資産計上しております。

2 当社から賃借しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(在外子会社)

主要な設備がないため、記載しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
東海東京証券 株式会社	デリバティブ管理システム 基盤更改・バージョンアップ	1,177	69	自己資金	2026年1月	2027年7月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	260,582,115	260,582,115	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミアム市場	権利内容になんら限定のない、 当社における標準となる株式で あります。 単元株式数は100株でありま す。
計	260,582,115	260,582,115		

(注) 発行済株式のうち813,400株は、譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行した際の現物出資(金銭債権592百万円)によるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第11回新株予約権(2019年8月26日取締役会決議)

決議年月日	2019年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与50名、従業員202名及び当社子会社の取締役22名、従業員1名、合計277名
新株予約権の数(個)	206 [196](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 206,000 [196,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり305(注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2026年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353 資本組入額 177(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第12回新株予約権(2020年8月24日取締役会決議)

決議年月日	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与42名、従業員204名、当社完全子会社の取締役23名、及び当社子会社の取締役4名、合計276名
新株予約権の数(個)	214 [206](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 214,000 [206,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり277(注)2
新株予約権の行使期間	2022年10月1日～2027年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 331 資本組入額 166(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第13回新株予約権(2021年8月23日取締役会決議)

決議年月日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与46名、従業員215名、当社完全子会社の取締役26名、及び当社子会社の取締役2名、合計292名
新株予約権の数(個)	505 [485](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 505,000 [485,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり443(注)2
新株予約権の行使期間	2023年10月1日～2028年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格504 資本組入額252(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第14回新株予約権(2022年8月22日取締役会決議)

決議年月日	2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与52名、従業員235名、当社完全子会社の取締役21名、及び当社子会社の取締役2名、合計313名
新株予約権の数(個)	595 [579](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 595,000 [579,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり396(注)2
新株予約権の行使期間	2024年10月1日～2029年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格441 資本組入額221(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第15回新株予約権(2023年8月28日取締役会決議)

決議年月日	2023年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与54名、従業員241名、当社完全子会社の取締役18名、及び当社子会社の取締役3名、合計319名
新株予約権の数(個)	902 [890](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 902,000 [890,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり504(注)2
新株予約権の行使期間	2025年10月1日～2030年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格568 資本組入額284(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第16回新株予約権(2024年8月28日取締役会決議)

決議年月日	2024年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名(子会社の業務執行取締役を兼務する当社の非業務執行取締役1名を含む)、執行役員・参事48名及び従業員243名、並びに当社子会社の取締役20名、合計314名
新株予約権の数(個)	1,468(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,468,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり543(注)2
新株予約権の行使期間	2026年10月1日～2031年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格603 資本組入額302(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第17回新株予約権(2025年8月27日取締役会決議)

決議年月日	2025年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名(子会社の業務執行取締役を兼務する当社の非業務執行取締役1名を含む)、執行役員・参事48名及び従業員232名、並びに当社子会社の取締役15名、合計298名
新株予約権の数(個)	1,442(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,442,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり628(注)2
新株予約権の行使期間	2027年10月1日～2034年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格708 資本組入額354(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当て契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第18回新株予約権

会社法に基づき、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2026年6月25日開催予定の定時株主総会において特別決議する予定です。なお、募集要項の決定については、別途開催される取締役会決議によるものとします。

決議年月日	2026年6月25日(予定)
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者及び使用人(注)1
新株予約権の数(個)	上限1,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 上限1,600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から7年間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 当社の取締役会において、それぞれの会社の連結業績への貢献度、業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者及び使用人それぞれの貢献・グループ内の報酬水準等を事前に適切に審議した上で、当社取締役会が具体的な割当者及び割当個数を決定するものとする。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者及び使用人(使用人には当社又は子会社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本新株予約権を行使することはできない。
- イ 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2026年3月13日(注1)	813,400	261,395,515	296	36,296	296	9,296
2026年3月13日(注2)	813,400	260,582,115		36,296		9,296

(注)1 譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるものであります。

2 上記発行に基づく同数の自己株式の消却によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		33	31	557	199	339	76,907	78,066	
所有株式数 (単元)		922,959	88,617	132,758	464,876	1,727	992,353	2,603,290	253,115
所有株式数 の割合(%)		35.453	3.404	5.099	17.857	0.066	38.119	100.00	

(注)1 自己株式6,887,116株は「個人その他」に68,871単元、「単元未満株式の状況」に16株を含めて記載しております。

なお、自己株式6,887,116株は、株主名簿記載上の株式数であり、2026年3月31日現在の実保有残高は6,886,116株であります。

2 「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1	33,258,900	13.11
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1-4-5	10,306,853	4.06
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	9,036,400	3.56
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014,553	2.76
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区赤坂1-8-1)	5,611,890	2.21
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,845,540	1.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2-15-1)	4,704,247	1.85
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,406,000	1.74
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1)	4,135,804	1.63
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	3,913,798	1.54
計		87,233,985	34.39

(注) 上記のほか、当社が保有しております自己株式6,886,116株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合(2.64%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,886,100		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 253,442,900	2,534,429	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 253,115		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	260,582,115		
総株主の議決権		2,534,429	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式が16株含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 二丁目5番1号	6,886,100		6,886,100	2.64
計		6,886,100		6,886,100	2.64

- (注) 1 当社は、単元未満自己株式16株を保有しております。
2 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に基づく普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,324	814,299
当期間における取得自己株式	153	110,124

- (注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含まれておりません。

会社法第155条第13号に基づく普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,600	
当期間における取得自己株式	1,900	

- (注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの譲渡制限付株式の無償取得による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
売却の処分を行った取得自己株式	813,400	352,373,703		
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他	1,880,028	892,202,936	66,000	30,132,294
(新株予約権(ストック・オプション)の行使に基づき移転した取得自己株式)	(1,880,000)	(892,187,620)	(66,000)	(30,132,294)
(単元未満株式の買増請求により譲渡した取得自己株式)	(28)	(15,316)	()	()
保有自己株式数	6,886,116		6,822,169	

(注) 1 当期間における取得自己株式の処理状況には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使及び単元未満株式の買増請求による株式数は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使、単元未満株式の買取請求及び買増請求による増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な成長による企業価値の向上を目的として、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対し、安定的かつ適切な配当を実施することを基本方針としております。

当社の毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、中間配当及び期末配当の年2回としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、期末配当金1株につき28円(普通配当20円、記念配当8円)とし、中間配当金22円(普通配当14円、記念配当8円)と合わせて50円(普通配当34円、記念配当16円)としております。この結果、当連結会計年度の連結配当性向は76.0%(普通配当における配当性向51.7%)、連結純資産配当率は6.7%、また、当事業年度の株主資本配当率は12.1%となりました。

なお、2024年3月期以降、現在の中期経営計画期間(2027年3月期まで)における株主配当につきましては、以下のとおりとします。

連結配当性向を50%以上とする

1株当たり年間配当金を24円以上とする

上記、のいずれか高いものを配当基準とする。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年10月31日 取締役会決議	5,536	22.00
2026年6月25日 定時株主総会決議(予定)	7,103	28.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様との協働も必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を以下のとおり定めるとともに、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。

(https://www.tokai-tokyo-fh.jp/asset/pdf/corporate/governance_guideline.pdf)

<コーポレートガバナンス基本方針>

当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備及び株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。

当社は、株主、顧客、取引先、社員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、健全な事業活動を尊重する企業文化・風土を醸成してまいります。

当社は、法令等に基づく適切な情報開示のみならず、自主的な情報開示を行い、経営の公正性と透明性の確保に努めてまいります。

当社は、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速・果敢な意思決定を行うことを可能とする体制の整備に努めてまいります。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的なIR活動などを通じて、株主との建設的な対話を行ってまいります。

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、監査等委員である取締役が、適法性監査に加え、妥当性監査を行うことによる監査・監督機能の強化、また、取締役会から業務執行取締役への重要な業務執行の決定の委任による意思決定の迅速化及び取締役会における議論の深化を目的に、「監査等委員会設置会社」を採用しております。

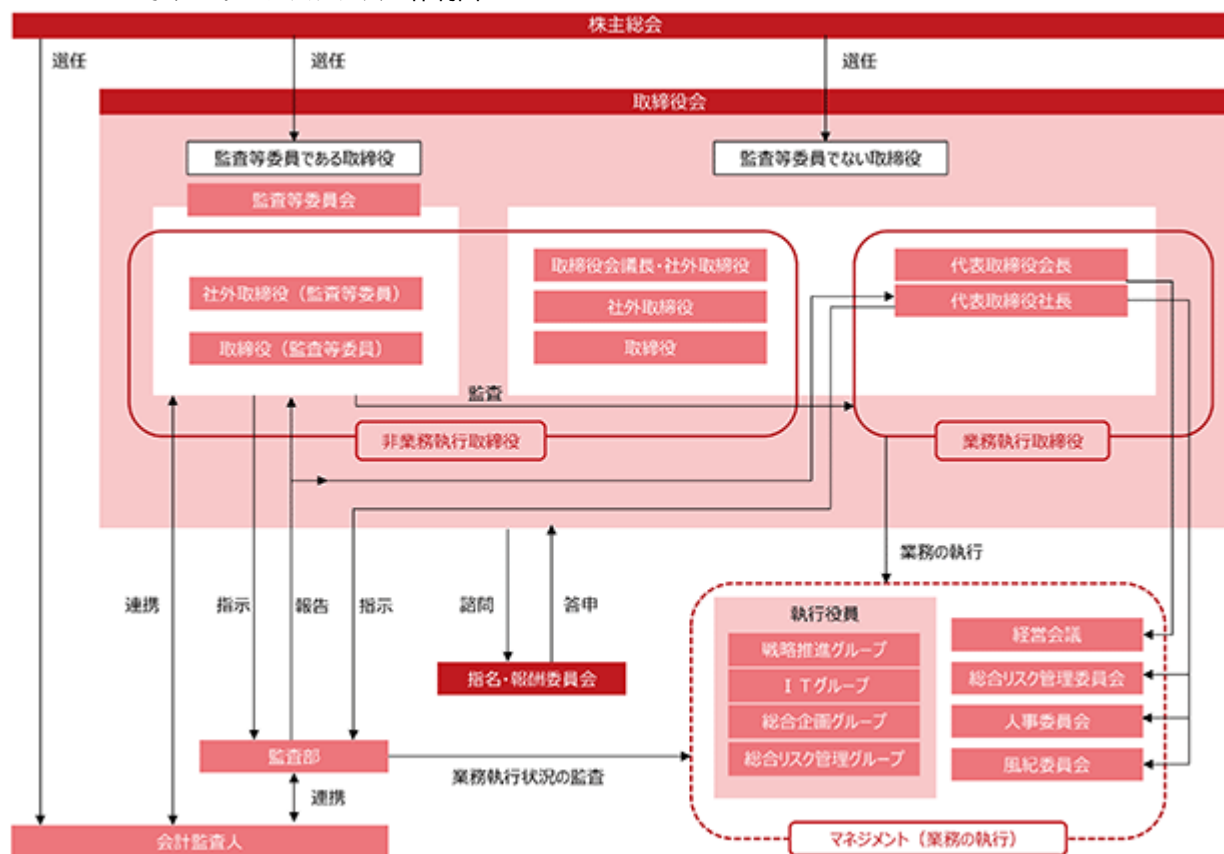
当社の取締役会は、経営方針・経営戦略等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として、社外取締役5名(中山恒博(取締役会議長)、宮沢和正、山崎穰一(監査等委員)、池田綾子(監査等委員)、太田克彦(監査等委員))及び社内取締役4名(石田建昭、春日井博、北川尚子、大野哲嗣(監査等委員))の9名で構成され、取締役会議長は社外取締役が務めています。原則として月1回開催しております。取締役会を構成する取締役を、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と業務執行取締役以外の「非業務執行取締役」により構成されるものとし、業務執行を担当する取締役と主として業務執行の監督機能を担うそれ以外の取締役に役割を明確にし、取締役会の実効性の確保を図っております。また、意思決定の迅速化を図り、業務執行機能を強化するため、執行役員制度を導入しております。

当社の監査等委員会は、社内取締役1名(大野哲嗣)、社外取締役3名(山崎穰一、池田綾子、太田克彦)で構成されております。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、原則として毎月開催し、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を職務としております。また、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取を通じ、業務遂行状況に関する事項の報告を受けております。

当社は、経営の透明性と健全性を高める観点から、豊富な経験と高い識見を有する社外取締役を相当数招聘し、取締役会、監査等委員会における牽制機能を強化しております。

このほか、当社は、代表取締役会長及び代表取締役社長並びにそれらの合意により指名する取締役及び執行役員で構成する機関として会社業務の全般的な執行方針を協議する経営会議を、代表取締役社長並びにその指名する取締役及び執行役員で構成する機関としてコンプライアンス、リスク管理及び災害等危機管理に関する事項を協議する総合リスク管理委員会を設置し、原則としてそれぞれ月2回、月1回開催しております。

<コーポレート・ガバナンスの体制図>



企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム整備の基本方針」を以下のとおり制定し、その遵守に努めております。

a 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会等への報告体制を確立することにより、グループ会社の管理体制を整備する。
- ・グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、经营理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コンプライアンス基本方針を制定するとともに、グループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底する。
- ・関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリスク管理体制の整備を指導する。
- ・関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査部による子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告し、監査部長は取締役会に報告する。
- ・関係会社管理規程に基づき、グループ管理部は、子会社が経営上の重要事項を決定しようとするときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を得るものとする。また、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役に報告させる。
- ・財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定、必要な体制を構築して、適切に整備し運用する。代表取締役社長は、当社グループに関する財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況について、最終的な有効性の評価を行うものとし、その結果について取締役会に報告する。

b 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令諸規則等に適合することを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役により構成し、それぞれの役割を明確にする。
- ・取締役会は、当社及び子会社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範等を制定し、これらの実施に努める。
- ・取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、グループの法令等遵守体制を確立する施策等の推進及び実施状況の把握についての協議を行う組織として総合リスク管理委員会を、グループのコンプライアンスに関する統括、指導及びモニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。グループのコンプライアンスの状況は、総合リスク・コンプライアンス部が把握し、同部が総合リスク管理委員会に報告し、総合リスク管理委員会が取締役に報告する。
- ・監査等委員会は、内部監査を通じ業務遂行に係る内部統制システムの実効性の評価を行う。監査部は、内部監査を実施し、結果等を監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。監査部長は、その結果等を取締役に報告する。
- ・違法行為及び不適切行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的としたグループ内部通報制度(グループ・コンプライアンス・ホットライン制度)を整備し、その実効性の確保に努める。
- ・反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。
- ・当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ロンダリングの防止に努める。

c 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るため、定款に基づき当社取締役会は法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定の全部又は一部を代表取締役会長及び代表取締役社長に委任する。
- ・会社業務の全般的な執行方針を協議するため、代表取締役会長及び代表取締役社長並びにそれらの合意により指名する取締役及び執行役員からなる経営会議を設置する。
- ・取締役会規則及び経営会議規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役は適正かつ効率的に職務の執行を行う。

d 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び各種社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を、関連資料とともに、保存及び管理する。

e 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・業務遂行から生じる様々なリスクに備えるため、リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統合的に管理する。
- ・総合リスク管理委員会を設置して、責任部署ごとのリスク管理の状況等を把握・管理し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

f 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会は、監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会室を設置する。
- ・取締役会は、監査等委員会室に所属する補助使用人等として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任する。
- ・監査等委員会室は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従って業務を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
- ・補助使用人等の異動、ポジション任用及び人事考課並びに懲戒処分の決定は、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
- ・取締役会は、業務執行者からの監査等委員会室の独立性を尊重して、監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に努める。

g 監査等委員会への報告等に関する体制

当社は監査等委員会への報告等に関して、必要な体制整備及び運営を行う。

- ・監査等委員は、経営会議、総合リスク管理委員会その他の会議への出席及び当該会議等の議事録、決裁記録その他の取締役の職務の執行に係る文書の閲覧をいつでも行うことができる。
- ・代表取締役社長は、グループ内部通報制度(グループ・コンプライアンス・ホットライン制度)の通報の状況について、適時に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。
- ・監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、使用人その他の者から、報告を受け、さらに求めることができる。
- ・当社は、監査等委員会に報告を行った取締役、使用人その他の者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

h その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・代表取締役社長及び監査等委員並びに会計監査人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
- ・監査等委員が、法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ・監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

i 取締役会の実効性を確保するための体制

当社は、取締役会の実効性を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成する。また、ジェンダーや国際性の面においても多様性を確保するよう努める。
- ・取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努める。また、当社の戦略ステージを踏まえた上で、あるべき姿としての取締役会の多様性を確保するよう努めて、取締役の固定化を回避する。
- ・当社及び主要子会社の取締役候補者の指名(再任を含む。)、取締役の解任及び報酬等に関し、決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。
- ・取締役会は、取締役候補者等の選任・解任等基準に基づき、指名・報酬委員会における審議を経た答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定する。
- ・取締役会は、毎年、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の向上に努める。

コンプライアンス及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス体制としまして、「グループ・コンプライアンス基本方針」及び「グループ倫理行動基準」等の基本的な規範等を制定し、法令諸規則の遵守に関する実効性の確保に努めております。また、リスク管理体制としましては、「リスク管理基本方針」及び「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統合的に管理しております。また、リスクの管理方針、管理方法及びリスク管理のために必要と認める事項を協議・立案する組織として、総合リスク管理委員会を設置し、その結果を取締役会へ報告・提案を行っております。さらに、災害等の危機管理体制としましては、「災害等危機管理基本方針」及び「災害等危機管理規程」に基づき、責任の所在を明確にして総合的かつ計画的な防災・応急・復旧態勢の整備及び推進を図っております。

また、これらの各種リスクに関する統括、指導及びモニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置しております。

情報セキュリティ体制の整備の状況

当社は、保有する各種情報を適切に保護・管理するため、「グループ情報管理基本方針」並びに「情報管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、情報管理統括責任者及びシステムリスク管理統括責任者を中心に管理体制を構築しております。

また、個人情報保護法の遵守のため、「個人情報保護方針」等各種規程の制定など社内体制の整備に努めております。

責任限定契約の概要

当社は取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号八及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、その前提として、株主の皆様が必要かつ十分な情報をご提供した上で、ご判断をいただくために必要かつ十分な時間と機会を確保することが重要と考えております。当社は、2022年6月開催の第110期定時株主総会終結の時をもって「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を継続しない旨を決定し、現在に至っておりますが、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該大量買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、同時に株主の皆様ごの検討の時間を確保するよう努めます。

当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

a 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社、連結子会社20社及び持分法適用関連会社14社(2026年3月31日現在)より構成され、金融商品取引業及びその関連業務を中心にお客様のニーズにあった金融商品、サービス、ソリューションを提供しております。

当社グループの中核をなす東海東京証券株式会社は、中部地区を中心とする営業基盤を持ち、対面営業を主体とする多様な個人営業モデルからトレーディング業務、投資銀行業務までを幅広く手がけ、多種多様な商品・サービスを提供するとともに、地域金融機関や中堅・中小の証券会社等に金融商品取引業に必要な各種インフラ・機能を提供する「プラットフォームビジネス」を展開するなど、独自性ある金融サービスを提供・充実しております。

一方、当社は、当社グループの運営・統括に当たるとともに、金融業界を取り巻くビジネス環境は大転換期を迎え、未来を見据えた重要な戦略として、有力地方銀行との提携合弁証券会社を中心としたアライアンス戦略の拡大の他、最先端のFintech技術を駆使したデジタル戦略の本格展開、及び大手事業法人等のPowerful Partnersとの協業・基盤拡充、並びに銀行、資産運用、信託、資源などの新たなビジネス領域への進出等を推進しております。

さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、当社グループは“Social Value & Justice”(社会的価値の追求・社会的正義の遂行)を行動の原点とし、専門性と人間性を磨くことにより、お客様や株主の皆様からの信頼を構築し、難しい時代を切り開いていくように邁進してまいります。

b 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式に対して大量買付行為がなされ、当社グループの企業価値等を毀損するおそれがある場合には、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報収集や情報開示に努めるとともに、独立性の高い社外取締役等の意見を踏まえた取締役会の判断の下、法令に基づき適切な措置を講じてまいります。

本取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本取組み(に記載する基本方針の実現に資する特別な取組み)は、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社グループの企業価値等を継続的かつ持続的に確保、向上させるために取組むものであります。このため、当社取締役会は、本取組みが基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主へ安定的かつ適切な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任決議については、会社法第341条及び同法第342条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決める旨定款に定めております。

取締役会及び指名・報酬委員会の活動状況

取締役会

当社は、原則として月1回取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に定められた事項並びに会社経営・グループ経営に関する重要事項等を決定し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務執行の監督を行っております。

当事業年度における取締役会での具体的な検討内容として、決算承認並びに普通配当及び記念配当実施の決定、従業員向け譲渡制限付株式付与に係る決定、経営戦略に係る進捗状況の報告及び監査・リスクマネジメント・内部統制・コンプライアンスに関する状況報告等となります。

また、当事業年度において取締役会を計16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりとなります。

氏名	社内/社外 区分	2026年3月期 取締役会 出席状況(全16回)	監査等委員会及び 指名・報酬委員会の兼務状況
石田 建昭	社内	16回	指名・報酬委員会
春日井 博	社内	13回()	
北川 尚子	社内	16回	
中山 恒博	社外	16回	指名・報酬委員会
宮沢 和正	社外	16回	指名・報酬委員会
大野 哲嗣	社内	16回	監査等委員会
山崎 穰一	社外	16回	監査等委員会
池田 綾子	社外	16回	監査等委員会、指名・報酬委員会
太田 克彦	社外	16回	監査等委員会、指名・報酬委員会

() 2025年6月26日の就任以降に開催された取締役会への出席回数

指名・報酬委員会

当社は、取締役候補者の指名及び報酬等の決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しており、取締役候補者に関する審議、取締役の報酬制度・報酬等の水準及び個人別の報酬等の内容を審議し、取締役会に答申しております。

当事業年度における指名・報酬委員会での具体的な検討内容は、取締役候補者に関する審議、取締役及び監査等委員である取締役の報酬に関する審議、取締役賞与と個人別支給額に関する審議、次期経営メンバーに関する事項の報告等となります。

当事業年度において、指名・報酬委員会を計8回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりとなります。

氏名	社内/社外 区分	2026年3月期 指名・報酬委員会 出席状況(全8回)
石田 建昭	社内	8回
中山 恒博	社外	8回
宮沢 和正	社外	8回
池田 綾子	社外	8回
太田 克彦	社外	8回

(2) 【役員の状況】

役員一覧

2026年6月23日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	石田 建 昭	1946年 1月 2日生	1968年 4月 株式会社東海銀行入行 1992年 4月 欧州東海銀行頭取 1994年 6月 株式会社東海銀行取締役 1996年 6月 同行常務取締役 1998年 6月 東海投信投資顧問株式会社取締役社長 2001年 4月 欧州東海銀行会長 2002年 4月 U F J インターナショナル会長 2003年 4月 同社社長 2004年 5月 当社顧問 2004年 6月 当社代表取締役副社長 2005年 3月 当社代表取締役社長 2006年 6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者 (C E O) 2009年 4月 東海東京証券株式会社代表取締役会長 最高経営責任者 (C E O) 2014年 6月 株式会社名古屋証券取引所取締役(現任) 2016年 8月 一般財団法人東海東京財団代表理事(現任) 2019年 4月 東海東京証券株式会社取締役(現任) 2021年 6月 当社代表取締役会長(現任)	(注) 3	653,500
代表取締役 社長	春日 井 博	1963年 9月 10日生	1987年 4月 株式会社東海銀行入行 2010年 7月 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社市場商品統括部特命部長 (兼)三菱 U F J 証券ホールディングス株式会社事業統括部参事 2012年 7月 Mitsubishi UFJ Securities International plc.(ロンドン) Managing Director/Head of Administration Unit, Head of Global Liaison 2015年 4月 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社市場商品統括部長 (兼)三菱 U F J 証券ホールディングス株式会社グローバル業務戦略部参事 2017年 6月 同社 執行役員コンプライアンス統括部長 (兼)三菱 U F J 証券ホールディングス株式会社執行役員コンプライアンス統括部長 2018年 6月 同社 執行役員コンプライアンス統括部長 (兼)三菱 U F J 証券ホールディングス株式会社執行役員コンプライアンス統括部長 (兼) M U S ビジネスサービス株式会社取締役 (兼)株式会社三菱 U F J フィナンシャル・グループ 執行役員コンプライアンス統括部部長(特命担当) 2019年 1月 同社 執行役員コンプライアンス統括部長 (兼)三菱 U F J 証券ホールディングス株式会社執行役員コンプライアンス統括部長 兼 執行役員グローバル規制対応戦略室長 (兼) M U S ビジネスサービス株式会社取締役 (兼)株式会社三菱 U F J フィナンシャル・グループ 執行役員コンプライアンス統括部部長(特命担当) 2019年 6月 三菱 U F J 国際投信株式会社 常勤社外監査役 2020年 6月 当社 顧問 2020年 7月 東海東京証券株式会社 常務執行役員グローバル・マーケットカンパニー副カンパニー長 2021年 4月 同社 常務執行役員経営企画本部長 2023年 4月 同社 専務執行役員リスク管理本部長 2024年 8月 当社 副社長戦略推進グループ担任 兼 デジタル部門長 2025年 4月 当社 副社長戦略推進グループ担任 2025年 6月 当社 代表取締役社長(現任) 東海東京証券株式会社 取締役(現任)	(注) 3	49,800

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
取締役	北川 尚子	1968年3月9日生	1990年4月 2005年9月 2008年4月 2011年5月 2013年4月 2014年4月 2015年4月 2017年4月 2017年5月 2017年6月 2019年9月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2024年6月	丸万証券株式会社 入社 当社小牧支店長 当社豊田支店長 東海東京証券株式会社名古屋支店営業二部長 同社執行役員 ウェルスマネジメント本部 副本部長 同社執行役員ウェルスマネジメント本部長 同社常務執行役員 ウェルスマネジメント本部長 当社専務執行役員特命担当 高木証券株式会社副社長執行役員企画担当 同社代表取締役副社長企画管理本部長 当社専務執行役員総合企画グループ担任 東海東京証券株式会社専務執行役員グローバル・ マーケットカンパニー副カンパニー長 同社副社長 グローバル・マーケットカンパニー長 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	137,400
取締役 取締役会議長	中山 恒博	1948年1月20日生	1971年4月 1999年6月 2000年9月 2002年4月 2004年4月 2007年4月 2007年5月 2008年11月 2009年3月 2010年7月 2017年6月 2017年7月 2018年6月 2019年6月 2020年6月 2021年6月 2024年5月	株式会社日本興業銀行入行 同行執行役員 営業第一部長 株式会社みずほホールディングス 常務執行役員 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 同行取締役副頭取 メリルリンチ日本証券株式会社顧問 同社代表取締役会長 同社代表取締役会長兼社長 同社代表取締役会長兼社長 (兼)バンク・オブ・アメリカ・グループ在日代表 メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役会長 同社取締役 同社特別顧問 当社取締役 三井不動産株式会社取締役(現任) 当社取締役(監査等委員) 当社取締役(現任) 昭和西川株式会社取締役	(注)3	
取締役	宮沢 和正	1956年2月20日生	1980年4月 1997年4月 1999年4月 2001年1月 2006年10月 2010年1月 2017年1月 2020年4月 2020年4月 2021年10月 2023年6月 2025年5月	ソニー株式会社 入社 ソニー・アメリカIT事業部企画部部长 ソニー株式会社ICカード事業部 総合企画部部长 ビットワレット株式会社執行役員常務 最高戦略責任者 東京工業大学(現 東京科学大学)経営システム工 学講師(現任) 楽天Edy株式会社執行役員 企画部長 ソラミツ株式会社COO最高執行責任者 同社代表取締役社長(現任) Digital Platformer株式会社取締役 ReNet Soramitsu Financial Technology Co.,Ltd.取締役 当社取締役(現任) ソラミツCBDC株式会社取締役会長(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	大野 哲 嗣	1961年2月11日生	1983年4月 1992年12月 1996年8月 2000年7月 2003年7月 2007年4月 2009年4月 2010年4月 2012年4月 2013年4月 2014年4月 2015年4月 2017年4月 2019年4月 2020年5月 2020年6月	丸万証券株式会社入社 株式会社丸万ファイナンス入社 株式会社セントラル・キャピタル入社 東海丸万証券株式会社入社 当社名古屋企業開発部長 当社企業ソリューション推進部長 東海東京証券株式会社 名古屋企業金融部長 同社本店営業推進部長 兼 営業推進課長 当社総合企画部長 東海東京証券株式会社東京法人第一部長 同社東京法人部長 当社財務企画部長(兼)東海東京証券株式会社財務部長 当社執行役員財務企画部長(兼)東海東京証券株式会社財務部長 当社常務執行役員 総合企画グループ副担任 兼 総合企画部長 当社顧問 当社取締役(常勤監査等委員)(現任) 一般財団法人東海東京財団監事(現任)	(注)4	33,600
取締役 (監査等委員)	山崎 稯 一	1955年1月9日生	1978年4月 1985年5月 1995年1月 1997年7月 1998年12月 2000年7月 2005年12月 2009年7月 2010年7月 2011年7月 2012年7月 2013年2月 2013年3月 2018年12月 2019年5月 2020年6月	大蔵省入省 理財局国債課課長補佐 在韓国日本国大使館参事官 証券局証券市場課公社債市場室長 金融再生委員会事務局 金融危機管理課長 主計局主計官(国土交通省、環境省担当) 金融庁総務企画局参事官(監督局担当) 東海財務局長 近畿財務局長 独立行政法人 国立印刷局 理事 税務大学校長 財務省 辞職 農林中央金庫 監事 損害保険ジャパン株式会社 顧問 損保ジャパンDC証券株式会社 常勤監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	池田 綾 子	1959年12月5日生	1984年4月 1990年1月 1991年4月 1992年9月 2002年4月 2006年4月 2015年4月 2021年6月 2024年3月 2025年1月 2025年3月	弁護士名簿登録・第二東京弁護士会入会 原後法律事務所 米国ステップトール・アンド・ジョンソン法律事務所 ニューヨーク州弁護士資格取得 濱田松本法律事務所 司法研修所教官(民事弁護担当) 日本弁護士連合会事務次長 日本弁護士連合会常務理事 第二東京弁護士会副会長 当社取締役(監査等委員)(現任) 東京応化工業株式会社取締役 原後総合法律事務所弁護士(現任) 東京応化工業㈱取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	太田 克 彦	1953年6月30日生	1977年4月 1993年7月 1994年7月 1998年7月 2007年4月 2011年6月 2013年4月 2016年6月 2020年4月 2021年4月 2021年6月 2022年6月 2023年12月 2024年6月 2025年6月	新日本製鐵株式会社入社 同社資金部資金第二室長 同社財務部資金第一室長 同社財務部財務総括グループリーダー 同社執行役員経営企画部長 同社常務取締役 新日鉄住金株式会社代表取締役副社長 兼グローバル事業推進本部長 新日鉄住金化学株式会社代表取締役社長 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 取締役相談役 学校法人成蹊学園評議員 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社相談役 同社顧問 同社退任 当社取締役(監査等委員)(現任) 学校法人成蹊学園理事 一般社団法人成蹊会代表理事(会長)(現任)	(注)4	
計						874,300

- (注) 1 中山恒博及び宮沢和正の2氏は、社外取締役であります。
- 2 山崎穰一、池田綾子及び太田克彦の3氏は、監査等委員である社外取締役であります。
- 3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)(以下、「監査等委員でない取締役」という。社外取締役の場合は「監査等委員でない社外取締役」という。)の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
- 6 当社及び主要な子会社である東海東京証券株式会社の役員(執行役員等を含む。))は、男性50名 女性6名(役員のうち女性の比率10.7%)であります。

2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しております。

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	石 田 建 昭	1946年1月2日生	1968年4月	株式会社東海銀行入行	(注) 3	653,500
			1992年4月	欧州東海銀行頭取		
			1994年6月	株式会社東海銀行取締役		
			1996年6月	同行常務取締役		
			1998年6月	東海投信投資顧問株式会社取締役社長		
			2001年4月	欧州東海銀行会長		
			2002年4月	U F J インターナショナル会長		
			2003年4月	同社社長		
			2004年5月	当社顧問		
			2004年6月	当社代表取締役副社長		
			2005年3月	当社代表取締役社長		
			2006年6月	当社代表取締役社長 最高経営責任者(C E O)		
			2009年4月	東海東京証券株式会社代表取締役会長 最高経営責任者(C E O)		
			2014年6月	株式会社名古屋証券取引所取締役(現任)		
			2016年8月	一般財団法人東海東京財団代表理事(現任)		
			2019年4月	東海東京証券株式会社取締役(現任)		
			2021年6月	当社代表取締役会長(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	春日井博	1963年9月10日生	1987年4月 株式会社東海銀行入行 2010年7月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社市場商品統括部特命部長 (兼)三菱UFJ証券ホールディングス株式会社事業統括部参事 2012年7月 Mitsubishi UFJ Securities International plc.(ロンドン) Managing Director/Head of Administration Unit, Head of Global Liaison 2015年4月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社市場商品統括部長 (兼)三菱UFJ証券ホールディングス株式会社グローバル業務戦略部参事 2017年6月 同社 執行役員コンプライアンス統括部長 (兼)三菱UFJ証券ホールディングス株式会社執行役員コンプライアンス統括部長 2018年6月 同社 執行役員コンプライアンス統括部長 (兼)三菱UFJ証券ホールディングス株式会社執行役員コンプライアンス統括部長 (兼)MUSビジネスサービス株式会社取締役 (兼)株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員コンプライアンス統括部部長(特命担当) 2019年1月 同社 執行役員コンプライアンス統括部長 (兼)三菱UFJ証券ホールディングス株式会社執行役員コンプライアンス統括部長 兼 執行役員グローバル規制対応戦略室長 (兼)MUSビジネスサービス株式会社取締役 (兼)株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員コンプライアンス統括部部長(特命担当) 2019年6月 三菱UFJ国際投信株式会社 常勤社外監査役 2020年6月 当社 顧問 2020年7月 東海東京証券株式会社 常務執行役員グローバル・マーケットカンパニー副カンパニー長 2021年4月 同社 常務執行役員経営企画本部長 2023年4月 同社 専務執行役員リスク管理本部長 2024年8月 当社 副社長戦略推進グループ担任 兼 デジタル部門長 2025年4月 当社 副社長戦略推進グループ担任 2025年6月 当社 代表取締役社長(現任) 東海東京証券株式会社 取締役(現任)	(注)3	49,800
取締役	北川尚子	1968年3月9日生	1990年4月 丸万証券株式会社 入社 2005年9月 当社小牧支店長 2008年4月 当社豊田支店長 2011年5月 東海東京証券株式会社名古屋支店営業二部長 2013年4月 同社執行役員 ウェルスマネジメント本部 副本部長 2014年4月 同社執行役員ウェルスマネジメント本部長 2015年4月 同社常務執行役員 ウェルスマネジメント本部長 2017年4月 当社専務執行役員特命担当 2017年5月 高木証券株式会社副社長執行役員企画担当 2017年6月 同社代表取締役副社長企画管理本部長 2019年9月 当社専務執行役員総合企画グループ担任 2021年4月 東海東京証券株式会社専務執行役員グローバル・マーケットカンパニー副カンパニー長 2022年4月 同社副社長 グローバル・マーケットカンパニー長 2023年4月 同社代表取締役社長(現任) 2024年6月 当社取締役(現任)	(注)3	137,400

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 取締役会議長	中山 恒 博	1948年 1月20日生	1971年 4月 1999年 6月 2000年 9月 2002年 4月 2004年 4月 2007年 4月 2007年 5月 2008年11月 2009年 3月 2010年 7月 2017年 6月 2017年 7月 2018年 6月 2019年 6月 2020年 6月 2021年 6月 2024年 5月	株式会社日本興業銀行入行 同行執行役員 営業第一部長 株式会社みずほホールディングス 常務執行役員 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 同行取締役副頭取 メリルリンチ日本証券株式会社顧問 同社代表取締役会長 同社代表取締役会長兼社長 同社代表取締役会長兼社長 (兼)バンク・オブ・アメリカ・グループ在日代表 メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役会長 同社取締役 同社特別顧問 当社取締役 三井不動産株式会社取締役(現任) 当社取締役(監査等委員) 当社取締役(現任) 昭和西川株式会社取締役	(注) 3	
取締役	宮 沢 和 正	1956年 2月20日生	1980年 4月 1997年 4月 1999年 4月 2001年 1月 2006年10月 2010年 1月 2017年 1月 2020年 4月 2020年 4月 2021年10月 2023年 6月 2025年 5月	ソニー株式会社 入社 ソニー・アメリカIT事業部企画部長 ソニー株式会社ICカード事業部 総合企画部長 ビットワレット株式会社執行役員常務 最高戦略責任者 東京工業大学(現 東京科学大学)経営システム工 学講師(現任) 楽天Edy株式会社執行役員 企画部長 ソラミツ株式会社COO最高執行責任者 同社代表取締役社長(現任) Digital Platformer株式会社取締役 ReNet Soramitsu Financial Technology Co.,Ltd.取締役 当社取締役(現任) ソラミツCBDC株式会社取締役会長(現任)	(注) 3	
取締役 (監査等委員)	伊 藤 義 文	1967年 9月16日生	1989年 4月 1998年 5月 2017年 7月 2017年10月 2017年12月 2018年 4月 2019年 4月 2021年 4月 2022年 4月 2024年 4月 2026年 4月 2026年 6月	三洋証券株式会社入社 東海丸万証券株式会社入社 東海東京証券株式会社コンプライアンス企画部長 兼 企画Gグループリーダー 当社総合リスク・コンプライアンス部付主任調査 役 同社コンプライアンス企画部長 同社コンプライアンス企画部長 兼 企画部フィ デューシャリー・デューティ推進室 同社執行役員コンプライアンス本部長 同社執行役員コンプライアンス部門長 当社常務執行役員総合リスク管理グループ担任 東海東京証券株式会社常務執行役員内部管理本部 長(内部管理統括責任者) 当社参与監査部長 当社顧問 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	51,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	山崎 穰一	1955年1月9日生	1978年4月 1985年5月 1995年1月 1997年7月 1998年12月 2000年7月 2005年12月 2009年7月 2010年7月 2011年7月 2012年7月 2013年2月 2013年3月 2018年12月 2019年5月 2020年6月	大蔵省入省 理財局国債課課長補佐 在大韓民国日本国大使館参事官 証券局証券市場課公社債市場室長 金融再生委員会事務局 金融危機管理課長 主計局主計官(国土交通省、環境省担当) 金融庁総務企画局参事官(監督局担当) 東海財務局長 近畿財務局長 独立行政法人 国立印刷局 理事 税務大学校長 財務省 辞職 農林中央金庫 監事 損害保険ジャパン株式会社 顧問 損保ジャパンD C証券株式会社 常勤監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	池田 綾子	1959年12月5日生	1984年4月 1990年1月 1991年4月 1992年9月 2002年4月 2006年4月 2015年4月 2021年6月 2024年3月 2025年1月 2025年3月	弁護士名簿登録・第二東京弁護士会入会 原後法律事務所 米国ステップトロー・アンド・ジョンソン法律事務所 ニューヨーク州弁護士資格取得 濱田松本法律事務所 司法研修所教官(民事弁護担当) 日本弁護士連合会事務次長 日本弁護士連合会常務理事 第二東京弁護士会副会長 当社取締役(監査等委員)(現任) 東京応化工業株式会社取締役 原後総合法律事務所弁護士(現任) 東京応化工業(株)取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	太田 克彦	1953年6月30日生	1977年4月 1993年7月 1994年7月 1998年7月 2007年4月 2011年6月 2013年4月 2016年6月 2020年4月 2021年4月 2021年6月 2022年6月 2023年12月 2024年6月 2025年6月 2026年6月	新日本製鐵株式会社入社 同社資金部資金第二室長 同社財務部資金第一室長 同社財務部財務総括グループリーダー 同社執行役員経営企画部長 同社常務取締役 新日鉄住金株式会社代表取締役副社長 兼グローバル事業推進本部長 新日鉄住金化学株式会社代表取締役社長 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 取締役相談役 学校法人成蹊学園評議員 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社相談役 同社顧問 同社退任 当社取締役(監査等委員)(現任) 学校法人成蹊学園理事 一般社団法人成蹊会代表理事(会長)(現任) 東海東京証券株式会社取締役(現任)	(注)4	
計						891,900

- (注) 1 中山恒博及び宮沢和正の2氏は、社外取締役であります。
- 2 山崎穰一、池田綾子及び太田克彦の3氏は、監査等委員である社外取締役であります。
- 3 監査等委員でない取締役の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
- 6 当社及び主要な子会社である東海東京証券株式会社の役員(執行役員等を含む。)は、男性47名 女性7名(役員のうち女性の比率12.9%)であります。

社外役員の状況

社外取締役

当社では、監査等委員でない社外取締役2名と監査等委員である社外取締役3名を選任しております。なお、監査等委員でない社外取締役である中山恒博及び宮沢和正、並びに監査等委員である社外取締役である山崎穂一、池田綾子及び太田克彦の5氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立役員に指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。

社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、取締役会において、一般株主と利益相反の生じない客観的・中立的な立場から、それぞれの豊富な経験からくる総合的な見地や専門の見地から積極的に助言及び提言等を実施し、取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の意思決定及び職務執行の妥当性、適正性を確保する機能、役割を担っております。

また、監査等委員である社外取締役は、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について適切に監査する機能、役割を担っております。

各社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

各社外取締役と当社との間に株主・投資者に影響を及ぼすおそれのある人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はないと判断しております。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の会社と当社との間の人的関係はありません。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間には資本的关系がありますが、いずれも主要株主に該当せず、各社外取締役が直接利害関係を有するものではありません。また、各社外取締役が所有する当社株式数につきましては、「役員一覧」に記載のとおりです。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間の取引関係につきましては、一般消費者としての取引関係であるため、各社外取締役が当社との間に直接利害関係を有するものではありません。

社外取締役の独立性に関する基準又は方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役の独立性に関する「独立性判断基準」を定めております。社外取締役の選任にあたっては、当該基準を満たす、当社との間に利害関係のない社外取締役を選任しており、それぞれが当社から独立して監督機能又は監査機能を発揮し、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて、内部監査及び会計監査に係る報告を受けるなど、業務執行に対する監督機能の充実に努めております。

監査等委員である社外取締役は、常勤監査等委員及び内部監査部門からの報告や会計監査人との意見交換等を通じて情報収集し、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるとともに、監査の実効性を向上させるなど、監査機能の充実に努めております。

また、社外取締役は、取締役会において内部統制部門から内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、適正な監督又は監査に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用とそれに対する監視及び検証を前提として、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの報告聴取のほか、重要な書類の閲覧、監査部に対する監督及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について監査しております。常勤監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内情報の収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、会計監査人との情報の共有及び連携を図っております。また、当社は、監査等委員会の直下に監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する補助使用人を配置しております。なお、常勤監査等委員は、当社及びグループ会社において投資銀行、経営企画、財務部門等の幅広い業務に従事し、業務全般、財務会計に関する豊富な知識・経験を有しております。

監査等委員会は取締役会に先立ち毎月開催されるほか必要に応じて随時開催されます。当事業年度は14回開催されており、各監査等委員の出席状況及び主な決議・報告事項は以下のとおりであります。

氏名	監査等委員会 開催回数	出席回数(出席率)
山崎 穰一	14回	14回(100%)
池田 綾子	14回	14回(100%)
大野 哲嗣	14回	14回(100%)
太田 克彦	14回	14回(100%)

主な決議事項：会計監査人の再任、監査等委員会監査報告、監査等委員ではない取締役の選解任に係る意見の決定及び陳述権行使、監査等委員ではない取締役の報酬等に係る意見決定及び陳述権行使、定時株主総会提出の議案及び書類等調査結果、会計監査人の報酬等に関する監査等委員会の同意、監査等委員会監査計画策定、監査等委員会及び監査部関連規程の改正に係る同意、内部監査関連規程等の改正、参与監査部長選任案同意、監査等委員会室長選任案同意

主な報告事項：常勤監査等委員監査実施状況、事業報告及び計算書類等監査結果報告、監査等委員会活動報告

内部監査の状況

監査部は、取締役会等(監査等委員会)及び代表取締役社長に、独立して、リスク・ベース、かつ客観的なアシュアランス、助言、インサイト(洞察)及びフォーサイト(予見)を提供することによって、当社グループが価値を創造、保全、維持する能力を高めることを目的とし、IIA(内部監査人協会)の「グローバル内部監査基準」に則った「グループ内部監査方針」に基づき、リスク・ベースによる監査を実施しております。

(内部監査の組織体制)

監査部は、所属員全員が内部監査業務に専従しており、2026年4月末現在、監査等委員会の同意を得た上で取締役会によって選任された監査部長を含む15名で構成しております。監査部の体制強化策(人員・人材の強化)に沿った中途採用を積極的に活用して、大手金融機関の内部監査業務経験者やCIA(公認内部監査人)、CISA(公認情報システム監査人)、CPA(米国公認会計士)、CFE(公認不正検査士)、社労士等の専門資格を有する人材(延べ10名超)を配置する等し、内部監査の基盤を強化しております。

IIA(内部監査人協会)の「グローバル内部監査基準」が制定されたことを踏まえ、既存の規程類・マニュアルを改定し、グローバルスタンダードに沿った先進的な監査手続・手法を取り入れております。

監査部員は、内部監査業務のあらゆる局面で、公正不偏な考え方を適用し専門職としての客観性を維持しています。その具体策として、監査部員全員に日本内部監査協会主催の倫理講座を受講させております。

監査部内において、監査に関する勉強会(監査実施により得られた知見の共有、規程・マニュアル、AI活用事例等)を月1回のペースで実施し、監査部員のスキル向上を図っております。

監査部は、グループ全体の監査スキル向上のため、グループ会社に対して適宜、指導・支援しております。

監査部長は、内部監査部門長として、監査計画(監査基本方針)や監査の結果等、監査に関する重要事項について、監査等委員会及び代表取締役社長へ報告し、その結果を取締役に直接報告しております。なお監査計画の重要な変更や当初想定していなかった監査を実施する場合は、監査等委員会の承認を得るとともに代表取締役社長に報告しております。

(内部監査の実務)

監査対象領域は、グループ各社を含むグループ全体の制度、組織、業務活動の全般をカバーしております。毎年度、リスク・アセスメント(リスク評価)、日々の内外の情報からリスクを識別し蓄積する業務モニタリング、監査等委員会や代表取締役社長とのミーティングで得た情報を基に、テーマ監査等の監査計画(監査基本方針)をリスク・ベースで策定しております。

個々の監査を実施した際、必要に応じ、監査部からの提言に基づく改善策を監査対象先に策定させ、その進捗状況を監査部はフォローアップしております。

監査品質の維持・向上のため、原則5年に1回、外部評価を実施しております。2025年度には、日本内部監査協会による外部評価を受検し、その結果は3段階で最上位の「一般的に適合している」と評価されました。個々の監査においては、監査専門資格保持者による品質評価を実施し、都度「グローバル内部監査基準」に則って監査が実施されていることを確認しております。

毎年、監査活動等の振り返りとして、年度総括を監査等委員会及び取締役会に報告しております。

(内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係)

監査部と監査等委員会監査の連携状況

監査部は、内部監査機能強化のため、執行組織より分離されており、監査等委員会の下に位置づけることで、その独立性と実効性を確保しております。

内部監査と会計監査の連携状況

監査部と会計監査人は、内部統制システムの維持・向上のため、必要に応じて意見交換を行うなど、適切な監査を行うための連携をしております。

監査等委員会監査と会計監査の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査に努めております。また、監査等委員会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

内部統制部門との関係

内部統制部門は、監査部、監査等委員会及び会計監査人に対して、内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を行うほか、必要に応じて情報交換を行い、連携をしております。

被監査部署等への内部監査の理解・浸透

監査部は、全本部部署に対し、内部監査への理解・浸透及びリスクオーナーシップの醸成を目的に、ミーティングを開催し、監査部に対する意見・要望を聴取する等し、今後の監査活動への一助としております。

また、監査部は、社内報(「監査部通信」：監査についてのトピックを親しみやすい形で解説)を社内イントラネットで定期的に発信し、社内での内部監査の理解・浸透を図っております。

グループ関係会社との情報連携

監査部は、中核証券子会社である東海東京証券株式会社内部監査部とは、合同会議及び各種研修会等を毎月実施しております。また、グループ関係会社及び提携合弁証券とは、適宜監査情報交換会を実施し、グループ全体の内部監査の強化を図っております。

(内部監査の実効性を確保するための取組)

監査部は、監査対象先から不当な制約を受けることなく監査業務を実施できるよう業務執行部門から独立した組織として、監査等委員会との職務上の指示・報告関係を持っております。また内部監査業務に必要な地位と権限を有し、監査部がその職責を果たすに当たり必要な監査資源を確保するための手段として、代表取締役社長との部門運営上の指示・報告関係を持っております。

この2系統の指示・報告関係(デュアルレポーティングライン)により、監査部は独立性を確保しています。

<デュアルレポーティングライン実践の実績>

- ・監査等委員会への報告等：監査等委員会に12回出席
- ・代表取締役社長への報告等：監査報告会12回開催(代表取締役会長は4回出席)

会計監査の状況

監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

継続監査期間

4年間

業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 福井淳

指定有限責任社員 松田好弘

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名

その他 42名

(注) その他には、公認会計士試験合格者、税理士、IT監査専門家等を含んでおります。

監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、当社グループの事業領域に精通しており、その事業領域に内在するリスクを適切に評価した監査体制を有する監査法人を選定することを方針としております。また、選定の前提条件として、会社法上の欠格事項に該当せず、独立性に問題がないこと、当社グループの監査を行える組織規模を有し、品質管理体制が整備されていること、監査報酬に透明性があることの確認を行うこととしております。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会の決議に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、この場合には監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障等がある場合又は継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があると判断した場合には、株主総会に上程する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社は、会計監査の透明性確保等の観点から、「会計監査人のローテーション制度導入に関する基本方針」(2020年12月21日開催 監査等委員会決議)に基づき、会計監査人のローテーション制度を導入しております。

監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人の評価を行っております。評価の方法は、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(2023年12月21日)に基づき策定した評価基準(職務遂行状況及び監査体制並びに会計監査人に対する日本公認会計士協会による品質レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果)、監査法人及び財務担当部署への質問書の回答結果をもとに評価を行っております。

監査報酬の内容等

監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	64	-	65	-
連結子会社	83	8	87	8
計	147	8	153	8

連結子会社における前連結会計年度及び当連結会計年度の非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	10	-	10	-
計	10	-	10	-

その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

当社の連結子会社である丸八証券株式会社は、EY新日本有限責任監査法人に監査証明業務に基づく報酬として25百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社である丸八証券株式会社は、EY新日本有限責任監査法人に監査証明業務に基づく報酬として25百万円を支払っております。

監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人から当事業年度の監査計画について説明を受け、監査体制、監査計画の内容・監査時間及び監査範囲等との整合性を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社グループの役員報酬等の算定方法の決定に関する方針は下記のとおりであり、取締役会において決議しております。

1. 証券業を主とした金融グループとして、企業経営において重要となるコーポレート・ガバナンスのあり方の模範となる仕組みのひとつであるとして役員報酬制度を整備し、かつそれを実際に適切に運用する。
2. 企業経営の骨格を担う取締役及び執行役員に対する報酬の決定方法について、株主をはじめとしたステークホルダーに対して、透明性、説明力を備えた仕組みとする。
3. 役員に対して期待される役割、責任をきちんと喚起できるだけでなく、その任に就く役員が経営責任や業務執行責任を担うモチベーションを適切に持つことができる仕組みとする。
4. グループ各社の事業特性や位置づけを踏まえた形で、個社業績や、役員の貢献に対して適切に報いると同時に、グループ一体となった事業運営を可能とする仕組みとする。

当社は、取締役の個人別の報酬内容の決定に関する方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成するものとし、さらに業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である賞与と中長期の業績に基づき変動するインセンティブ報酬であるストック・オプション(非金銭報酬等)により構成するものとしております。業務執行取締役には固定報酬と業績連動報酬を7:3の割合を目安に配分しており、社外取締役及び監査等委員である取締役は、固定報酬のみの支給としております。

固定報酬については、各役位の職務に応じて毎月固定額の固定報酬を支給しております。また、業績連動報酬である賞与については、短期的な業績との連動性を図ることを目的に、自己資本利益率(ROE)をベースとした連結業績に部門及び個人業績評価を加味して賞与額を算出し、毎事業年度一定の時期に、賞与を支給することとしています。なお、賞与に関しては、中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」において、数値目標として自己資本利益率(ROE)のKGIを12%としており、当事業年度における実績値は8.8%であります。

また、ストック・オプションについては、株主との利害の一致を図りながら、中長期的な当社グループ全体の業績向上というインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として、毎事業年度の一定の時期に、ストック・オプションを付与しています。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となり、当該額を株主総会決議により承認いただく取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬総額に含めるものとしており、業務執行取締役の付与個数については、指名・報酬委員会へ諮問した上で、取締役会にて決定しています。なお、ストック・オプション制度の内容については、「1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、社外取締役4名と代表取締役会長で構成する指名・報酬委員会を設置しており、指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する算定方法及び水準について代表取締役会長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、2016年6月29日開催の第104期定時株主総会において、役員報酬については取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役を区別し、それぞれの総額を取締役(監査等委員である取締役を除く)は年額300百万円以内、監査等委員である取締役は年額150百万円以内として決議しております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役会長 石田建昭であり、指名・報酬委員会へ諮問した上で役員報酬制度の策定や個別支給額の決定を行います。

当事業年度の取締役の金銭報酬について、指名・報酬委員会からの答申に基づき、2026年6月25日開催予定の取締役会において、代表取締役会長 石田建昭に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行う予定です。

代表取締役会長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役会長は、報酬水準の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会へ諮問した上で、個人別の報酬等の額を決定していません。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する方針、算定方法、及び水準について代表取締役会長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。当事業年度において役員報酬については、以下のとおり審議いたしました。

2025年5月	2025年3月期	取締役賞与の件
2025年6月	2026年3月期	取締役及び監査等委員である取締役の月額報酬の件
2025年8月		当社及び子会社の業務執行取締役に対する第17回ストック・オプション付与個数の件 監査等委員である取締役の報酬改定の件

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。当事業年度の役員報酬については、以下のとおり審議・決定しました。

2025年8月 第17回新株予約権の付与対象者決定の件

なお、2026年6月25日開催予定の定時株主総会において、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」が決議事項となっております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動報酬		左記のうち、 非金銭報酬等	
			賞与	ストック・ オプション		
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	223	139	82	2	2	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	24	24	-	-	-	1
社外役員	74	74	-	-	-	5

- (注) 1 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、ストック・オプション2百万円であります。
- 2 賞与総額については2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。なお、業績連動報酬の賞与については、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項として付議している上限額を記載しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)			
				固定 報酬	業績連動報酬		左記のうち、 非金銭報酬等
					賞与	ストック・ オプション	
石田 建昭	114	取締役	提出会社	69	43	1	1

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のようにしております。すなわち、もっぱら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有している投資株式を純投資目的である投資株式として区分し、これ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引関係により当社の企業価値やプレゼンスの向上に資すると判断できる等、保有の合理性が認められる場合を除き、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しないことを原則としております。当社が保有する保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、2027年3月末までに2023年9月末時点の残高(10,708百万円)を基準として半減することを目標としており、当事業年度末時点における目標に対する進捗率は70.4%となっております。

保有の合理性の検証にあたっては、資本政策の所管である財務企画部において、グループの関係部門における継続保有についての考え方を基礎として検証した上で、保有に伴うリスクとリターンが資本コストに見合っているか等についても合理性を精査しており、検証結果が経営会議に報告された上で保有の合理性についての議論がなされております。また、取締役会においても保有の合理性検証結果が報告されており、その内容を議論した上で、保有の合理性がないとされた株式の売却の執行状況についての監督等がなされております。

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	29	2,877
非上場株式以外の株式	68	9,973

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式	1	858	当社グループのデジタル機能の拡充やDX体制の強化を図り、AI起点のビジネスモデル構築やお客さまの利便性と満足度を向上させることを目的として1銘柄を取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	10	190
非上場株式以外の株式	4	5,527

特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社十六フィナンシャルグループ	1,290,500	258,100	合併証券会社運営などを目的とした「包括的業務提携に関する基本合意」に基づく関係性の維持・強化を図るため継続保有 当事業年度は株式分割により株式数増加	無
	2,291	1,246		
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	574,000	574,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため継続保有	無
	1,492	1,154		
株式会社あいちフィナンシャルグループ	1,019,260	203,852	当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため継続保有 当事業年度は株式分割により株式数増加	無
	1,399	582		
東亜建設工業株式会社	400,000	400,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	1,218	518		
株式会社トレードワークス	2,000,000		当社グループの経営戦略に資するデジタル機能の拡充やDX体制の強化を図るため取得	無
	734			
日本証券金融株式会社	299,500	299,500	2025年3月期に退職給付信託からの返還により取得 当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため継続保有	有
	618	534		
三井住友トラストグループ株式会社	102,400	102,400	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため継続保有	無
	501	380		
カネ美食品株式会社	100,000	100,000	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	349	323		
株式会社大垣共立銀行	56,400	56,400	当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため継続保有	有
	342	134		
ゼリア新薬工業株式会社	110,000	110,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	241	248		
名古屋鉄道株式会社	138,000	138,000	当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	無
	238	240		
株式会社御園座	80,500	80,500	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	125	137		
岡谷鋼機株式会社	10,000	10,000	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	90	69		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	15,400	15,400	当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	無
	62	49		
日本碍子株式会社	11,000	11,000	当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	無
	43	20		
東邦瓦斯株式会社	28,000	7,000	当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有 当事業年度は株式分割により株式数増加	無
	35	28		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ノザワ	26,000	26,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	31	21		
水戸証券株式会社	41,000	41,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	無
	27	21		
名港海運株式会社	10,000	10,000	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	24	15		
名工建設株式会社	11,000	11,000	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	19	14		
セイノーホールディングス株式会社	7,000	7,000	当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	16	16		
愛知電機株式会社	1,600	1,600	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	無
	11	6		
美濃窯業株式会社	6,000	6,000	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	7	5		
中部日本放送株式会社	5,600	5,600	当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	6	3		
株式会社カノークス	3,000	3,000	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	無
	6	5		
インフロニア・ホールディングス株式会社	2,280	2,280	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	無
	4	2		
株式会社セリア	1,000	1,000	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	無
	3	2		
中央可鍛工業株式会社	6,000	6,000	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	無
	3	2		
株式会社池田泉州ホールディングス	3,200	3,200	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため継続保有	無
	2	1		
名古屋電機工業株式会社	2,000	2,000	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	無
	2	2		
株式会社ニチレイ	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	無
	1	1		
日建工学株式会社	900	900	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	1	1		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ブロンコピ リー	400	400	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹 事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジ ネスにおける取引関係の維持・強化を図るた め継続保有	無
	1	1		
東陽倉庫株式会社	600	600	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹 事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジ ネスにおける取引関係の維持・強化を図るた め継続保有	無
	1	0		
株式会社NITTO H	2,000	2,000	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹 事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジ ネスにおける取引関係の維持・強化を図るた め継続保有	無
	1	1		
愛知製鋼株式会社	400	100	当社グループの東海・中部地域での証券ビジ ネスにおける取引関係の維持・強化を図るた め継続保有 株式分割により株式数増加	無
	1	0		
株式会社プレステー ジ・インターナショ ナル	1,600	1,600	当社グループの証券ビジネスにおける取引関 係の維持・強化を図るため継続保有	無
	1	1		
テクノホライズン株 式会社	1,090	1,090	当社グループの東海・中部地域での証券ビジ ネスにおける取引関係の維持・強化を図るた め継続保有	無
	0	0		
愛知時計電機株式会 社	300	300	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹 事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジ ネスにおける取引関係の維持・強化を図るた め継続保有	無
	0	0		
シンクレイヤ株式会 社	1,000	1,000	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹 事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジ ネスにおける取引関係の維持・強化を図るた め継続保有	無
	0	0		
マルサンアイ株式会 社	200	200	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹 事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジ ネスにおける取引関係の維持・強化を図るた め継続保有	無
	0	0		
TREホールディン グス株式会社	372	372	当社グループの証券ビジネスにおける取引関 係の維持・強化を図るため継続保有	無
	0	0		
東海エレクトロニク ス株式会社	200	200	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹 事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジ ネスにおける取引関係の維持・強化を図るた め継続保有	無
	0	0		
OBARA GROUP株式会 社	100	*	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹 事会社を務めた 当社グループの証券ビジネスにおける取引関 係の維持・強化を図るため継続保有	有
	0	*		
パーソルホールディ ングス株式会社	2,190	2,190	当社グループの証券ビジネスにおける取引関 係の維持・強化を図るため継続保有	無
	0	0		
株式会社トーカイ	200	200	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹 事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジ ネスにおける取引関係の維持・強化を図るた め継続保有	有
	0	0		
株式会社ティア	800	800	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹 事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジ ネスにおける取引関係の維持・強化を図るた め継続保有	無
	0	0		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
東洋電機株式会社	500	500	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	0	0		
キムラユニティー株式会社	400	*	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	有
	0	*		
株式会社サカイホールディングス	500	*	当社証券子会社がIPO・PO取扱業務で幹事会社を務めた 当社グループの東海・中部地域での証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため継続保有	無
	0	*		
三菱HCキャピタル株式会社		1,210,000	2025年3月期に退職給付信託からの返還により取得 保有方針及び保有の合理性を検証して当事業年度に全保有株式売却	無
		1,219		
トヨタ自動車株式会社		354,200	2025年3月期に退職給付信託からの返還により取得 保有方針及び保有の合理性を検証して当事業年度に全保有株式売却	無
		926		
国泰君安国際控股有限公司		24,000,000	当社グループのアジア地域におけるビジネス拡大等を目的とした業務提携関係の強化を図るため保有していた 保有方針及び保有の合理性を検証して当事業年度に全保有株式売却	無
		486		
株式会社meito (注)7		35,900	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の維持・強化を図るため保有していた 保有方針及び保有の合理性を検証して当事業年度に全保有株式売却	有
		71		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三菱HCキャピタル株式会社	1,210,000	1,210,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	1,695	1,219		
三井住友トラストグループ株式会社	240,000	240,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	1,176	892		
トヨタ自動車株式会社	354,300	354,300	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	1,120	926		
株式会社メイコー	39,000	39,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	941	266		
小野薬品工業株式会社	300,000	300,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	753	480		
株式会社マキタ	100,000	100,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	507	492		
株式会社サンゲツ	95,400	95,400	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	294	277		
スズキ株式会社	156,000	156,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	292	282		
中部鋼板株式会社	101,000	101,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	245	213		
ゼリア新薬工業株式会社	23,100	23,100	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	50	52		

- (注) 1 「 」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。
- 2 「*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額が当社の資本金額の100分の1以下であり、かつ貸借対照表計上額の大きい順の60銘柄に該当しないために記載を省略していることを示しております。
- 3 みなし保有株式の貸借対照表計上額は、期末日の時価を記載しております。
- 4 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
- 5 貸借対照表計上額が当社の資本金額の100分の1を超える銘柄が60銘柄に満たないため、特定投資株式とみなし保有株式を合わせて上位60銘柄について記載しております。
- 6 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性の検証は、保有の狙い及びリスクとリターンが資本コストに見合っているかの観点から行っております。
- 7 名糖産業株式会社は、2025年9月1日付で株式会社meitoloに商号変更しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	0	1	0
非上場株式以外の株式				

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式			0
非上場株式以外の株式			

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

急速な環境変化や証券ビジネスの高度化に対応するため、当社は「人的資本経営」を推進し、高い専門性と人間性を備え顧客に最適な価値を提供できる人材の育成を目指しております。

その実現に向けて、他社に先駆けて導入したジョブ型人事制度などを軸に、社員の「学び・挑戦・成長」の好循環を本気で後押しする環境を構築しております。

このような取組みにより、社員が自らの意思で成長しているという実感を醸成し、主体的に会社に貢献したくなる強い組織づくりと持続的な企業価値の向上を実現しております。

従業員給与等の決定方針

当社では、2019年度よりジョブ型人事制度を導入し、経営戦略と連動した人材戦略のもと、職責や個人の成果、外部労働市場の給与水準や人材獲得の競争力を意識し、給与水準を決定しております。また、業績連動型賞与によって、会社の成長を適切に従業員へ還元することが、さらなる人的資本経営の推進に資するものと考えております。

その考えに基づき、以下の取組みを実施しました。

ベースアップ

人材競争力の強化と従業員のエンゲージメント向上を図り、お客様へのさらなるサービス向上に繋げるべく、2022年から5年連続で給与水準の引き上げ(ベースアップ)を実施しております。

2026年4月は全正社員、継続雇用嘱託社員を対象に、約4.6%(新卒入社3年未満の定期昇給を含む)の上昇率にて実施しました。

賞与制度の一部変更

2025年度より、賞与の配分方法を変更しました。従来よりも業績に貢献した社員への配分を強化するため、評価の影響を大きくし、裁量を増やすことで、貢献度の高い社員に適正に配分される仕組みを整えました。この変更により、個人のパフォーマンスやチームの成果がより賞与に連動するようになりました。

従業員への譲渡制限付株式の付与

2025年10月1日に「東海東京フィナンシャル・グループ誕生25周年」を迎え、当社の従業員の貢献に対する特別な還元として譲渡制限付株式の付与を実施しました。

今後も、昇給及びメリハリのある賞与制度の運用等により、会社の成長に貢献した従業員に対し適切な評価を行えるよう努めてまいります。

(2) 【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
連結会社合計	2,528 [601]

(注) 1 連結会社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。

2 従業員数は就業人員(連結会社から連結会社外への出向者を除き、連結会社外から連結会社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3 上記のほか東海東京証券株式会社の歩合外務員の2026年3月31日現在の人員は7名であります。

提出会社の状況

2026年3月31日現在

会社名	従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
当社	155[72]	38歳11ヶ月	11年11ヶ月	7,901,258	0.6

- (注) 1 当社の平均勤続年数は、2026年3月期より社外への出向期間を含めた当社入社時からの期間を記載しております。
- 2 当社の従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 従業員数には執行役員(当事業年度末 13名)を含めておりません。
- 4 東海東京証券株式会社に勤務する従業員42名が当社従業員を兼務しております。
- 5 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

最大人員会社の状況

2026年3月31日現在

会社名	従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
東海東京証券株式会社	1,860 [309]	37歳4ヶ月	12年5ヶ月	7,615,358	1.7

- (注) 1 当社の平均勤続年数は、2026年3月期より社外への出向期間を含めた当社入社時からの期間を記載しております。
- 2 東海東京証券株式会社の従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 従業員数には執行役員(当事業年度末 24名)を含めておりません。
- 4 当社に勤務する従業員42名が東海東京証券株式会社の従業員を兼務しております。
- 5 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

労働組合の状況

当社グループの労働組合は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス社員組合(組合員 1,759名)があり、結成以来何等の紛争もなく安定した労使関係が継続しております。なお、上部団体には所属していません。

管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

2026年3月31日現在

名称	管理職に占める女性労働者の割合	男性労働者の育児休業取得率	労働者の男女の賃金の差異		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
合計(1)	18.9%	89.4%	72.1%	75.1%	54.3%
当社	23.4%	80.0%	70.3%	78.0%	46.7%
東海東京証券株式会社	19.5%	90.0%	73.0%	75.1%	56.1%
丸八証券株式会社(2)	25.6%	-	-	-	-

- 1 当社の人事制度が適用される、当社及び当社雇用による子会社への出向者の数値を集計しております。
- 2 丸八証券株式会社の数値は、同社基準により集計しております。

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出しております。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出しております。
- 3 賃金は性別に関わらず同一の基準を適用しておりますが、全労働者や正規雇用労働者に男女の賃金の差異が生じております。これは、主に相対的に賃金の高い職位における女性労働者の割合が低いこと、また、転勤の可否や時間外労働の実施状況に起因するものです。今後は、差異の縮小に向けてさらなる柔軟な労働環境の整備や、男女ともに生産性の向上に向けた取組みを進めてまいります。

管理職に占める女性労働者の割合

管理職に占める女性労働者の割合が、男性と比べて低水準であることが男女の賃金の差異の一因と考えております。

今後は、現在実施している以下の取組みを継続していくとともに、男女の賃金の差異が縮小していくよう、より柔軟に働ける環境を整えてまいります。

女性社員の育成

- ・リーダーとしての意識改革・醸成などを目的に、女性管理職候補者向けに「リーダー育成研修」を実施するほか、異業種の女性管理職候補者と議論できる社外研修に派遣するなど、自身でキャリアプランを磨くことができる仕組みを構築しております。

育児との両立支援

- ・出産により産前・産後、育児休業などを取得する社員が、その後スマートにキャリアラインに復帰するための「スマートリターン・プログラム」を導入しております。
- ・保育園を探す活動(=保活)を支援する「保活コンシェルジュサービス」や、ベビーシッターの費用を一部補助するこども家庭庁「ベビーシッター利用割引券」制度を導入しております。

転勤が可能である男女の人数の差異

半年毎に、転居を伴う異動が可能であるか社員へヒアリングを実施しており、転勤が可能であると申告した人数について差異が見られました。

転勤が可能と回答した社員へは転勤許容手当を支給しており、男女の賃金の差異の一因となっているものと考えております。

名称	女性	男性
当社	36.1%	76.5%
東海東京証券株式会社	23.3%	80.2%

連結(提出会社及びすべての国内連結子会社)	25.2%	80.1%
-----------------------	-------	-------

当社の人事制度が適用される、当社及び当社雇用による子会社への出向者の数値を集計しております。2026年2月時点のヒアリング結果をもとに集計しております。

パート・有期労働者、退職予定者は対象外です。

育児休業等の休業者や時短勤務等のフルタイム以外の勤務形態の者は「転勤が不可」としております。

労働時間の差異

時間外労働の平均実施時間を男女で比較したところ、差異が見られました。また、現状では時短勤務制度の利用状況についても女性社員のみ利用となっており、男女の賃金の差異の一因と考えております。

名称	平均時間外労働		時短勤務利用者の男女の割合	
	女性	男性	女性	男性
当社	7時間43分	13時間21分	100.0%	-
東海東京証券株式会社	9時間43分	16時間15分	100.0%	-

連結(提出会社及びすべての国内連結子会社)	9時間23分	16時間20分	100.0%	-
-----------------------	--------	---------	--------	---

当社の人事制度が適用される、当社及び当社雇用による子会社への出向者の数値を集計しております。平均時間外労働については、2025年4月1日から2026年3月31日までの残業時間をもとに集計しております。

時短勤務者の男女の割合については、2026年3月31日時点の数値をもとに集計しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保し、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入して、会計基準の新設、改正等に関する内容の把握に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 112,260	2 93,542
預託金	86,825	135,924
顧客分別金信託	80,627	129,369
その他の預託金	6,197	6,555
トレーディング商品	2 342,958	2 369,095
商品有価証券等	328,641	354,337
デリバティブ取引	14,317	14,758
約定見返勘定	73,349	-
信用取引資産	108,877	200,351
信用取引貸付金	64,728	88,781
信用取引借証券担保金	44,149	111,570
有価証券担保貸付金	419,649	396,498
借入有価証券担保金	70,122	105,864
現先取引貸付金	349,527	290,634
立替金	1,295	1,238
短期差入保証金	56,332	85,489
短期貸付金	110,680	135,095
未収収益	4 5,152	4 5,742
その他	4 4,936	4 11,803
貸倒引当金	142	196
流動資産合計	1,322,176	1,434,585
固定資産		
有形固定資産	1 10,520	1 10,287
建物	4,910	4,432
器具備品	2,309	2,558
土地	3,300	3,297
無形固定資産	7,276	4,611
のれん	448	46
ソフトウェア	6,794	4,534
電話加入権	31	29
その他	1	1
投資その他の資産	69,454	76,799
投資有価証券	6 56,226	6 59,768
長期差入保証金	4,800	4,686
繰延税金資産	116	-
退職給付に係る資産	7,309	11,463
その他	1,326	1,203
貸倒引当金	325	322
固定資産合計	87,252	91,699
資産合計	1,409,429	1,526,284

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	396,275	296,064
商品有価証券等	370,718	270,706
デリバティブ取引	25,556	25,357
約定見返勘定	-	106,936
信用取引負債	16,804	39,247
信用取引借入金	14,363	36,891
信用取引貸証券受入金	2,441	2,355
有価証券担保借入金	298,596	299,321
有価証券貸借取引受入金	106,437	136,071
現先取引借入金	192,158	163,250
預り金	82,184	129,038
受入保証金	12,904	24,839
短期借入金	² 202,696	² 198,335
短期社債	14,100	11,290
1年内償還予定の社債	5,464	4,777
未払法人税等	1,916	4,994
賞与引当金	2,606	3,678
役員賞与引当金	53	82
その他	7,526	10,167
流動負債合計	1,041,128	1,128,772
固定負債		
社債	12,699	20,500
長期借入金	153,300	159,700
繰延税金負債	3,402	3,968
役員退職慰労引当金	132	111
退職給付に係る負債	139	110
その他	3,015	2,702
固定負債合計	172,688	187,092
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	784	890
特別法上の準備金合計	⁵ 784	⁵ 890
負債合計	1,214,600	1,316,755
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,296
資本剰余金	24,380	24,452
利益剰余金	120,305	127,322
自己株式	4,148	2,982
株主資本合計	176,537	185,089
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,940	4,805
為替換算調整勘定	1,210	1,241
退職給付に係る調整累計額	1,860	4,397
その他の包括利益累計額合計	5,011	10,445
新株予約権	369	239
非支配株主持分	12,910	13,754
純資産合計	194,828	209,529
負債純資産合計	1,409,429	1,526,284

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
営業収益		
受入手数料	1 41,178	1 48,179
委託手数料	15,114	20,425
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,501	1,077
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	7,976	7,892
その他の受入手数料	16,586	18,783
トレーディング損益	36,905	38,087
金融収益	8,244	11,449
営業収益計	86,328	97,716
金融費用	3,146	5,796
純営業収益	83,182	91,920
販売費及び一般管理費		
取引関係費	14,468	16,237
人件費	2 32,855	2 35,707
不動産関係費	7,733	8,018
事務費	8,711	9,202
減価償却費	3,677	3,763
租税公課	1,699	1,814
貸倒引当金繰入れ	15	55
その他	2,280	2,304
販売費及び一般管理費合計	71,442	77,105
営業利益	11,739	14,815
営業外収益		
受取配当金	1,033	1,202
持分法による投資利益	177	1,259
投資事業組合運用益	1,310	1,246
投資有価証券売却益	129	229
投資有価証券評価益	674	1,827
その他	324	217
営業外収益合計	3,650	5,982
営業外費用		
投資事業組合運用損	227	207
為替差損	-	46
その他	41	51
営業外費用合計	268	305
経常利益	15,120	20,492

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
特別利益		
関係会社株式売却益	-	1,432
投資有価証券売却益	941	3,013
段階取得に係る差益	212	-
新株予約権戻入益	117	120
退職給付信託返還益	1,491	-
金融商品取引責任準備金戻入	0	-
特別利益合計	2,763	4,566
特別損失		
減損損失	578	³ 2,067
投資有価証券評価損	57	166
固定資産除却損	0	-
加算税等	200	-
金融商品取引責任準備金繰入れ	-	106
特別損失合計	837	2,340
税金等調整前当期純利益	17,047	22,718
法人税、住民税及び事業税	4,541	6,373
法人税等調整額	902	1,844
法人税等合計	5,444	4,529
当期純利益	11,603	18,188
非支配株主に帰属する当期純利益	555	1,618
親会社株主に帰属する当期純利益	11,048	16,569

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
当期純利益	11,603	18,188
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	958	2,956
為替換算調整勘定	445	29
退職給付に係る調整額	2,189	2,537
持分法適用会社に対する持分相当額	1	7
その他の包括利益合計	1 2,703	1 5,530
包括利益	8,899	23,718
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,519	22,004
非支配株主に係る包括利益	379	1,714

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	24,440	116,270	4,409	172,302
当期変動額					
新株の発行					-
剰余金の配当			7,013		7,013
親会社株主に帰属する当期純利益			11,048		11,048
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		9		261	251
自己株式の消却					-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		49			49
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	59	4,034	260	4,235
当期末残高	36,000	24,380	120,305	4,148	176,537

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,736	753	4,049	7,539	430	12,663	192,935
当期変動額							
新株の発行							-
剰余金の配当							7,013
親会社株主に帰属する当期純利益							11,048
自己株式の取得							0
自己株式の処分							251
自己株式の消却							-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							49
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	795	457	2,189	2,528	60	247	2,342
当期変動額合計	795	457	2,189	2,528	60	247	1,893
当期末残高	1,940	1,210	1,860	5,011	369	12,910	194,828

当連結会計年度(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	24,380	120,305	4,148	176,537
当期変動額					
新株の発行	296	296			593
剰余金の配当			9,552		9,552
親会社株主に帰属する 当期純利益			16,569		16,569
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		77		814	892
自己株式の消却		352		352	-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		49			49
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	296	71	7,017	1,165	8,551
当期末残高	36,296	24,452	127,322	2,982	185,089

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,940	1,210	1,860	5,011	369	12,910	194,828
当期変動額							
新株の発行							593
剰余金の配当							9,552
親会社株主に帰属する 当期純利益							16,569
自己株式の取得							0
自己株式の処分							892
自己株式の消却							-
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							49
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,865	31	2,537	5,434	129	844	6,149
当期変動額合計	2,865	31	2,537	5,434	129	844	14,700
当期末残高	4,805	1,241	4,397	10,445	239	13,754	209,529

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	17,047	22,718
減価償却費	3,677	3,763
のれん償却額	216	216
持分法による投資損益(は益)	177	1,259
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	655	444
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	27	21
貸倒引当金の増減額(は減少)	8	50
受取利息及び受取配当金	9,277	12,651
支払利息	3,146	5,796
減損損失	578	2,067
固定資産除却損	0	-
関係会社株式売却損益(は益)	-	1,432
投資有価証券売却損益(は益)	1,071	3,242
投資有価証券評価損益(は益)	474	1,660
段階取得に係る差損益(は益)	212	-
新株予約権戻入益	117	120
退職給付信託返還益	1,491	-
加算税等	200	-
顧客分別金信託の増減額(は増加)	9,472	48,741
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	14,742	26,140
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	26,699	100,211
約定見返勘定の増減額	48,473	180,286
信用取引資産の増減額(は増加)	21,700	91,474
信用取引負債の増減額(は減少)	2,896	22,442
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	87,056	23,150
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	34,241	725
預り金の増減額(は減少)	10,358	46,877
受入保証金の増減額(は減少)	5,922	11,934
その他の資産の増減額(は増加)	11,368	36,768
その他の負債の増減額(は減少)	1,946	4,070
小計	20,825	68
利息及び配当金の受取額	10,628	13,750
利息の支払額	2,998	5,609
法人税等の支払額	7,676	3,335
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,779	4,737

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
短期貸付けによる支出	48,832	55,640
短期貸付金の回収による収入	28,701	31,224
有形固定資産の取得による支出	389	1,481
有形固定資産の売却による収入	0	0
無形固定資産の取得による支出	2,236	2,161
無形固定資産の売却による収入	-	6
投資有価証券の取得による支出	3,852	5,777
投資有価証券の売却による収入	4,980	12,280
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	252	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	1,675
関係会社株式の取得による支出	2,513	644
関係会社株式の売却による収入	-	49
差入保証金の差入による支出	277	245
差入保証金の回収による収入	356	160
その他	45	181
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,361	20,734
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	5,864	17,759
長期借入れによる収入	34,100	30,800
長期借入金の返済による支出	500	10,500
短期社債の発行による収入	81,100	81,490
短期社債の償還による支出	79,500	84,300
社債の発行による収入	5,204	13,500
社債の償還による支出	9,842	6,386
ストックオプションの行使による収入	217	788
自己株式の純増減額（は増加）	0	0
配当金の支払額	7,006	9,539
非支配株主からの払込みによる収入	592	162
非支配株主への払戻による支出	770	689
非支配株主への配当金の支払額	179	134
その他	111	168
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,662	2,737
現金及び現金同等物に係る換算差額	613	13
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	14,693	18,721
現金及び現金同等物の期首残高	96,651	111,345
現金及び現金同等物の期末残高	111,345	92,623

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社(当連結会計年度末現在)

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(連結の範囲の変更)

2025年4月より、当社の連結子会社であるCHEER証券株式会社と株式会社TTデジタル・プラットフォームは、CHEER証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしたため、株式会社TTデジタル・プラットフォームを連結の範囲から除外しております。

2026年3月より、当社の連結子会社である株式会社ETERNALの全株式を連結外部へ譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 14社(当連結会計年度末現在)

主要な持分法を適用した関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(持分法適用の範囲の変更)

2026年1月より、SDFキャピタル株式会社の株式を取得したため、同社を持分法適用の範囲に含めております。

2026年1月より、Next Tokai Innovation Fund 1号投資事業有限責任組合に出資したため、同組合を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

関連会社 SDF Speed株式会社他3社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社9社及び投資事業有限責任組合2社の決算日は12月31日であり、当該決算日現在の財務諸表を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行って連結しております。他の9社の決算日は3月31日であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

トレーディングの目的及び範囲

取引所等有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差を利用して利益を得ること及びこれら取引により生じる損失を減少させることをトレーディングの目的としており、その範囲は有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引等の取引であります。

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資

(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

器具備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

主として、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期末退職慰労金要支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(5) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数の定額法により償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金からなっております。

(9) 重要な収益及び費用の計上基準

委託手数料

有価証券等の売買又はデリバティブ取引等の媒介、取次ぎ又は代理を行ったことにより顧客又は他の金融商品取引業者から受け入れる手数料であり、金融商品取引所における約定日又はこれに準じる日に収益を計上しており、当該履行義務の充足時点から概ね数営業日以内で支払いを受けております。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

有価証券の引受け、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受け入れる手数料であり、条件決定日等に収益を計上しており、当該履行義務の充足時点から発行会社等への払込日又は受渡日等までに支払いを受けております。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行ったことにより顧客又は引受会社等から受け入れる手数料であり、募集等申込日等に収益を計上しており、当該履行義務の充足時点から払込日又は受渡日等までに支払いを受けております。

その他の受入手数料

その他受入手数料には様々な手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は投資信託の代行手数料、保険手数料であります。投資信託の代行手数料は、口座管理などの事務処理を行うことによって受け入れる手数料であり、その手数料は投資信託の預かり資産残高に応じて日々収益として計上しており、多くの場合において投資信託の決算日後から概ね数営業日以内に支払いを受けております。保険手数料は保険契約の取次により保険会社から受け入れる手数料であり、その手数料は主に保険契約が有効となった時点で顧客との契約から見込まれる手数料の金額を収益として計上しており、保険会社との契約により様々ではあるものの当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

約定見返勘定の会計処理方法

トレーディング商品に属する商品有価証券等の売却及び買付に係る約定代金相当額として約定から受渡までの間計上される約定見返勘定について、連結貸借対照表上、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上していません。

(重要な会計上の見積り)

持分法適用関連会社に関するのれんの評価

(1) 連結貸借対照表に計上した金額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
持分法適用関連会社に関するのれん相当額	4,325百万円	4,030百万円
うち、株式会社お金のデザイン	4,207百万円	3,696百万円

(注) 連結貸借対照表の投資有価証券に計上した関連会社株式

前連結会計年度 26,553百万円 当連結会計年度 26,859百万円

うち、株式会社お金のデザイン 前連結会計年度 4,539百万円 当連結会計年度 4,261百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(見積り金額の算出方法)

投資持分を取得した時点において関連会社が保有していた資産及び負債の時価を基礎とする取得原価の配分額と取得原価との差額は、のれんとして関連会社投資に含めて認識されています。当該のれんは、必要な場合、減損損失の計上が行われ、その減損損失の計上額は持分法による投資利益(又は損失)として計上されます。減損損失の計上の検討において、投資時に予想した収益性が当初よりも低下していないか、またその結果投資額の回収が見込めなくなった状態にはないかとの観点から判定を行っております。

当連結会計年度において、減損損失の認識の要否の判定を行った結果、減損の認識は不要との判断を行っております。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の判定は、主に投資先への投資から得られる将来キャッシュ・フローに基づき実施されており、当該将来キャッシュ・フローの総額は将来の運用資産残高、受託報酬率及び新規提携先の獲得による資金流入等の見積りを含む運用受託報酬等に関する仮定を反映して算定されております。

(翌年度の連結財務諸表に与える影響)

投資先の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りには、外部環境の変動などの定性情報も加味した将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	11,483百万円	11,250百万円

2 担保に供している資産

前連結会計年度(2025年3月31日)

科目	担保資産の対象となる債務 期末残高 (百万円)	担保に供している資産		
		現金及び 預金 (百万円)	トレーディ ング商品 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	61,600	7,419	96,895	104,315
金融機関借入金	61,200	7,419	96,465	103,885
証券金融会社借入金	400	-	429	429
計	61,600	7,419	96,895	104,315

- (注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。
2 上記のほか、短期借入有価証券26,439百万円を担保として差入れております。なお、このほかに為替予約取引の担保として現金及び預金30百万円を差入れております。
3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

科目	担保資産の対象となる債務 期末残高 (百万円)	担保に供している資産		
		現金及び 預金 (百万円)	トレーディ ング商品 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	40,900	7,487	81,337	88,824
金融機関借入金	40,500	7,487	80,907	88,394
証券金融会社借入金	400	-	429	429
計	40,900	7,487	81,337	88,824

- (注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。
2 上記のほか、短期借入有価証券17,592百万円を担保として差入れております。なお、このほかに為替予約取引の担保として現金及び預金30百万円を差入れております。
3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

3 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 差入れをした有価証券の時価額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
信用取引貸証券	2,506百万円	2,412百万円
信用取引借入金の本担保証券	13,593	34,575
短期貸付有価証券	106,317	133,376
現先取引で売却した有価証券	192,956	162,934
差入保証金代用有価証券	3,299	5,547

(2) 差入れを受けた有価証券の時価額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
信用取引借証券	41,480百万円	106,002百万円
信用取引貸付金の本担保証券	59,273	78,493
短期借入有価証券	119,300	170,700
現先取引で買い付けた有価証券	350,531	288,616
受入証拠金代用有価証券	45,545	56,674
受入保証金代用有価証券	75,656	68,973
その他	366	804

4 未収収益及び流動資産のその他のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、「(収益認識関係) 3. 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しております。

5 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づき計上しております。

6 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券(株式)	26,553百万円	26,859百万円

7 当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	189,800百万円	210,530百万円
借入実行残高	50,500	33,400
差引額	139,300	177,130

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益においては、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 人件費に含まれる引当金繰入額の内訳

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
賞与引当金繰入れ	2,524百万円	3,677百万円
役員賞与引当金繰入れ	53	82
退職給付費用	402	40
役員退職慰労引当金繰入れ	43	37

3 減損損失

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社グループが計上した減損損失のうち、主たる金額については、次のとおりであります。

用途	種類	場所等	減損損失(百万円)		
			ソフトウェア	その他	合計
事業用資産	ソフトウェア等	CHEER証券株式会社 (東京都中央区)	1,963	37	2,001

当社グループは、事業用資産について、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である会社単位を基準として、グルーピングを行っております。

今後の事業見通しを勘案し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,244百万円	8,247百万円
組替調整額	2,377	4,004
法人税等及び税効果調整前	1,133	4,242
法人税等及び税効果額	175	1,286
その他有価証券評価差額金	958	2,956
為替換算調整勘定		
当期発生額	445	29
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	445	29
法人税等及び税効果額	-	-
為替換算調整勘定	445	29
退職給付に係る調整額		
当期発生額	781	4,039
組替調整額	2,339	333
法人税等及び税効果調整前	3,121	3,705
法人税等及び税効果額	931	1,167
退職給付に係る調整額	2,189	2,537
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	1	7
その他の包括利益合計	2,703	5,530

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	260,582,115	-	-	260,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,178,451	1,169	603,000	9,576,620

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求1,169株によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の行使により新株の発行に代えて譲渡した603,000株によるものであります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	369
合計		369

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,006	16.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	3,007	12.00	2024年9月30日	2024年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,016	16.00	2025年3月31日	2025年6月27日

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	260,582,115	813,400	813,400	260,582,115

(注)発行済株式(普通株式)の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行813,400株によるものであり、発行済株式(普通株式)の減少は、同数の自己株式の消却によるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,576,620	2,924	2,693,428	6,886,116

(注)1 自己株式(普通株式)の増加は、譲渡制限付株式の無償取得による増加1,600株及び単元未満株式の買取請求1,324株によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、自己株式の消却による減少813,400株、新株予約権の行使により新株の発行に代えて譲渡した1,880,000株、及び単元未満株式の買増請求28株によるものであります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	239
合計		239

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,016	16.00	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	5,536	22.00 (うち、記念配当8円)	2025年9月30日	2025年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案として、株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,103	28.00 (うち、記念配当8円)	2026年3月31日	2026年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	112,260百万円	93,542百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	915	918
現金及び現金同等物	111,345	92,623

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	2,072百万円	1,859百万円
1年超	8,580百万円	6,745百万円
合計	10,653百万円	8,604百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱い、その他の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務等の主たる金融商品取引業において金融商品を保有しております。

当社グループは、これらの金融商品取引業の取組みにおいて、取引所取引又は取引所取引以外の取引を通じて多様な顧客ニーズへの的確な情報サービスや商品を提供することを基本方針とし、取引所取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行を、取引所取引以外の取引では公正な価格形成と流通の円滑化を目的としております。

また、これらの金融商品取引業を行うため、市場の状況や借入期間のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融のほか、短期社債及び社債の発行等による資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産及び金融負債は、顧客との相対取引又は自己売買取引によりトレーディング商品として保有している株券、債券等の有価証券及び株価指数の先物取引やオプション取引、債券の先物取引やオプション取引といった取引所取引の市場デリバティブ取引や、選択権付債券売買取引、有価証券店頭オプション取引、先物外国為替取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引といった取引所取引以外の店頭デリバティブ取引並びに取引関係上の目的で投資有価証券として保有している株券等の有価証券や、戦略的に出資した投資有価証券、顧客の信用取引による有価証券買付代金に対する融資額の信用取引貸付金、当該融資に伴い証券金融会社から資金調達した信用取引借入金、顧客より預かっている有価証券を担保に融資する短期貸付金、機関投資家等との消費貸借取引契約による有価証券貸借取引において差入れた取引担保金である有価証券担保貸付金又は受入れた取引担保金である有価証券貸証券受入金及び買戻し条件付債券売買取引(現先取引)による買付代金相当額(又は受入れた取引担保金)である現先取引貸付金又は売却代金相当額(又は差入れた取引担保金)である現先取引借入金等であります。

これらの取引において保有する有価証券及びデリバティブ取引は、株式、金利及び為替等の市場価格が変動することにより発生する市場リスクにさらされており、信用取引貸付金、有価証券貸借取引、現先取引及び店頭デリバティブ取引においては、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生する信用リスクにさらされております。さらに、これらの一部の金融商品は、流動性が低いために市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る危険がある市場流動性リスクや、金融商品の発行体の事業リスクや財務リスクにさらされております。

また、資金調達において、短期社債、社債及び金融機関借入金等の金融負債があり、これらは当社グループの業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る危険がある資金流動性リスクにさらされております。

この他、顧客の有価証券の売買に係る一時的な預り金、信用取引やデリバティブ取引を行うために取引保証金として顧客より受入れた受入保証金等の金融負債があります。これらの取引において顧客に帰属する金融資産は、金融商品取引法の規定に従い自己の金融資産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託銀行へ金銭信託しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

総合的なリスク管理

当社グループの主要業務である金融商品取引業務では、デリバティブ取引の高度化など取扱商品の複雑化・多様化により、資産・収益に影響を及ぼす市場・信用・流動性リスク管理は極めて重要と認識しております。当社では、当社グループ全体及びグループ各社のリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社及びグループ各社が、自らの責任においてリスクの特定、分析、対応により適切にコントロールし、経営の健全性を長期にわたって維持するため、リスク管理基本方針を制定しております。

当社グループにおいて第一種金融商品取引業を営む東海東京証券株式会社では、市場・信用リスク委員会及び管理・財務委員会を設置するとともに、関連規程を制定した上で、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のリスク管理体制を整備しております。同社では経営及び財務の健全性確保の観点から、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値を市場・信用リスク委員会での審議を経て取締役会で設定し、この目標値保持をリスク管理運営上の基本方針としております。なお、主要業務である金融商品取引業務に関するリスク管理につきましては、トレーディング業務を行う部署から組織的・物理的に独立したリスク管理部署(以下、「リスク管理部署」という。)が、日々、リスク、ポジション、損益を算出しリスクコントロールするとともに、同社の自己資本規制比率の状況も含めて経営及び関連部署に毎日報告する体制となっております。また、市場・信用リスク委員会及び管理・財務委員会を原則として毎月1回開催してリスク管理に関する詳細な討議、報告がなされております。

なお、東海東京証券株式会社以外のグループ各社におきましても、適切なリスク・コントロールに努めております。

当社は、このリスク管理基本方針に従い、当社グループ全体及びグループ各社に内在する各種リスクの把握と適切なコントロールを通して、財務の健全性と収益の確保を図る体制を整備するため総合リスク管理委員会を設置して、各種リスクの管理に関する事項について協議を行っております。さらに、リスク管理の状況を把握するために総合リスク管理委員会を原則として毎月開催し、必要事項について取締役会に報告又は提案する体制を整備しております。また、取引関係上の目的で保有する投資有価証券については、関連規程等に基づき適正に管理し、その状況を総合リスク管理委員会に報告しており、戦略的に出資した投資有価証券については、定期的に事業計画の進捗状況等をモニタリングのうえ、その状況を取締役会に報告しております。

市場リスクの管理

東海東京証券株式会社では、トレーディング業務につきまして、リスク管理規程に基づき市場リスク管理の基本的な事項を定め管理運営しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出された「金融商品取引業等に関する内閣府令」第8条に定める損失の危険相当額の範囲内で、市場リスク相当額の上限をリスク管理担当役員が設定し管理しております。またこれとは別に、トレーディング業務を行う部署において保有するポジションに対し、よりリスク実態に即した市場リスク計測手法として、ヒストリカルシミュレーション法によるVaR(バリュー・アット・リスク)(信頼区間99%、保有期間10日、データ観測期間750日)及び、ストレス値(保有期間1日及び10日、データ観測期間750日での想定最大損失値)を計測するとともに、当該計測モデルの妥当性を検証するため、保有期間1日のVaRと日次損益のバックテストも定期的実施しております。自己ポジションを保有する所管部署に対しては、市場・信用リスク委員会において各部予算・収益状況を勘案しVaRベースのポジション枠を設定して過大な市場リスク保有を制限するとともに、期中・月中口スリミット及びその警戒ラインを設定し損失の拡大を未然に防止する管理を行っています。商品別のシナリオに応じたストレステストも定期的実施しております。

また、上記VaR計測では捉え辛い、流動性が低いために市場の混乱時などに取引できなくなる、又はポジション売却や取引解消時等に通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされる市場流動性リスクを負うポジションを保有する所管部署に対しては、市場流動性リスク上限を設定して管理しております。その他にも関係規程を整備するなど、リスク管理全般に係る機能強化を図り、過度なリスクテイクを牽制する管理体制を構築しております。

各所管部署のリスク枠、ロスリミットの使用状況、及び損益の状況や、ストレステスト値、市場流動性リスクポジションの状況等は、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、市場・信用リスク委員会で市場リスクの管理状況等の分析及び総括的な報告が行われております。さらに、経営会議においても、毎月、市場リスクの管理状況につきまして報告が行われております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
東海東京証券株式会社の市場リスク量(損失額の推計値)	754百万円	1,322百万円

(注) VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

信用リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づき、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定められた限度枠の範囲内に収めるように管理しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出された「金融商品取引業等に関する内閣府令」第8条に定める損失の危険相当額の範囲内で、取引先リスク相当額の上限をリスク管理担当役員が設定し管理しております。さらに、取引相手先ごとにも取引先別与信リスク枠を設定し管理しております。取引先別与信リスク枠の設定に際しましては、リスク管理部署において取引開始時及び取引期間中は定期的取引先の財務内容等を審査し、取引先の自己資本、業況や財務状況といった信用リスクを勘案して与信枠の設定や取引の可否を与信枠決裁権限に従い決定し、定期的な見直しも行ってまいります。

また、取引約定後の与信残高の管理は、取引先担当店舗が関係部署と協力し、取引先の財務資料の定期的な徴求や日頃の営業活動を通じ、取引先の信用状態の変化を把握しております。リスク管理部署は、取引先の信用状態が悪化したときには、関係部署と協議し、承認済みの与信枠内で新規取引の停止や与信枠の減額、取引条件の変更、担保徴求等の保全手段確保といったリスク抑制対応を指示しております。

与信リスク額の算出につきましては、商品特性に応じて、カレントエクスポージャー方式、あるいはポテンシャルエクスポージャー方式を採用しており、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、市場・信用リスク委員会で与信リスク管理の状況等の分析及び総括的な報告が行われております。さらに、経営会議においても、毎月、与信リスクの管理状況につきまして報告が行われております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社及び東海東京証券株式会社では、流動性リスク管理規程に基づき、適切な資金繰りリスク管理態勢の基本事項を定め運営しております。

当社では、資金調達に係る流動性リスクの認識と評価において資金調達に影響を及ぼすと考えられる自社の株価、風評等の情報を収集・分析して対応策を策定したうえ、資金繰りリスクの管理にあたっては、連結子会社の業務内容を踏まえ、当該連結子会社の資金繰りの悪化が当社に影響を与える可能性に応じ、その状況を把握・考慮した対応を行うこととしております。

また、東海東京証券株式会社では、資金繰り管理の適切性等を確保するため、管理部署は、調達・運用に関する日々の各種資金繰り管理状況等をもとに状況を正確に把握し、影響を早期に把握したうえ、月次・四半期末等の資金繰りの見通しを策定して管理を行っており、状況及び予測について取締役会等に毎月報告がなされております。また、市場環境の変動等に対応した資金繰りについて必要に応じた管理を行い、影響を早期に把握したうえ、その情報は取締役会等に報告がなされております。

なお、支払準備資産及び資金調達手段の確保等について資金繰り管理部署は、資金繰り逼迫度(平常時、懸念時、危機時等)に応じた調達手段や、決済等に対する支払準備資産を確保するとともに、国内外において即時売却可能、あるいは担保として利用可能な資産の保有や市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

市場の相場価格を無調整で時価とする場合を除き、金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 商品有価証券等	328,641	328,641	-
(2) 投資有価証券(2)	17,260	17,260	-
資産計(1)	345,901	345,901	-
(1) 商品有価証券等	370,718	370,718	-
(2) 短期借入金	202,696	202,798	102
(3) 短期社債	14,100	14,085	14
(4) 1年内償還予定の社債	5,464	5,463	1
(5) 社債	12,699	11,633	1,065
(6) 長期借入金	153,300	142,109	11,190
負債計(1)	758,979	746,810	12,168
デリバティブ取引(3)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	11,222	11,222	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-

- 現金は注記を省略しており、「預金」「預託金」「信用取引資産」「有価証券担保貸付金」「短期差入保証金」「短期貸付金」「約定見返勘定」「信用取引負債」「有価証券担保借入金」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、記載を省略しております。
- 海外子会社が保有している非上場株式等を「(2)投資有価証券」に含めております。一方、その他の市場価格のない株式等は時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。なお、連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式	26,553
非上場株式	4,853
投資事業有限責任組合等	7,559

- デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で表示しております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	112,260	-	-	-
預託金	86,825	-	-	-
顧客分別金信託	80,627	-	-	-
その他の預託金	6,197	-	-	-
信用取引資産	108,877	-	-	-
信用取引貸付金	64,728	-	-	-
信用取引借証券担保金	44,149	-	-	-
有価証券担保貸付金	419,649	-	-	-
借入有価証券担保金	70,122	-	-	-
現先取引貸付金	349,527	-	-	-
短期差入保証金	56,332	-	-	-
短期貸付金	110,680	-	-	-
合計	894,625	-	-	-

2 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	192,196	-	-	-	-	-
短期社債	14,100	-	-	-	-	-
社債	5,464	5,099	300	-	-	7,300
長期借入金	10,500	24,200	6,200	22,000	24,600	76,300
合計	222,261	29,299	6,500	22,000	24,600	83,600

当連結会計年度(2026年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 商品有価証券等	354,337	354,337	-
(2) 投資有価証券(2)	21,471	21,471	-
資産計(1)	375,808	375,808	-
(1) 商品有価証券等	270,706	270,706	-
(2) 短期借入金	198,335	198,237	97
(3) 短期社債	11,290	11,270	19
(4) 1年内償還予定の社債	4,777	4,767	10
(5) 社債	20,500	19,003	1,496
(6) 長期借入金	159,700	146,338	13,361
負債計(1)	665,309	650,323	14,985
デリバティブ取引(3)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	10,581	10,581	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-

- 現金は注記を省略しており、「預金」「預託金」「信用取引資産」「有価証券担保貸付金」「短期差入保証金」「短期貸付金」「約定見返勘定」「信用取引負債」「有価証券担保借入金」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、記載を省略しております。
- 海外子会社が保有している非上場株式等を「(2)投資有価証券」に含めております。一方、その他の市場価格のない株式等は時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。なお、連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式	26,859
非上場株式	3,808
投資事業有限責任組合等	7,630

- デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で表示しております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	93,542	-	-	-
預託金	135,924	-	-	-
顧客分別金信託	129,369	-	-	-
その他の預託金	6,555	-	-	-
信用取引資産	200,351	-	-	-
信用取引貸付金	88,781	-	-	-
信用取引借証券担保金	111,570	-	-	-
有価証券担保貸付金	396,498	-	-	-
借入有価証券担保金	105,864	-	-	-
現先取引貸付金	290,634	-	-	-
短期差入保証金	85,489	-	-	-
短期貸付金	135,095	-	-	-
合計	1,046,902	-	-	-

2 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	174,135	-	-	-	-	-
短期社債	11,290	-	-	-	-	-
社債	4,777	-	13,200	-	-	7,300
長期借入金	24,200	6,000	23,500	32,100	39,000	59,100
合計	214,402	6,000	36,700	32,100	39,000	66,400

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等				
株式・ワラント	8,995	12	3	9,012
債券	234,329	43,086	-	277,415
受益証券等 1	185	5,741	-	5,927
投資有価証券				
株式	10,123	253	6,389	16,766
受益証券等	490	3	-	493
資産計	254,124	49,096	6,393	309,615
商品有価証券等				
株式・ワラント	25,913	-	-	25,913
債券	344,659	-	-	344,659
受益証券等	121	-	-	121
負債計	370,694	-	-	370,694
デリバティブ取引(資産)	4,953	33,527	255	38,736
株式関連取引	4,657	645	255	5,558
金利関連取引	294	14,132	-	14,427
通貨関連取引	1	18,748	-	18,750
デリバティブ取引(負債)	4,321	45,634	1	49,958
株式関連取引	4,220	7	1	4,229
金利関連取引	95	15,142	-	15,237
通貨関連取引	6	30,485	-	30,491
デリバティブ取引計 2	631	12,107	254	11,222

1 解約に制限のある投資信託は基準価額を時価とみなして連結貸借対照表に計上しておりますが、上記に含めておりません。(連結貸借対照表計上額36,286百万円)

期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	35,680
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上(*)	690
その他の包括利益に計上	-
購入、売却、償還	
購入	2,613
売却	-
償還	2,698
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	-
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	-
期末残高	36,286

(*) 連結損益計算書の「トレーディング損益」及び「金融収益」に含まれております。前連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託等の評価損益の額は815百万円であります。

連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容は以下のとおりであります。

投資契約により即時に解約ができない制限を有するもの・・・36,286百万円

2 デリバティブ取引計について、正味の債務となる項目は で表示しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等				
株式・ワラント	12,807	14	1	12,823
債券	229,344	65,684	-	295,029
受益証券等 1	48	7,649	-	7,697
投資有価証券				
株式	11,962	283	8,185	20,432
受益証券等	193	844	-	1,038
資産計	254,356	74,476	8,187	337,020
商品有価証券等				
株式・ワラント	13,150	-	-	13,150
債券	257,496	30	-	257,527
受益証券等	28	-	-	28
負債計	270,675	30	-	270,706
デリバティブ取引(資産)	998	48,309	549	49,857
株式関連取引	459	323	549	1,332
金利関連取引	539	22,477	-	23,017
通貨関連取引	-	25,508	-	25,508
デリバティブ取引(負債)	954	59,484	-	60,439
株式関連取引	471	-	-	471
金利関連取引	483	21,894	-	22,377
通貨関連取引	-	37,590	-	37,590
デリバティブ取引計 2	43	11,175	549	10,581

1 解約に制限のある投資信託は基準価額を時価とみなして連結貸借対照表に計上しておりますが、上記に含めておりません。(連結貸借対照表計上額38,787百万円)

期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	36,286
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上 (*)	2,529
その他の包括利益に計上	-
購入、売却、償還	
購入	746
売却	-
償還	774
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	-
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	-
期末残高	38,787

(*) 連結損益計算書の「トレーディング損益」及び「金融収益」に含まれております。当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託等の評価損益の額は2,362百万円であります。

連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容は以下のとおりであります。

投資契約により即時に解約ができない制限を有するもの・・・38,787百万円

2 デリバティブ取引計について、正味の債務となる項目は で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	-	202,798	-	202,798
短期社債	-	14,085	-	14,085
1年内償還予定の社債	-	5,463	-	5,463
社債	-	11,633	-	11,633
長期借入金	-	142,109	-	142,109
負債計	-	376,091	-	376,091

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	-	198,237	-	198,237
短期社債	-	11,270	-	11,270
1年内償還予定の社債	-	4,767	-	4,767
社債	-	19,003	-	19,003
長期借入金	-	146,338	-	146,338
負債計	-	379,617	-	379,617

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 商品有価証券及び投資有価証券

G7各国政府が発行する国債や上場株式など、活発な市場で取引される有価証券は、取得した相場価格を調整せずに時価として利用しており、レベル1の時価に分類しております。一方、その他の国債(日本の物価連動国債、変動利付国債も含む)、一部の上場株式、地方債、社債など、市場での取引頻度が低いと考えられる有価証券については、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。また、相場価格が入手できず、類似した特性を有する有価証券の相場価格を利用して時価を算定する場合も、同様にレベル2の時価に含まれます。ただし、海外子会社が保有している非上場株式やワラント等については、重要な観察できないインプットを時価の算定に用いているため、レベル3の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

債券先物、株価指数先物などの上場デリバティブ取引については、活発な市場における相場価格を無調整で評価に用いているため、レベル1の時価に分類しております。店頭デリバティブ取引については、割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデルなどの評価技法を用いて時価を評価しております。デリバティブ取引の種類、契約条件に応じて評価技法は異なり、そのインプットには株価、金利、為替レート、ボラティリティなどを使用しております。大半のインプットは市場で容易に観察できることから、店頭デリバティブ取引はレベル2の時価に分類しております。ただし、一部の株式オプションでは、重要なインプットであるボラティリティが市場で観察できないため、レベル3の時価に分類しております。

(3) 借入金、社債

借入金、社債については割引現在価値法を用いて評価しております。インプットとなる各種金利やクレジットスプレッドが市場で容易に観察できることから、レベル2の時価に分類しております。

2 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲		
			最小	～	最大
デリバティブ取引					
株式関連オプション取引	オプション・モデル	株式ボラティリティ	18.9%	～	45.6%
投資有価証券					
海外子会社が保有している非上場株式等	配当還元法	株主資本コスト	10.5%		
		予想配当額	-		
	割引キャッシュ・フロー法	加重平均資本コスト	40.0%		
		予想フリーキャッシュ・フロー額	-		

- 1 ワラントについては、金額が僅少であるため、時価の不確実性による連結財務諸表への影響が軽微であることから記載を省略しております。
- 2 海外子会社が保有している非上場株式等については、配当還元法、割引キャッシュ・フロー法等の評価技法を用いて時価を算出しております。なお、当該海外子会社ではIFRS会計基準に従って財務諸表を作成しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲		
			最小	～	最大
デリバティブ取引					
株式関連オプション取引	オプション・モデル	株式ボラティリティ	24.8%	～	54.0%
投資有価証券					
海外子会社が保有している非上場株式等	配当還元法	株主資本コスト	10.3%		
		予想配当額	-		
	割引キャッシュ・フロー法	加重平均資本コスト	15.8%		
		予想フリーキャッシュ・フロー額	-		
	類似企業比較法	株価収益率(PER)	12.0倍		
予想純利益		-			

- 1 ワラントについては、金額が僅少であるため、時価の不確実性による連結財務諸表への影響が軽微であることから記載を省略しております。
- 2 海外子会社が保有している非上場株式等については、配当還元法、割引キャッシュ・フロー法、類似企業比較法等の評価技法を用いて時価を算出しております。なお、当該海外子会社ではIFRS会計基準に従って財務諸表を作成しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	投資有価証券	デリバティブ取引
	海外連結子会社 保有非上場株式(百万円)	株式関連オプション取引 (百万円)
期首残高	6,386	372
当期の損益又はその他の包括利益		
損益に計上(1)	696	13
その他の包括利益に計上	-	-
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	571
売却	-	17
発行	-	-
決済	693	663
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替(2)	-	3
期末残高	6,389	254
当期損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	3	80

- 1 連結損益計算書の「投資有価証券評価益」、「トレーディング損益」に含まれております。
- 2 レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、時価の算定に用いた観察可能なデータが利用可能になった時点で振替を行っております。
- 3 ワラントについては、金額が僅少であるため、時価の不確実性による連結財務諸表への影響が軽微であることから記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	投資有価証券	デリバティブ取引
	海外連結子会社 保有非上場株式(百万円)	株式関連オプション取引 (百万円)
期首残高	6,389	254
当期の損益又はその他の包括利益		
損益に計上(1)	1,509	522
その他の包括利益に計上	-	-
購入、売却、発行及び決済		
購入	286	689
売却	-	31
発行	-	-
決済	-	861
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替(2)	-	24
期末残高	8,185	549
当期損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	1,509	469

- 1 連結損益計算書の「投資有価証券評価益」、「トレーディング損益」に含まれております。
- 2 レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、時価の算定に用いた観察可能なデータが利用可能になった時点で振替を行っております。
- 3 ワラントについては、金額が僅少であるため、時価の不確実性による連結財務諸表への影響が軽微であることから記載を省略しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループにおいて金融商品の大半を保有する東海東京証券株式会社では、経営企画本部が時価の算定に関する方針及び手続などを定めており、これに沿って時価を算定しております。

市場における相場価格を取得できる金融商品については相場価格を時価としております。一方、市場における相場価格が取得できない金融商品については、個々の資産の特性及びリスクを適切に反映できる評価技法を用いて時価を算定しております。評価技法を選定する際には、マーケット部門が算定した時価と取引先の提示価格を比較し、市場との整合性を確認しております。さらに、外部のコンサルティング会社が同じ評価技法で独自に算出した時価と比較することで、評価技法が業務システムに正しく実装されていることも検証しております。また、時価を算定する際に用いるインプットについてはリスク管理部門が妥当性を検証しております。検証結果は経営企画本部に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

海外子会社が保有している非上場株式等については、IFRS会計基準に従い期末時価評価として配当還元法等を用いて評価を行っております。また、当社の連結決算手続においては、評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

株式関連オプション取引(特約付株券消費貸借取引、株券店頭オプション取引、エクイティスワップ取引)の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、株式ボラティリティであります。市場で株式ボラティリティが観察できない場合は、過去の株価の変動に基づいて株式ボラティリティを推計し、時価の算定に用いております。株式ボラティリティは対象とする株式の価格の変化のスピード及び幅の大きさに関する指標であり、ボラティリティの著しい増加(減少)は、単独では、オプション価格の著しい上昇(低下)を生じさせることになり、オプションの買いポジションである場合には、時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

海外連結子会社の保有している非上場株式の時価の算定において、将来における投資家への予想還元額(予想フリーキャッシュ・フロー額、予想配当額)と割引率(加重平均資本コスト、株主資本コスト)が重要な観察できないインプットに該当します。予想還元額の著しい増加(減少)及び割引率の著しい低下(上昇)は、株式時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

前連結会計年度(2025年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	9,012	184	25,938	1,267
債券	277,415	4,561	344,659	3,004
受益証券等	42,213	13,831	121	12

当連結会計年度(2026年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	12,823	119	13,150	313
債券	295,029	6,548	257,527	6,100
受益証券等	46,484	17,642	28	0

2 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

3 その他有価証券の時価等

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13,182	5,095	8,086
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	受益証券等	-	-	-
	小計	13,182	5,095	8,086
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,584	4,189	605
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	受益証券等	493	537	44
	小計	4,078	4,727	649
	合計	17,260	9,822	7,437

(注) 市場価格のない株式等(海外子会社の保有している非上場株式等を除く。)は、含めておりません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,843	5,450	12,393
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	受益証券等	305	300	5
	小計	18,149	5,750	12,398
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,588	2,908	319
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	受益証券等	732	776	43
	小計	3,321	3,685	363
	合計	21,471	9,435	12,035

(注) 市場価格のない株式等(海外子会社の保有している非上場株式等を除く。)は、含めておりません。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,579	941	-
債券	-	-	-
受益証券等	3,498	129	-
合計	5,077	1,071	-

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	5,732	3,013	-
債券	-	-	-
受益証券等	6,532	229	-
合計	12,264	3,242	-

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度は、有価証券について57百万円(その他有価証券の株式57百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度は、有価証券について166百万円(その他有価証券の株式166百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	通貨先物取引				
	売建	195	-	0	0
	買建	981	-	5	5
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	95,113	1,859	632	632
	買建	143,865	23,076	1,229	1,229
	通貨オプション取引				
	売建	349,138	180,781	22,660	6,708
	買建	223,030	129,015	9,073	1,748
	通貨スワップ取引	418,772	386,563	1,253	1,253

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	通貨先物取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	77,643	8,909	1,551	1,551
	買建	175,516	36,320	10,391	10,391
	通貨オプション取引				
	売建	387,871	183,889	29,301	13,195
	買建	203,803	131,559	9,332	2,421
	通貨スワップ取引	421,994	375,495	952	952

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建	15,379	7,246	11	11
	買建	18,558	12,774	16	16
	金利先物オプション取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	債券先物取引				
	売建	19,579	-	42	42
	買建	68,925	-	235	235
	債券先物オプション取引				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	354,517	308,650	11,243	11,243
	受取変動・支払固定	345,232	308,476	11,040	11,040
	受取変動・支払変動	23,500	11,900	1,101	1,101
	受取固定・支払固定	13,500	13,500	325	325
	キャップフロア取引				
	売建	8,000	7,000	450	224
	買建	7,000	6,000	470	342
	スワップション取引				
	売建	96,900	86,900	2,641	841
買建	23,400	17,400	387	79	

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建	4,247	-	8	8
	買建	8,986	-	20	20
	金利先物オプション取引				
	売建	30,812	-	3	3
	買建	30,812	-	3	4
	債券先物取引				
	売建	35,538	-	316	316
	買建	37,911	-	293	293
	債券先物オプション取引				
売建	106,194	-	151	27	
買建	106,194	-	195	28	
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	395,192	330,291	16,901	16,901
	受取変動・支払固定	388,918	320,477	18,432	18,432
	受取変動・支払変動	11,900	9,900	1,591	1,591
	受取固定・支払固定	13,500	9,100	548	548
	キャップフロア取引				
	売建	8,000	7,000	754	505
	買建	7,000	7,000	795	624
	スワップション取引				
	売建	86,900	64,900	3,682	2,070
買建	17,400	17,400	553	298	

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

(3) 株式関連

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	81,909	-	4,527	4,527
	買建	104,019	-	3,953	3,953
	株価指数オプション取引				
	売建	12,572	-	201	86
	買建	9,390	-	74	6
	株券オプション取引				
	売建	1,516	-	58	2
買建	884	-	48	20	
市場取引 以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	1,775	-	74	49
	株券店頭オプション取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	15,014	-	320	84
エクイティスワップ取引	2,244	940	497	497	

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	5,631	-	216	216
	買建	3,807	-	194	194
	株価指数オプション取引				
	売建	21,070	-	115	50
	買建	19,130	-	156	105
	株券オプション取引				
	売建	3,727	-	161	19
買建	2,855	-	86	6	
市場取引 以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	3,231	-	722	694
	株券店頭オプション取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	2,201	-	123	51
エクイティスワップ取引	60	-	26	26	

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付制度として主に確定給付企業年金制度を設けているほか、確定拠出制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当社は退職給付信託を設定しております。

また、一部の国内連結子会社は簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	11,078 百万円	10,424 百万円
勤務費用	568	569
利息費用	103	96
数理計算上の差異の発生額	71	1,096
退職給付の支払額	1,254	1,659
退職給付債務の期末残高	10,424	8,334

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	22,376 百万円	17,733 百万円
期待運用収益	372	310
数理計算上の差異の発生額	853	2,942
事業主からの拠出額	231	470
退職給付の支払額	1,254	1,659
退職給付信託の返還	3,139	-
年金資産の期末残高	17,733	19,798

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	10,424 百万円	8,334 百万円
年金資産	17,733	19,798
	7,309	11,463
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,309	11,463
退職給付に係る負債	- 百万円	- 百万円
退職給付に係る資産	7,309	11,463
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,309	11,463

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	568 百万円	569 百万円
利息費用	103	96
期待運用収益	372	310
数理計算上の差異の費用処理額	721	333
確定給付制度に係る退職給付費用	422	21
退職給付信託返還益	1,491	-

(注) 退職給付信託返還益は特別利益に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
数理計算上の差異	3,121 百万円	3,705 百万円
合計	3,121	3,705

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
未認識数理計算上の差異	2,716 百万円	6,421 百万円
合計	2,716	6,421

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
株式	52.96%	58.75%
債券	31.89	28.82
一般勘定	7.35	5.36
その他	7.80	7.07
合計	100.00	100.00

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度は30.34%、当連結会計年度は38.02%それぞれ含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	0.93%	2.92%
長期期待運用収益率	1.55	1.96
予想昇給率	5.00	5.00

(注) 当連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は0.93%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を2.92%に変更しております。

3 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	141 百万円	139 百万円
退職給付費用	20	18
退職給付の支払額	21	14
制度への拠出額	-	-
連結範囲の変更に伴う減少額	-	33
退職給付に係る負債の期末残高	139	110

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	- 百万円	- 百万円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	139	110
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	139	110
退職給付に係る負債	139 百万円	110 百万円
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	139	110

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 20百万円 当連結会計年度 18百万円

4 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度583百万円、当連結会計年度574百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費のPersonnel費	88百万円	96百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
営業外収益のその他	2百万円	2百万円
新株予約権戻入益	117百万円	120百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与53名、従業員201名及び当社子会社の取締役20名、執行役員・参事・参与7名、合計283名	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与50名、従業員202名、当社子会社の取締役22名、従業員1名、合計277名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,412,000株	普通株式 1,359,000株
付与日	2018年9月28日	2019年9月6日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2018年9月28日～2020年9月30日	2019年9月6日～2021年9月30日
権利行使期間	2020年10月1日～2025年9月30日	2021年10月1日～2026年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与42名、従業員204名、当社完全子会社の取締役23名、及び当社子会社の取締役4名、合計276名	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与46名、従業員215名、当社完全子会社の取締役26名、及び当社子会社の取締役2名、合計292名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,355,000株	普通株式 1,444,000株
付与日	2020年9月7日	2021年9月9日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2020年9月7日～2022年9月30日	2021年9月9日～2023年9月30日
権利行使期間	2022年10月1日～2027年9月30日	2023年10月1日～2028年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第14回新株予約権	第15回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与52名、従業員235名、当社完全子会社の取締役21名、及び当社子会社の取締役2名、合計313名	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与54名、従業員241名、当社完全子会社の取締役18名、及び当社子会社の取締役3名、合計319名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,548,000株	普通株式 1,574,000株
付与日	2022年9月8日	2023年9月14日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2022年9月8日～2024年9月30日	2023年9月14日～2025年9月30日
権利行使期間	2024年10月1日～2029年9月30日	2025年10月1日～2030年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第16回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名(子会社の業務執行取締役を兼務する当社の非業務執行取締役1名を含む)、執行役員・参事48名及び従業員243名、並びに当社子会社の取締役20名、合計314名	当社の取締役3名(子会社の業務執行取締役を兼務する当社の非業務執行取締役1名を含む)、執行役員・参事48名及び従業員232名、及び当社子会社の取締役15名、合計298名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,504,000株	普通株式 1,460,000株
付与日	2024年9月17日	2025年9月16日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2024年9月17日～2026年9月30日	2025年9月16日～2027年9月30日
権利行使期間	2026年10月1日～2031年9月30日	2027年10月1日～2034年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
	第10回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1,260,000	406,000
権利確定		
権利行使		196,000
失効	1,260,000	4,000
未行使残		206,000

会社名	提出会社	
	第12回新株予約権	第13回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	382,000	823,000
権利確定		
権利行使	168,000	310,000
失効		8,000
未行使残	214,000	505,000

会社名	提出会社	
	第14回新株予約権	第15回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		1,542,000
付与		
失効		10,000
権利確定		1,532,000
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1,185,000	
権利確定		1,532,000
権利行使	582,000	624,000
失効	8,000	6,000
未行使残	595,000	902,000

会社名	提出会社	
	第16回新株予約権	第17回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,496,000	
付与		1,460,000
失効	28,000	18,000
権利確定		
未確定残	1,468,000	1,442,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

単価情報

会社名	提出会社	
	第10回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の名称		
権利行使価格(円)	687	305
行使時平均株価(円)		666
付与日における公正な評価単価(円)	96.48	47.56

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格(円)	277	443
行使時平均株価(円)	664	658
付与日における公正な評価単価(円)	54.10	61.21

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格(円)	396	504
行使時平均株価(円)	626	722
付与日における公正な評価単価(円)	45.11	64.00

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第16回新株予約権	第17回新株予約権
権利行使価格(円)	543	628
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	59.56	80.47

4 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第17回新株予約券	
株価変動性	(注) 1	30.07%
予想残存期間	(注) 2	5.54年
予想配当	(注) 3	28円 / 株
無リスク利率	(注) 4	1.216%

(注) 1 2020年3月3日から2025年9月16日の株価実績に基づき算出しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 2024年3月期から2025年3月期の平均配当額によります。

4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	145百万円	163百万円
未払事業税	224	369
賞与引当金	799	1,167
役員退職慰労引当金	55	57
金融商品取引責任準備金	246	280
有価証券評価減	138	87
減損損失	14	644
減価償却超過額	20	12
未払費用	458	635
資産除去債務	746	700
税務上の繰越欠損金(注)1	960	663
その他	687	706
繰延税金資産小計	4,496百万円	5,488百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	960	646
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,594	1,746
評価性引当額	2,554	2,392
繰延税金資産合計	1,941百万円	3,096百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	933百万円	2,240百万円
未収収益	335	278
退職給付に係る資産	1,228	2,519
その他	2,729	2,026
繰延税金負債合計	5,227百万円	7,064百万円
繰延税金資産純額	3,285百万円	3,968百万円

(注)1 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	1	-	10	949	960百万円
評価性引当額	-	-	1	-	10	949	960百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	(b) -百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金960百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を計上しておりません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	1	-	5	23	633	663百万円
評価性引当額	-	1	-	5	23	616	646百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	16 ^(b)	16百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金663百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産16百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	- %	30.63%
(調整)		
交際費等の永久差異	-	1.33
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.36
住民税均等割額	-	0.32
持分法による投資損益	-	1.70
のれん償却額	-	0.29
海外子会社税率差異	-	5.56
評価性引当額の増減額	-	0.13
連結の未実現利益調整額等	-	0.09
海外子会社等に係る課税留保金額	-	0.16
関係会社株式売却に伴う影響	-	6.20
その他	-	1.08
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	19.94%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
受入手数料		
委託手数料	15,114	20,425
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,501	1,077
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	7,976	7,892
その他の受入手数料	16,586	18,783
(うち、投資信託の代行手数料)	(7,312)	(8,386)
(うち、保険手数料収入)	(6,258)	(6,485)
顧客との契約から生じる収益	41,178	48,179
その他の収益	45,149	49,536
営業収益	86,328	97,716

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (9)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,400	3,556
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,556	3,580

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載していません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載していません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	石田 建昭			当社 代表取締役会長	(被所有) 直接 0.26		新株予約権 の行使(注)	19		

(注) 2022年6月28日、2023年6月28日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

従業員のための企業年金等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
企業年金	退職給付信託					退職給付 会計上の 年金資産	資産の 一部返還	3,012		

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	723円29銭	770円74銭
1株当たり当期純利益	44円08銭	65円82銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	43円92銭	65円50銭

(注)1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	194,828	209,529
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	13,279	13,994
(うち新株予約権)	(369)	(239)
(うち非支配株主持分)	(12,910)	(13,754)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	181,548	195,534
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	251,005,495	253,695,999

- 2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	11,048	16,569
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	11,048	16,569
普通株式の期中平均株式数(株)	250,662,737	251,738,285
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	890,336	1,232,900
(うち新株予約権)(株)	(890,336)	(1,232,900)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第10回新株予約権(新株予約権の数1,260個)、第16回新株予約権(新株予約権の数1,496個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第17回新株予約権(新株予約権の数1,442個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

連結子会社の事業分離

当社は、2026年3月11日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社メビウスが営む保険代理店事業その他の一切の事業を、吸収分割により株式会社メビウス準備会社へ承継させることを決議し、2026年4月5日付で吸収分割契約を締結のうえ、2026年5月12日を効力発生日として、同吸収分割を実行いたしました。なお、株式会社メビウスは、2026年5月12日付で株式会社Milton清算会社に商号変更しております。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社メビウス準備会社

(2) 分離する事業の内容

株式会社メビウスが営む保険代理店事業その他一切の事業

(3) 事業分離を行う主な理由

グループの経営資源を注力分野に集中させることを目的としております。

(4) 事業分離効力発生日

2026年5月12日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする吸収分割

2. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

投資・金融サービス業

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	短期社債	2024年 11月1日 ～ 2026年 3月31日	14,100	11,200 (11,200)	0.10 ～ 1.23	無担保社債	2025年 4月14日 ～ 2026年 8月27日
	普通社債	2016年 10月26日 ～ 2026年 3月30日	13,020 [30,821千 米ドル]	22,317 (4,117) [5,332千 米ドル]	0.01 ～ 4.94	無担保社債	2025年 6月24日 ～ 2032年 2月16日
	他社株転 換条項付 社債	2022年 7月27日 ～ 2024年 7月1日	2,244	60 (60)	3.45 ～ 11.45	無担保社債	2025年 4月7日 ～ 2026年 9月24日
	ステップ アップ・ コーラ ブル債	2016年 12月13日	200	200 (200)	0.50	無担保社債	2026年 12月14日
	コーラ ブル債	2016年 10月26日 ～ 2020年 1月9日	2,300	2,300 (-)	0.18 ～ 1.03	無担保社債	2031年 10月27日 ～ 2040年 1月10日
	フ ロー ター債	2016年 12月8日	400	400 (400)	1.00	無担保社債	2026年 12月9日
	S T債	2026年 3月25日	-	90 (90)	2.50	無担保社債	2027年 3月25日
合計			32,264	36,567 (16,067)			

- (注) 1 「当期末残高」欄の()内は、1年内償還予定の金額であります。
2 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[]内は、外貨建ての金額であります。
3 当連結会計年度中に発行した短期社債の金額は81,490百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は84,300百万円であります。
4 当連結会計年度中に発行した社債の金額は13,500百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は6,386百万円であります。
5 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
16,067	-	13,200	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	192,196	174,135	0.99	
1年以内に返済予定の長期借入金	10,500	24,200	0.60	2027年1月29日～ 2027年3月31日
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	153,300	159,700	1.26	2027年6月22日～ 2045年1月31日
その他有利子負債(1年以内)				
信用取引借入金	14,363	36,891	1.60	
有価証券貸借取引受入金	106,437	136,071		
現先取引借入金	192,158	163,250		
合計	668,955	694,248		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
6,000	23,500	32,100	39,000

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	19,619	45,775	72,460	97,716
税金等調整前中間 (四半期)(当期)純利益 (百万円)	740	9,840	17,800	22,718
親会社株主に帰属する中間 (四半期)(当期)純利益 (百万円)	340	6,436	12,120	16,569
1株当たり中間 (四半期)(当期)純利益 (円)	1.36	25.62	48.21	65.82

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり四半期純利益 (円)	1.36	24.25	22.57	17.60

(注) 第1四半期連結累計期間及び第3四半期累計期間に係る財務情報のレビュー : 有

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第113期 (2025年3月31日)	第114期 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,161	11,715
立替金	2 28	2 46
短期差入保証金	2 1,488	2 1,679
短期貸付金	2 92,600	2 117,227
前払金	10	3
前払費用	2 408	2 897
未収入金	2 2,364	2 1,387
未収還付法人税等	176	-
未収収益	2 113	2 361
デリバティブ債権	2 1,517	2 1,545
流動資産合計	102,869	134,863
固定資産		
有形固定資産	3,515	3,136
建物	2,480	2,213
構築物	19	17
工具、器具及び備品	1,015	905
土地	0	0
無形固定資産	289	285
ソフトウェア	21	17
その他	268	267
投資その他の資産	152,257	142,325
投資有価証券	11,439	12,852
関係会社株式	102,785	93,697
その他の関係会社有価証券	551	562
関係会社長期貸付金	30,569	30,130
従業員に対する長期貸付金	0	-
長期差入保証金	2 2,111	2 2,132
長期前払費用	45	42
前払年金費用	4,521	4,981
その他	394	391
貸倒引当金	160	158
投資損失引当金	-	2,308
固定資産合計	156,063	145,746
資産合計	258,932	280,610

(単位：百万円)

	第113期 (2025年3月31日)	第114期 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	10,500	21,000
短期社債	14,100	11,290
1年内償還予定の社債	2 5,474	2 4,823
リース債務	4	4
未払金	2 1,100	2 726
未払法人税等	661	65
未払費用	2 729	2 914
預り金	2 227	2 228
前受金	2	1
前受収益	2 439	2 477
賞与引当金	326	566
役員賞与引当金	53	82
デリバティブ債務	2 1,473	2 1,837
流動負債合計	35,093	42,019
固定負債		
社債	2 12,703	20,500
長期借入金	99,400	108,900
リース債務	6	2
退職給付引当金	105	95
資産除去債務	624	630
繰延税金負債	818	1,372
その他	2 848	2 839
固定負債合計	114,507	132,340
負債合計	149,600	174,360
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,296
資本剰余金		
資本準備金	9,000	9,296
その他資本剰余金	15,260	14,985
資本剰余金合計	24,260	24,282
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	26,789	26,789
繰越利益剰余金	24,250	17,560
利益剰余金合計	51,039	44,349
自己株式	4,148	2,982
株主資本合計	107,151	101,946
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,810	4,064
評価・換算差額等合計	1,810	4,064
新株予約権	369	239
純資産合計	109,331	106,250
負債純資産合計	258,932	280,610

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第113期 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)		第114期 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)	
営業収益				
関係会社受取配当金	3	9,609	3	10,678
関係会社貸付金利息	3	1,750	3	2,754
経営指導料	3	6,638	3	6,539
金融収益		16		369
営業収益合計		18,014		20,341
営業費用				
販売費及び一般管理費				
取引関係費	3	1,026	3	1,471
人件費	1、3	3,668	1、3	4,502
不動産関係費	3	926	3	951
事務費	3	1,233	3	1,395
減価償却費		512		436
租税公課		275		349
貸倒引当金繰入額		-		0
その他	3	355	3	542
金融費用	2、3	1,145	2、3	2,029
営業費用合計		9,146		11,680
営業利益		8,868		8,660
営業外収益				
受取配当金		299		354
投資事業組合運用益		1		1
資産使用料	3	259	3	240
その他		29		29
営業外収益合計		590		626
営業外費用				
社債発行費	3	0	3	14
投資事業組合運用損		19		16
為替差損		-		0
その他		27		44
営業外費用合計		48		75
経常利益		9,410		9,211
特別利益				
投資有価証券売却益		1,436		2,985
新株予約権戻入益		117		120
退職給付信託返還益		1,491		-
特別利益合計		3,045		3,105
特別損失				
投資有価証券評価損		-		4
関係会社株式売却損		-		206
関係会社株式評価損		1,665		7,530
債権放棄損	3	98		-
加算税等		200		-
投資損失引当金繰入れ		-		2,308
特別損失合計		1,964		10,049
税引前当期純利益		10,490		2,267
法人税、住民税及び事業税		491		111
法人税等調整額		322		483
法人税等合計		814		595
当期純利益		9,676		2,862

【株主資本等変動計算書】

第113期(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	15,269	24,269	26,789	21,588	48,377	4,409	104,238
当期変動額									
新株の発行									-
剰余金の配当						7,013	7,013		7,013
当期純利益						9,676	9,676		9,676
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			9	9				261	251
自己株式の消却									-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	9	9	-	2,662	2,662	260	2,913
当期末残高	36,000	9,000	15,260	24,260	26,789	24,250	51,039	4,148	107,151

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,518	2,518	430	107,188
当期変動額				
新株の発行				-
剰余金の配当				7,013
当期純利益				9,676
自己株式の取得				0
自己株式の処分				251
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	708	708	60	769
当期変動額合計	708	708	60	2,143
当期末残高	1,810	1,810	369	109,331

第114期(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	15,260	24,260	26,789	24,250	51,039	4,148	107,151
当期変動額									
新株の発行	296	296		296					592
剰余金の配当						9,552	9,552		9,552
当期純利益						2,862	2,862		2,862
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			77	77				814	892
自己株式の消却			352	352				352	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	296	296	274	21	-	6,690	6,690	1,165	5,205
当期末残高	36,296	9,296	14,985	24,282	26,789	17,560	44,349	2,982	101,946

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,810	1,810	369	109,331
当期変動額				
新株の発行				592
剰余金の配当				9,552
当期純利益				2,862
自己株式の取得				0
自己株式の処分				892
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,254	2,254	129	2,124
当期変動額合計	2,254	2,254	129	3,081
当期末残高	4,064	4,064	239	106,250

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格をもって貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～47年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産及び長期前払費用(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

経営指導料

当社の顧客との契約から生じる主要な収益は、当社子会社等からの経営指導料であり、当該子会社等に対し指導・助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 貸借対照表に計上した金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
関係会社株式	102,785百万円	93,697百万円
うち、株式会社お金のデザイン株式	7,937百万円	7,937百万円
投資損失引当金	- 百万円	2,308百万円

(2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(見積り金額の算出方法)

関係会社株式には、市場価格がなく時価を算定することが極めて困難な有価証券で、投資先の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額により投資を実行した株式が含まれております。当該株式については、実質価額が著しく低下した場合、減損処理を行うかどうかの検討が行われます。実質価額は当該会社の財政状態、直近の事業環境とそれを反映させた事業計画等を基礎とした見積将来キャッシュ・フローの現在価値等を利用して算定された株式価値評価額に基づいております。

投資損失引当金は、「(重要な会計方針) 3 引当金の計上基準」に会計方針として記載のとおり、事業年度末に有する関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。

当事業年度において、上記の検討を行った結果、実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、期末における実質価額が一定程度低下したと判断した一部の銘柄について、低下に相当する額を投資損失引当金として計上しております。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の検討は、主に事業計画や実績から導かれる将来キャッシュ・フローの見込みといった仮定に基づき実施されており、当該将来キャッシュ・フローの見込みは事業計画を基礎として、将来の口座開設数及び資金流入額等の見積りを含む運用資産残高等の将来の事業環境に係る仮定を反映して算定しております。

(翌年度の財務諸表に与える影響)

上記の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りに、外部環境の変動などの定性情報も加味した将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌事業年度においても、減損処理あるいは投資損失引当金の追加計上を行う可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 保証債務の残高

関係会社の金融機関借入金等に対する債務保証

	第113期 (2025年3月31日)	第114期 (2026年3月31日)
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	236百万円	109百万円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	第113期 (2025年3月31日)	第114期 (2026年3月31日)
短期金銭債権	96,519百万円	120,565百万円
長期金銭債権	117	120
短期金銭債務	2,822	2,959
長期金銭債務	753	756

(注) 長期金銭債権は、関係会社長期貸付金を含んでおりません。

(損益計算書関係)

1 人件費に含まれる引当金繰入額の内訳

	第113期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第114期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
賞与引当金繰入れ	326百万円	566百万円
役員賞与引当金繰入れ	53	82
退職給付費用	797	345

2 金融費用の内訳

	第113期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第114期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
社債利息	152百万円	220百万円
デリバティブ損益	200	567
支払利息	723	1,241
為替差損	69	-

3 関係会社との取引高

	第113期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第114期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
関係会社からの営業収益	17,997百万円	19,972百万円
関係会社への営業費用	789	1,411
関係会社との営業取引以外の取引高	159	254

(有価証券関係)

第113期(2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	626	2,757	2,130
計	626	2,757	2,130

(注)上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	90,612
関連会社株式	11,545
その他の関係会社有価証券	551
計	102,709

第114期(2026年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	626	3,025	2,398
計	626	3,025	2,398

(注)上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	81,559
関連会社株式	11,511
その他の関係会社有価証券	562
計	93,633

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第113期 (2025年3月31日)	第114期 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	33百万円	30百万円
組織再編に伴う関係会社株式	586	586
関係会社株式評価損	1,002	2,455
投資有価証券評価損	66	22
賞与引当金	99	178
貸倒引当金	49	49
投資損失引当金	-	727
その他	838	903
繰延税金資産小計	2,675百万円	4,955百万円
評価性引当額	1,397	3,544
繰延税金資産合計	1,278百万円	1,410百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	498百万円	591百万円
その他有価証券評価差額金	827	1,865
その他	771	326
繰延税金負債合計	2,097百万円	2,783百万円
繰延税金資産純額	818百万円	1,372百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第113期 (2025年3月31日)	第114期 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.63%	30.63%
(調整)		
交際費等の永久差異	0.91	5.60
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	26.31	146.49
住民税均等割額	0.09	0.39
海外子会社等に係る課税留保金額	0.44	-
関係会社株式売却による影響	-	24.67
投資簿価修正	-	23.34
税額控除等	0.57	2.59
評価性引当額の増減額	1.80	90.30
その他	0.78	2.76
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.76%	26.25%

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めておりました「税額控除等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「その他」に表示していた0.21%は、「税額控除等」 0.57%及び「その他」0.78%として組替えております。

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との収益から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	4,002	-	-	267	4,002	1,789
	構築物	27	-	-	1	27	9
	工具、器具 及び備品	2,590	22	0	133	2,612	1,707
	土地	0	-	-	-	0	-
	計	6,620	22	0	401	6,643	3,506
無形 固定資産	ソフト ウェア	115	8	5	8	118	100
	その他	273	-	-	0	273	6
	計	388	8	5	9	392	107
長期前払費用		66	13	10	10	69	26

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	160	1	4	158
賞与引当金	326	566	326	566
役員賞与引当金	53	82	53	82
退職給付引当金	105	2	11	95
投資損失引当金	-	2,308	-	2,308

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額は、貸付金の債権放棄及び貸倒懸念債権の回収による戻入れであります。

2 投資損失引当金の当期増加額は、一部の関係会社株式に係る繰入れであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで		
定時株主総会	6月中		
基準日	3月31日		
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り・買増し			
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部		
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社		
取次所			
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額		
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社及び中日新聞社に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.tokaitokyo-fh.jp		
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主を対象として、主に、地域の特産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフト形式です。		
	保有株式数	優待商品	継続保有期間
			3年未満 3年以上
	100株以上1,000株未満	500円相当の優待商品	なし 一点
	1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の特産品等	一点 一点
	3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の特産品等	二点 二点
	5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の特産品等	一点 一点
	10,000株以上	5,000円相当の特産品等	二点 二点

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類、 その確認書	事業年度 (第113期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月24日 関東財務局長に提出。
(2) 有価証券報告書の 訂正報告書 及びその確認書			2024年6月26日に提出した第112期有価証券 報告書に係る訂正報告書及びその確認書 2025年7月8日 関東財務局長に提出。 2025年6月24日に提出した第113期有価証券 報告書に係る訂正報告書及びその確認書 2025年7月8日 関東財務局長に提出。
(3) 内部統制報告書	事業年度 (第113期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月24日 関東財務局長に提出。
(4) 半期報告書 及びその確認書	第114期中	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月13日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書			企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第9号の規定に基づく臨時報告書(代表 取締役の異動) 2025年5月21日 関東財務局長に提出。 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 (株主総会における議決権行使の結果) 2025年6月30日 関東財務局長に提出。 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書 (ストック・オプションの発行) 2025年8月27日 関東財務局長に提出。 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書 (譲渡制限付株式の新株発行) 2026年1月30日 関東財務局長に提出。
(6) 臨時報告書の訂正報告書			2025年8月27日に提出した臨時報告書に係る 訂正報告書 2025年9月16日 関東財務局長に提出。 2026年1月30日に提出した臨時報告書に係る 訂正報告書 2026年3月13日 関東財務局長に提出。
(7) 訂正発行登録書(社債)			2024年12月23日に提出した発行登録書に係る 訂正発行登録書 2025年5月21日 関東財務局長に提出。 2024年12月23日に提出した発行登録書に係る 訂正発行登録書 2025年6月30日 関東財務局長に提出。 2024年12月23日に提出した発行登録書に係る 訂正発行登録書 2025年7月8日 関東財務局長に提出。 2024年12月23日に提出した発行登録書に係る 訂正発行登録書 2025年8月27日 関東財務局長に提出。 2024年12月23日に提出した発行登録書に係る 訂正発行登録書 2025年9月16日 関東財務局長に提出。 2024年12月23日に提出した発行登録書に係る 訂正発行登録書 2026年1月30日 関東財務局長に提出。 2024年12月23日に提出した発行登録書に係る 訂正発行登録書 2026年3月13日 関東財務局長に提出。
(8) 発行登録追補書類(社債) 及びその添付書類			2026年2月27日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月23日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 田 好 弘

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

持分法適用関連会社株式に含まれるのれんの減損損失の認識の要否	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（以下、「当社」）の連結貸借対照表に計上されている投資有価証券59,768百万円には、株式会社お金のデザイン（以下、「同社」）に関する関連会社株式4,261百万円が含まれている。また、連結財務諸表注記「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、投資有価証券には3,696百万円の同社を含む持分法適用関連会社に関するのれんが含まれている。</p> <p>連結財務諸表注記「重要な会計上の見積り」に従い、関連会社株式に含めて計上されているのれんは、必要に応じて減損が認識され、その減損額は持分法による投資損失として計上される。</p> <p>関連会社株式に含まれる同社ののれんの減損テストには、株式価値評価を用いている。</p> <p>株式価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローは、同社の事業計画を基礎として見積もられるが、既存提携先との取引条件変更や新規提携先の獲得による運用受託報酬の拡大見込みの計画には高い不確実性を伴うため、経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、同社に関する関連会社株式に含まれるのれんの減損損失の認識の要否に関する判断が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、同社ののれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。なお、以下の監査手続は、他の監査人が同社に対して実施した監査手続を含んでいる。</p> <p>(1) リスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> のれんの減損テストに関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 同社の事業計画で見込まれている将来キャッシュ・フローについて、過年度の事業計画における予測値と当連結会計年度の実績値を比較分析した。 <p>(2) のれんの減損損失の認識の要否の判断の妥当性の検討</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる同社の事業計画の作成に当たって採用された主要な仮定が適切かどうかを評価するため、その根拠について、当社の経営者に対して質問をしたほか、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託報酬の拡大見込み前提となった、既存提携先との取引条件変更や新規提携先の獲得状況について、同社の取締役会議事録及び関連する契約書類を閲覧し、合理的な見込みであるかどうかを検討した。 事業計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の将来キャッシュ・フローの見積りと、減損テストの対象となった将来キャッシュ・フローを比較し、過去の事業計画の達成状況及び差異の原因についての検討結果や、主要な仮定が適切かどうかについての評価結果を踏まえ、不確実性への対応が十分であるかどうかを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 田 好 弘

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第114期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の減損処理の要否	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（以下、「当社」）の貸借対照表に計上されている関係会社株式93,697百万円には、財務諸表注記「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、非上場の関係会社である株式会社お金のデザイン（以下、「同社」）に対する投資7,937百万円が含まれている。</p> <p>非上場の関係会社株式に対する投資等、市場価格のない株式等については、財務諸表注記「重要な会計上の見積り」に従い、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠により裏付けられない場合には、減損処理が必要となる。</p> <p>同社株式は、超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額で取得しており、その実質価額は、株式価値評価を用いて算定している。</p> <p>株式価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローは、同社の事業計画を基礎として見積られるが、既存提携先との取引条件変更や新規提携先の獲得による運用受託報酬の拡大見込みの計画には高い不確実性を伴うため、経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、同社に関する関係会社株式の減損処理の要否に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、同社株式の減損処理の要否に関する判断の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) リスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係会社株式の減損処理の要否の判断に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 同社の事業計画で見込まれている将来キャッシュ・フローについて、過年度の事業計画における予測値と当事業年度の実績値を比較分析した。 <p>(2) 関係会社株式の減損処理の要否の判断の妥当性の検討</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる同社の事業計画の作成に当たって採用された主要な仮定が適切かどうかを評価するため、その根拠について、当社の経営者に対して質問をしたほか、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託報酬の拡大見込み前提となった、既存提携先との取引条件変更や新規提携先の獲得状況について、合理的な見込みであるかどうかを検討した。 事業計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の将来キャッシュ・フローの見積りと、減損テストの対象となった将来キャッシュ・フローを比較し、過去の事業計画の達成状況及び差異の原因についての検討結果や、主要な仮定が適切かどうかについての評価結果を踏まえ、不確実性への対応が十分であるかどうかを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上